

ウィルコム通信サービス契約約款

平成24年1月1日
株式会社ウィルコム

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 約款の揭示
- 第4条 提供条件の変更に係る説明
- 第5条 用語の定義
- 第6条 通話以外の通信の取扱い
- 第7条 法令に規定する事項

第2章 ウィルコム通信サービスの種類

- 第8条 ウィルコム通信サービスの種類

第3章 ウィルコム通信サービスのサービス区域

- 第9条 ウィルコム通信サービスのサービス区域

第4章 契約

第1節 一般ウィルコム通信に係る契約

- 第10条 契約の種別
- 第11条 契約の単位
- 第12条 一般ウィルコム通信契約申込の方法
- 第13条 一般ウィルコム通信契約申込の承諾
- 第14条 電話番号
- 第15条 一般ウィルコム通信の区別の変更等
- 第16条 一般ウィルコム通信の利用の一時中断
- 第17条 一般ウィルコム通信の利用の休止
- 第18条 一般ウィルコム通信利用権の譲渡
- 第19条 一般ウィルコム通信契約者の地位の承継
- 第20条 一般ウィルコム通信契約者の氏名等の変更の届出
- 第21条 一般ウィルコム通信契約者が行う一般ウィルコム通信契約の解除
- 第22条 定期一般ウィルコム通信契約の満了等
- 第23条 当社が行う一般ウィルコム通信契約の解除

第2節 テレメタリングに係る契約

- 第24条 契約の単位
- 第25条 テレメタリング契約申込の承諾
- 第26条 その他の提供条件

第3節 国際ローミング契約

- 第27条 契約の単位
- 第28条 国際ローミング契約申込の方法
- 第29条 国際ローミング契約申込の承諾
- 第30条 契約者回線の追加又は廃止
- 第31条 電話番号
- 第32条 国際ローミング利用権の譲渡
- 第33条 その他の提供条件

第5章 付加機能

- 第34条 付加機能の提供
- 第35条 一般ウィルコム通信の利用の一時中断があった場合の取扱い
- 第36条 一般ウィルコム通信の利用の休止があった場合の取扱い

第6章 端末設備の提供等

第1節 端末設備の提供等

- 第37条 端末設備の提供
- 第38条 一般ウィルコム通信の利用の一時中断があった場合の取扱い
- 第39条 一般ウィルコム通信の利用の休止があった場合の取扱い
- 第40条 電話番号の登録等

第2節 自営端末設備の接続等

- 第41条 自営端末設備の接続
- 第42条 自営端末設備の電話番号の登録等

第7章 利用中止及び利用停止

- 第43条 利用中止
- 第44条 利用停止

第8章 通話

第1節 相互接続協定に基づくウィルコム通信サービスの提供等

- 第45条 相互接続協定に基づくウィルコム通信サービスの提供
- 第46条 相互接続協定による通話利用の制約
- 第47条 通話時間又は情報量の測定等

第2節 通話利用の制限

- 第48条 通話利用の制限
- 第49条 通話時間等の制限

第9章 料金等

第1節 料金

- 第50条 料金

第2節 料金の支払義務等

- 第51条 基本使用料等の支払義務
- 第52条 通話料の支払義務
- 第53条 契約解除手数料の支払義務
- 第54条 ユニバーサルサービス制度に基づく負担に係る料金の支払義務
- 第55条 手続きに関する料金の支払義務
- 第56条 料金の計算等

第3節 預託金

- 第57条 預託金

第4節 割増金及び延滞利息

- 第58条 割増金
- 第59条 延滞利息

第5節 協定事業者が行う債権の譲渡の承諾等

- 第 60 条 協定事業者が行う債権の譲渡の承諾
- 第 61 条 他社相互接続通話に係る債権の譲受等
- 第 62 条 協定事業者への債権の譲渡

第 10 章 保守

- 第 63 条 契約者の維持責任
- 第 64 条 契約者の切分責任
- 第 65 条 修理又は復旧の順位
- 第 66 条 修理又は復旧の場合の暫定措置

第 11 章 損害賠償

- 第 67 条 責任の制限
- 第 68 条 免責

第 12 章 雑則

- 第 69 条 発信者番号通知
- 第 70 条 承諾の限界
- 第 71 条 利用に係る契約者の義務
- 第 72 条 契約者からの電気の提供
- 第 73 条 契約者からの場所の提供
- 第 74 条 電話番号の登録等のための端末設備の持込み
- 第 75 条 閲覧
- 第 76 条 契約者の氏名等情報の授受
- 第 77 条 電気通信事業者への情報の通知
- 第 78 条 協定事業者に係る料金回収代行の取扱い
- 第 79 条 相互接続番号案内接続
- 第 80 条 相互接続番号案内料の支払義務
- 第 81 条 インターネット接続サービスの利用等

第 13 章 付随サービス

- 第 82 条 通話料明細書の送付等
- 第 83 条 料金情報通知
- 第 84 条 通話料の分計請求等
- 第 85 条 同一請求書による請求
- 第 86 条 情報料等回収代行
- 第 87 条 情報提供サービス
- 第 88 条 海外ローミング
- 第 89 条 料金等請求書の送付

料金表

- 通 則
- 第 1 表 料金（付随サービスの料金を除きます。）
- 第 2 表 付随サービスに関する料金

別表

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、ウィルコム通信サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりウィルコム通信サービス(当社が、約款以外の提供条件を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

2 前項のほか、当社は、ウィルコム通信サービスに付随するサービス(以下「付随サービス」といいます。)をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の掲示)

第3条 当社は、この約款をインターネット及びサービス取扱所において掲示します。

(提供条件の変更に係る説明)

第4条 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の2第5項第3号に規定する提供条件の変更については、書面を送付する方法により事前に説明します。

(用語の定義)

第5条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)
5 電話サービス	電話網のみを使用して行う電気通信サービス
6 ウィルコム通信サービス	当社が提供する電話サービス
7 サービス取扱所	ウィルコム通信サービスに関する業務を行う当社の事業所(当社の委託によりウィルコム通信サービスに関する契約事務等を行う者の事業所を含みます。)であって、相当する業務内容に応じて当社が指定する事業所

8	一般ウィルコム通信契約	当社から一般ウィルコム通信の提供を受けるための契約 (定期一般ウィルコム通信契約となるものを除きます。)
9	一般ウィルコム通信契約者	当社と一般ウィルコム通信契約を締結している者
10	定期一般ウィルコム通信契約	当社が定める期間において当社から一般ウィルコム通信の提供を受けるための契約
11	定期一般ウィルコム通信契約者	当社と定期一般ウィルコム通信契約を締結している者
12	国際ローミング契約	当社から国際ローミングの提供を受けるための契約
13	国際ローミング契約者	当社と国際ローミング契約を締結している者
14	テレメタリング契約	当社からテレメタリングの提供を受けるための契約
15	テレメタリング契約者	当社とテレメタリング契約を締結している者
16	ウィルコム通信契約	一般ウィルコム通信契約、定期一般ウィルコム通信契約、テレメタリング契約又は国際ローミング契約
17	契約者	一般ウィルコム通信契約者、定期一般ウィルコム通信契約者、テレメタリング契約者又は国際ローミング契約者
18	移動無線装置	ウィルコム通信契約に基づいて、陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
19	他社移動無線装置	協定事業者の電話サービスに係る契約に基づいて、陸上において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
20	移動無線装置等	移動無線装置又は他社移動無線装置
21	契約者回線	ウィルコム通信契約に基づいて、当社の無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
22	他社契約者回線	(1) 協定事業者の電話サービスに係る契約に基づいて、協定事業者の無線基地局設備と契約の申込者が指定する他社移動無線装置との間に設定される電気通信回線 (2) 協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づいて、協定事業者の交換設備と契約の申込者又は協定事業者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
23	端末設備	契約者回線等の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
24	端末機器	端末機器の技術基準適合認定及び設計の認証に関する規則(平成16年総務省令第15号)で定める種類の端末設備の機器
25	自営端末設備	当社が提供する端末設備以外の端末設備(当社が別に定めるところにより売切りをした端末設備を含みます。)
26	自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
27	相互接続協定	電気通信事業者が、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)の規定に基づき、電気通信設備の接続に関し締結する協定

28 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
29 契約者回線等	(1) 契約者回線及び契約者回線に電話網のみを介して接続される電気通信設備であって当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 他社契約者回線及び契約者回線に当該電気通信網のみを介して接続される電気通信設備であって当該協定事業者が必要により設置する電気通信設備(無線呼出サービス等を提供する電気通信事業者が設置する電気通信設備を含みます。)
30 国際通信事業者	国際電気通信サービスを提供する協定事業者であって、当社が別に定める電気通信事業者
31 外国事業者	外国においてウィルコム通信サービスと同一の通信方式により電気通信サービスを提供している者
32 海外事業者	外国において電気通信サービスを提供している者
33 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(通話以外の通信の取扱い)

第6条 ウィルコム通信サービスを利用して行う通話以外の通信は、この契約(契約約款以外の契約事項を記した書面を含みます。以下同じとします。)において別段の規定がある場合を除き、これを通話とみなして取り扱います。

(法令に規定する事項)

第7条 ウィルコム通信サービスの提供に当たり、法令に定めがある事項はその定めるところによります。

第2章 ウィルコム通信サービスの種類

(ウィルコム通信サービスの種類)

第8条 ウィルコム通信サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
一般ウィルコム通信	当社が、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に、当社が指定する電話番号の電気通信回線を設定して提供するウィルコム通信サービス(テレメタリング又は国際ローミングとなるものを除きます。)
テレメタリング	当社が、無線基地局設備と契約の申込者が指定する業務用端末装置(当社が別に定めるものに限ります。)に組み込まれ、付加され又は接続された移動無線装置との間に、当社が指定する電話番号の電気通信回線を設定して、業務用端末装置と業務用情報処理設備との間の通信(回線交換通信、パケット通信又はユーザ間情報通知に限ります。)のために提供するウィルコム通信サービス
国際ローミング	当社が、無線基地局設備と契約の申込者(外国事業者に限ります。)が指定する移動無線装置(外国事業者が提供する電気通信サービスの利用において使用されているものに限ります。)との間に、当社が指定す

	る電話番号の電気通信回線を設定して提供するウィルコム通信サービス
--	----------------------------------

2 一般ウィルコム通信には、次の区別があります。

ただし、特定通信限定利用 型は、一般ウィルコム通信契約者が個人の場合に限り提供します。

区 別	内 容
無限定利用	通話相手先限定利用、特定通信限定利用 型、特定通信限定利用 型及び総合利用型以外のもの
通話相手先限定利用 (安心だフォン・Two LINK DATA)	通話の発信について、緊急通報用電話番号等当社が別に定める電話番号、及び当社が別に定める数の範囲内(3まで)において契約の申込者が指定する特定の電話番号への回線交換通信及びパケット通信に限り利用できる一般ウィルコム通信
特定通信限定利用 型 (文字電話)	文字メッセージ、データ伝送その他の通話以外の回線交換通信に限り利用できる一般ウィルコム通信であって、当社が定めた仕様に則り文字メッセージを送信を行うことができるもの
特定通信限定利用 型 (H" IN使っただけ コース)	文字メッセージ、データ伝送その他の通話以外の回線交換通信に限り利用できる一般ウィルコム通信であって、第13条(一般ウィルコム通信契約申込の承諾)に規定するオンライン開通契約申込における処理手順により回線開通を行うもの
総合利用型	同一の名義人において、当社が提供するウィルコム通信サービス以外の電気通信サービス(当社が指定するものに限り。以下「約款外通信サービス」といいます。)の契約を必須とするものであって、当社が指定する端末設備等を使用するもの

3 定期一般ウィルコム通信には次の区別があります。

区 別	内 容
型	第22条第1項の規定に基づく定期一般ウィルコム通信の提供を開始した日から満了日までの期間が1年であるもの
型	第22条第1項の規定に基づく定期一般ウィルコム通信の提供を開始した日から満了日までの期間が2年であるもの

4 一般ウィルコム通信の無限定利用には、利用可能な通信方式により、次の区別があります。

区 別	内 容
標準型	複合型及び回線交換専用型以外のもの
複合型	1の通信において、単位時間当たりデータ伝送量その他の伝送条件に応じて、パケット交換方式による通信と回線交換方式による通信を適宜切り替えて行う通信(以下「フレックスチェンジ通信」といいます。)パケット交換方式による通信(フレックスチェンジ通信の構成要素であるものを除きます。以下「パケット通信」といいます。)及び回線交換方式による通信(フレックスチェンジ通信の構成要素であるものを除きます。以下「回線交換通信」といいます。)が利用できるもの
回線交換専用型	パケット通信(文字情報蓄積伝送装置又は文字情報提供装置接続装置への通信に限り。及び回線交換通信のみが利用できるもの

(注) パケット通信は、当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約者回線等への通信及び当社が別に定める当社の電気通信設備への通信において、フレックスチェンジ通信は、当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約者回線等への通信において、提供します。

5 テレメタリングには、次の区別があります。

区 別	内 容
テレメタリング 型	被監視装置（計量器、故障検知器、位置情報探知器等において把握した各種情報を、電気通信回線を通じて自動的に発信する機能を有する装置（計量器等に組み込まれた装置を含みます。）に組み込まれ又は付加された移動無線装置を使用して、被監視装置と監視装置との間の回線交換通信、パケット通信又はユーザ間情報通知が利用できるもの
テレメタリング 型	業務用端末装置（当社が別に定めるものに限ります。）に組み込まれ、付加され又は接続された移動無線装置を使用して、業務用端末装置と業務用情報処理設備との間のパケット通信による発着信又は回線交換通信若しくはユーザ間情報通知による着信が利用できるもの（テレメタリング 型となるものを除きます。）

第3章 ウィルコム通信サービスのサービス区域

（ウィルコム通信サービスのサービス区域）

第9条 当社のウィルコム通信サービスの提供区域は、当社が別に定める「提供区域一覧表」によります。

2 前項に規定する提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところ等ではウィルコム通信サービスを利用できないこと（通信速度の低下を含みます。）があります。

第4章 契約

第1節 一般ウィルコム通信に係る契約

（契約の種別）

第10条 一般ウィルコム通信には、次の契約があります。

ただし、定期一般ウィルコム通信契約は、一般ウィルコム通信の区別が無限定利用の場合に限り締結します。

- (1) 一般ウィルコム通信契約
- (2) 定期一般ウィルコム通信契約

（契約の単位）

第11条 当社は、電話番号1番号ごとに1の一般ウィルコム通信契約（定期一般ウィルコム通信契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。この場合、一般ウィルコム通信契約者（定期一般ウィルコム通信契約者を含みます。以下同じとします。）は、1の一般ウィルコム通信契

約につき1人に限ります。

(一般ウィルコム通信契約申込の方法)

第12条 一般ウィルコム通信契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をその一般ウィルコム通信の契約事務を行うサービス取扱所に提出又は電話網等を経由して送信していただきます。

ただし、その申込みが契約変更(一般ウィルコム通信契約(定期一般ウィルコム通信契約を除きます。))を解除すると同時に新たに定期一般ウィルコム通信契約を締結すること又は定期一般ウィルコム通信契約を解除すると同時に一般ウィルコム通信契約(定期一般ウィルコム通信契約を除きます。))を締結することをいいます。以下同じとします。)によるものである場合は、この限りではありません。

2 当社は、一般ウィルコム通信契約者から契約変更の申出があったときは、その申込事項は、申出の際変更された事項を除き、既に提供している一般ウィルコム通信に準じて取り扱います。

(一般ウィルコム通信契約申込の承諾)

第13条 当社は、一般ウィルコム通信契約の申込み(契約変更によるものを除きます。)があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通話の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 一般ウィルコム通信契約(一般ウィルコム通信の区別が通話相手先限定利用のものに限ります。)の申込みをした者が、当社が別に定める数の範囲(3まで)を超えて利用するおそれがあると当社が認めたとき。

(2) 一般ウィルコム通信契約の申込みをした者が、第71条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) 一般ウィルコム通信契約(一般ウィルコム通信の区別が特定通信限定利用型又は特定通信限定利用型のものに限ります。)の申込みをした者が、通話に利用するおそれがあると当社が認めたとき。

(4) 一般ウィルコム通信契約の申込みをした者が、料金その他の債務(この約款に規定するウィルコム通信サービス(付随サービスを含みます。))に関する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)又は当社が別に定める債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) 一般ウィルコム通信契約(料金種別が音声定額プランのものに限ります。)の申込みをした者が、当社が別に定める利用方法により通信を行うおそれがあると当社が認めたとき。

(6) 一般ウィルコム通信契約(一般ウィルコム通信の区別が総合利用型のものに限ります。)の申込をした者が、約款外通信サービスの申込を同時に行わないとき又は契約者名義が異なるとき

(7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 契約申込書を電話網等を経由して送信する方法により行う一般ウィルコム通信契約の申込みであって、当社が定めた回線開通の処理手順を実行できる端末設備からその処理手順に則り手続きを行うもの(以下「オンライン開通契約申込」といいます。)については、当社は、前各項の規定によるほか、一時的な利用限度額の設定その他当社が別に定めるところによりその申込みを承諾します。

5 当社は、契約変更の申出があったときは、その申出により当社が必要な登録を完了した日の翌

日にその申出を承諾します。この場合、その申出が端末設備の変更と同時に行われたときは、この限りではありません。

(電話番号)

第14条 一般ウィルコム通信の電話番号は、一般ウィルコム通信契約申込の承諾時に当社が定めま

す。

2 当社は、第66条(修理又は復旧の場合の暫定措置)の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、一般ウィルコム通信の電話番号を変更することがあります。

3 当社は、前項の規定により一般ウィルコム通信の電話番号を変更する場合は、あらかじめそのことを一般ウィルコム通信契約者に通知します。

(一般ウィルコム通信の区別の変更等)

第15条 一般ウィルコム通信契約者(定期一般ウィルコム通信契約者を除きます。)は、一般ウィルコム通信の区別の変更の請求をすることができます。

2 一般ウィルコム通信契約者は、一般ウィルコム通信の無限定利用の区別の変更の請求をすることができます。

3 前2項の請求があったときは、当社は、第13条(一般ウィルコム通信契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(一般ウィルコム通信の利用の一時中断)

第16条 当社は、一般ウィルコム通信契約者から当社所定の書面により請求があったときは、一般ウィルコム通信の利用の一時中断(その電話番号を他に転用することなく一般ウィルコム通信を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 一般ウィルコム通信契約者(一般ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものに限ります。)が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの利用の一時中断を請求したときは、その一般ウィルコム通信についても、前項の請求を行うものとします。

(一般ウィルコム通信の利用の休止)

第17条 当社は、一般ウィルコム通信契約者(一般ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものを除いた法人に限ります。)から当社所定の書面により請求があったときは、一般ウィルコム通信の利用の休止(その電話番号を他に転用することを条件としてウィルコム通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 当社は、前項の規定により一般ウィルコム通信の利用の休止を行った後、一般ウィルコム通信契約者から当社所定の書面により再利用の請求があったときは、第13条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

3 一般ウィルコム通信の利用の休止の期間は、3年を限度とします。

4 一般ウィルコム通信の利用の休止の期間が3年を経過した後、新たにウィルコム通信サービスの再利用の請求を行わない場合、そのウィルコム通信サービス契約は、解除されたものとします。

5 一般ウィルコム通信の利用の休止を利用している一般ウィルコム通信契約者は、第18条

(一般ウィルコム通信利用権の譲渡)及び第19条(一般ウィルコム通信契約者の地位の承継)の規定は適用を受けることができません。

6 一般ウィルコム通信の利用の休止の利用は、1契約者回線ごとに1回とします。

(一般ウィルコム通信利用権の譲渡)

第18条 一般ウィルコム通信契約者が一般ウィルコム通信契約に基づいて一般ウィルコム通信の提供を受ける権利(以下「一般ウィルコム通信利用権」といいます。)の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりその一般ウィルコム通信の契約事務を行うサービス取扱所に請求していただきます。

2 当社は、前項の規定により一般ウィルコム通信利用権の譲渡の承認の請求があったときは、第13条(一般ウィルコム通信契約申込の承諾)を準用します。

3 一般ウィルコム通信利用権の譲渡があったときは、譲受人は、一般ウィルコム通信契約の有していた一切の権利(当社が別に定める権利を除きます。)及び義務を承継します。

4 一般ウィルコム通信契約者(一般ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものに限ります。)が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの提供を受ける権利の譲渡の承認を請求したときは、その一般ウィルコム通信契約についても、第1項の請求を行なうものとします。

(一般ウィルコム通信契約者の地位の承継)

第19条 相続又は法人の合併若しくは分割により一般ウィルコム通信契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかにその一般ウィルコム通信の契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 一般ウィルコム通信契約者(一般ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものに限ります。)が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの地位の承継を届け出たときは、その一般ウィルコム通信契約についても、第1項の請求を行なうものとします。

(一般ウィルコム通信契約者の氏名等の変更の届出)

第20条 一般ウィルコム通信契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを当社が別に定める方法により速やかにその一般ウィルコム通信の契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

2 前項の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 一般ウィルコム通信契約者が第1項の通知を怠ったときは、当社が一般ウィルコム通信契約に関し一般ウィルコム通信契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先宛に発信した書面は、当該書面不到達の場合においても、通常その到達すべき時に一般ウィルコム通信契約者に到達したものとみなします。

4 一般ウィルコム通信契約者(一般ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものに限

ります。)が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先の変更の通知をしたときは、その一般ウィルコム通信契約についても、第1項の請求を行なうものとします。

(一般ウィルコム通信契約者が行う一般ウィルコム通信契約の解除)

第21条 一般ウィルコム通信契約者は、一般ウィルコム通信契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめその一般ウィルコム通信の契約事務を行うサービス取扱所に当社が別に定める方法により通知していただきます。

ただし、第12条(一般ウィルコム通信契約申込の方法)第2項の規定による場合は、この限りではありません。

2 一般ウィルコム通信契約者(一般ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものに限ります。)が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの契約を解除した際は、その一般ウィルコム通信契約についても、前項の通知を行うものとし、その一般ウィルコム通信契約の解除を行うものとします。

(定期一般ウィルコム通信契約の満了等)

第22条 定期一般ウィルコム通信契約は、その契約(一般ウィルコム通信利用権の譲渡があったときは、譲渡前の契約)に基づいて当社が一般ウィルコム通信の提供を開始した日(その契約が次項の規定により更新されたものであるときは、その更新があった日)から起算して、当社が別に定める年数を経過することとなる日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了となります。

2 当社は、前項の規定により定期一般ウィルコム通信契約が満了した場合は、当社が定める方法にてあらかじめその契約を更新しない旨の通知を受けているとき(一般ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択している場合は、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの契約を更新しない旨の通知を同時に受けているときに限ります。)を除き、満了日の翌日(以下「更新日」)に定期一般ウィルコム通信契約を更新します。

(当社が行う一般ウィルコム通信契約の解除)

第23条 当社は、第44条(利用停止)第1項の規定により一般ウィルコム通信の利用を停止された一般ウィルコム通信契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般ウィルコム通信契約を解除することがあります。この場合、一般ウィルコム通信契約者が、一般ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているときは、その一般ウィルコム通信契約者が契約をしている約款外通信サービスについても、約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの契約を解除することがあります。以下、本条文において同様とします。

2 当社は、一般ウィルコム通信契約者が第44条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、一般ウィルコム通信の利用停止をしないでその一般ウィルコム通信契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その一般ウィルコム通信契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般ウィルコム通信契約者にそのことを通知します。

第2節 テレメタリングに係る契約

(契約の単位)

第24条 当社は、電話番号1番号ごとに1のテレメタリング契約を締結します。この場合、テレメタリング契約者は、1のテレメタリング契約につき1人に限ります。

(テレメタリング契約申込の承諾)

第25条 テレメタリング契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通話の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 当社が、テレメタリング契約の申込みをした者がテレメタリング以外の利用(緊急通報を除きます。)をするおそれがあると認めたとき。
 - (2) テレメタリング契約の申込みをした者が、ウィルコム通信サービスに係る料金その他の債務又は当社が別に定める債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他当社の業務遂行上支障があるとき。

(その他の提供条件)

第26条 契約申込の方法、電話番号、利用の一時中断、利用権の譲渡、契約者の地位の承継、契約者の氏名等の変更の届出、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、一般ウィルコム通信の場合に準ずるものとします。

第3節 国際ローミング契約

(契約の単位)

第27条 当社は、1の外国事業者ごとに1の国際ローミング契約を締結します。

(国際ローミング契約申込の方法)

第28条 国際ローミング契約の申込をするときは、当社所定の申込書とその国際ローミング契約を行うサービス取扱所に提出していただきます。

(国際ローミング契約申込の承諾)

- 第29条 当社は、国際ローミング契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通話の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
 - 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、国際ローミング契約の申込みをした者が料金その他の債務又は当社が別に定める債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認めるとき、その他当社の業務遂行上支障があると認めるときは、その申込みを承諾しないことがあります。

(契約者回線の追加又は廃止)

第30条 国際ローミング契約者は、その国際ローミング契約に係る契約者回線の追加又は廃止の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の追加の請求があったときは、前条（国際ローミング契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（電話番号）

第31条 国際ローミングの契約者回線に係る電話番号は、国際ローミング契約申込又は契約者回線の追加の請求の承諾時に当社が定めます。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、国際ローミングの契約者回線に係る電話番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により国際ローミングの契約者回線に係る電話番号を変更する場合は、あらかじめそのことを国際ローミング契約者に通知します。

（国際ローミング利用権の譲渡）

第32条 国際ローミング契約者が国際ローミング契約に基づいて国際ローミングの提供を受ける権利（以下「国際ローミング利用権」といいます。）は、営業の譲渡その他当社が別に定める場合に限り、譲渡することができます。

- 2 国際ローミング利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりその国際ローミングの契約事務を行うサービス取扱所に請求していただきます。
- 3 当社は、前項の規定により国際ローミング利用権の譲渡の承認の請求があったときは、国際ローミング利用権を譲り受けようとする者が料金その他の債務又は当社が別に定める債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合、その他当社の業務の遂行上支障がある場合を除き、これを承認します。
- 4 国際ローミング利用権の譲渡があったときは、譲受人は、国際ローミング契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（その他の提供条件）

第33条 契約者の氏名等の変更の届出、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては一般ウィルコム通信の場合に準ずるものとします。

- 2 国際ローミング契約に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第34条 当社は、一般ウィルコム通信契約者から請求があったときは、別表に規定する付加機能を提供します。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表で指定する付加機能については、一般ウィルコム通信契約者からあらかじめ請求があったものとして取り扱います。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表で指定する付加機能については、端末設備からの操作により、一般ウィルコム通信契約者から請求があったものとして取り扱います。
- 4 当社は、別表で指定する付加機能については、その付加機能を利用した通話が着信する契約者回線に係る一般ウィルコム通信契約者から申し出があったときは、当該契約者回線に関してその付加機能は提供しません。

(一般ウィルコム通信の利用の一時中断があった場合の取扱い)

第35条 当社は、一般ウィルコム通信の利用の一時中断があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

(一般ウィルコム通信の利用の休止があった場合の取扱い)

第36条 当社は、一般ウィルコム通信の利用の休止があったときは、その付加機能の利用の休止を行います。

第6章 端末設備の提供等

第1節 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第37条 当社は、一般ウィルコム通信契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表第2(端末設備使用料)に規定する端末設備を提供します。

(一般ウィルコム通信の利用の一時中断があった場合の取扱い)

第38条 当社は、一般ウィルコム通信の利用の一時中断があったときは、その端末設備の利用の一時中断を行います。

(一般ウィルコム通信の利用の休止があった場合の取扱い)

第39条 当社は一般ウィルコム通信の利用の休止があったときは、その端末設備の利用の休止を行います。

(電話番号の登録等)

第40条 当社は、次の場合には、端末設備(移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。)について、電話番号その他の情報の登録、変更又は消去(以下「電話番号の登録等」といいます。)を行います。

- (1) 一般ウィルコム通信契約者からの請求により端末設備を提供するとき。
- (2) 一般ウィルコム通信契約の解除又は定期一般ウィルコム通信契約の満了があったとき。
- (3) 端末設備の廃止があったとき。
- (4) その他一般ウィルコム通信契約者から電話番号の登録等を要する請求があったとき。

2 前項の規定によるほか、当社は、第14条(電話番号)第2項又は第66条(修理又は復旧の場合の暫定措置)の規定により、電話番号を変更する場合は、電話番号の登録等を行います。

第2節 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第41条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備(自営電気通信設備を含みます。以下この条及び次条において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行うサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その接続が端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）に適合しないとき。
 - (2) その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
 - (3) 接続しようとする自営端末設備が、自動的に探知した位置情報を自動的に送出する機能を有する自営端末設備（位置情報を自動的に送出する機能を有していても、盗難・紛失時の位置検索（貴重品輸送の位置探索、自転車の位置探索等）に使われ、位置情報の送出の可否を任意に設定する必要が無いものを除きます。）であって、位置情報の送出の可否を任意に設定することができないもの（契約者のプライバシー保護の措置が取られている場合を除きます。）であるとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
- (1) 事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - (2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
- 6 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

（自営端末設備の電話番号の登録等）

第 42 条 自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。）の電話番号の登録等は当社が行います。

- 2 前項の規定による電話番号の登録等は、次の場合に行います。

ただし、その自営端末設備が既に電話番号その他の情報が登録されている等により当社が電話番号の登録等を行うことができない場合及び 1 のウィルコム通信契約について移動無線装置が 2 以上となる場合は、電話番号の登録等はいりません。

- (1) 自営端末設備の接続の請求を承諾したとき。
- (2) ウィルコム通信契約の解除又は定期一般ウィルコム通信契約の満了があったとき。
- (3) 契約者回線への自営端末設備の接続を取りやめたとき。
- (4) その他契約者から契約者回線に接続されている自営端末設備について、電話番号の登録等を要する請求があったとき。

- 3 前項の規定によるほか、第 14 条（電話番号）第 2 項の規定により、電話番号を変更する場合の取扱いについては、前 2 項の規定に準ずるものとします。

第 7 章 利用中止及び利用停止

（利用中止）

第 43 条 当社は、次の場合には、ウィルコム通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第 48 条（通話利用の制限）の規定により、通話利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりウィルコム通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをウィルコム通信契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第44条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務又は当社が別に定める債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのウィルコム通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務又は当社が別に定める債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限りません。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
- (2) ウィルコム通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第20条(一般ウィルコム通信契約者の氏名等の変更の届出)(第26条(その他の提供条件)において準用する場合を含みます。以下同じとします。)の規定に違反したとき、又は同条の規定により届け出たその内容について事実を反することが判明したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは契約を締結していた他のウィルコム通信サービス(付随サービスを含みます。)に係る料金その他の債務又は当社が別に定める債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 契約者がそのウィルコム通信サービス又は当社と契約を締結している他のウィルコム通信サービスの利用において第71条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 検査の結果技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (8) 第57条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。
- (9) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年4月15日第31号)の規定に基づき、契約者に対し本人確認の実施を求めた場合にその求めに応じないとき。
- (10) 一般ウィルコム通信契約者(一般ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものに限ります。)が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの利用の停止を通知されたとき。

2 当社は、前項の規定によりウィルコム通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、前項各号に規定する事実が当社の業務の遂行上特に著しい支障をあたえると認める場合であって緊急やむを得ないときは、利用停止後速やかに通知します。

第8章 通話

第1節 相互接続協定に基づくウィルコム通信サービスの提供等

(相互接続協定に基づくウィルコム通信サービスの提供)

第45条 当社は、相互接続協定に基づき、ウィルコム通信サービスを提供します。

2 他社相互接続通話(協定事業者の電気通信設備に係る通話をいいます。以下同じとします。)に係る協定事業者の選択は、当社が別に定めるところにより行います。

(相互接続協定による通話利用の制約)

第46条 通話は、相互接続協定に基づき当社が定めた通話に限り行うことができるものとし、当社が指定するサービス取扱所において、当該通話の一覧表を閲覧に供します。

2 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、当該協定事業者に係る他社相互接続通話を行うことはできません。

(通話時間又は情報量の測定等)

第47条 通話時間又は情報量の測定等については、料金表第1表第4(通話料)に定めるところによります。

第2節 通話利用の制限

(通話利用の制限)

第48条 当社は、通話が著しくふくそうし、通話の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話を優先的に取り扱うため、事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外のものによる通話の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通話を中止する措置を含みます。)を執ることがあります。

(通話時間等の制限)

第49条 前条の規定による場合のほか、当社は、通話が著しくふくそうするときは、通話時間又は特定の地域の契約者回線等への通話の利用を制限することがあります。

2 当社は、前項の規定による場合のほか、テレメタリングに係る通信については、通話が著しくふくそうするときは特定地域の契約者回線等からの利用を制限することがあります。

第9章 料金等

第1節 料金

(料金)

第50条 ウィルコム通信サービスに係る料金は、料金表第1表(料金)に規定する基本使用料等(基本使用料、端末設備使用料又は付加機能使用料をいいます。以下同じとします。)通話料、相互接続番号案内料、契約解除手数料、ユニバーサルサービス制度に基づく負担に係る料金及び手続きに関する料金とし、基本使用料等は、ウィルコム通信サービスの態様に応じて合算するものとします。

第2節 料金の支払義務等

(基本使用料等の支払義務)

第51条 契約者は、料金表において別段の規定がある場合を除き、その契約に基づいて当社が契約者回線、端末設備又は付加機能の提供を開始した日から起算して、契約の解除若しくは端末設備若しくは付加機能の廃止があった日の前日又は定期一般ウィルコム通信契約の満了日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第1表第1（基本使用料）第2（端末設備使用料）又は第3（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。

ただし、料金表第1表第3に規定する利用料については、通話料の支払いの例によります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりウィルコム通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の75%の額の支払いを要します。
- (2) 利用の休止をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要しません。
- (3) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (4) 前3号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ウィルコム通信サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのウィルコム通信サービスを全く利用することができない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのウィルコム通信サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(通話料の支払義務)

第52条 契約者回線から行った通話（その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。以下同じとします。）に係る料金は、その通話と他社相互接続通話（当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に係る通話を除きます。）とを合わせて当社が定めるものとし、その契約者回線の契約者が、当社が料金表第1表第4（通話料）の規定に基づいて算定した料金を当社に支払っていただきます。この場合、その料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

ただし、当社が別に定める協定事業者の他社契約者回線に着信した通話に係る料金は、その通話と他社相互接続通話とを合わせてその着信又は中継に係る協定事業者がその協定事業者の契約約款（契約約款以外の契約事項を記した書面を含みます。以下同じとします。）において定め、その着信又は中継に係る協定事業者が請求するものとし、その料金の支払義務者その他料金に関する取扱いについては、その協定事業者の契約約款に定めるところによります。

2 協定事業者の電気通信サービスに係る電気通信設備から発信し、契約者回線等へ着信した通話に係る料金は、この約款の規定にかかわらず、その通話と他社相互接続通話とを合わせてその発信に係る協定事業者がその協定事業者の契約約款において定め、その発信に係る協定事業者が請求するものとし、その料金の支払義務者その他料金に関する取扱いについては、その協定事業者

の契約約款に定めるところによります。

ただし、当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る電気通信設備から発信し、契約者回線等へ着信した通話に係る料金は、その通話と他社相互接続通話とを合わせて当社が定め、その協定事業者が請求するものとし、その料金の支払義務者その他料金に関する取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その協定事業者の契約約款に定めるところによります。

3 国際通信事業者との相互接続に係る通話(当社が別に定めるものに限ります。)の料金は、この約款の規定にかかわらず、その通話と他社相互接続通話とを合わせてその国際通信事業者又はその国際通信事業者が定める協定事業者(以下「国際通信事業者等」といいます。)がその契約約款において定めるものとし、その料金の請求及び支払義務者その他料金に関する取扱いについては、その国際通信事業者等の契約約款に定めるところによります。

4 契約者は、通話料について、当社の機器(協定事業者の機器を含みます。)の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第4の1の表の(39)(当社の機器の故障等により正しく算定することができない場合の通話料の取扱い)に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(契約解除手数料の支払義務)

第53条 定期一般ウィルコム通信契約者は、更新日の属する料金月以外の日に定期一般ウィルコム通信契約の解除又は一般ウィルコム通信契約の利用の休止があったときは、当社がやむを得ないと認める場合を除き、料金表第1表第6(契約解除手数料)アまたはイに規定する料金の支払いを要します。

ただし、更新日の属する料金月に契約変更の申出をし、第13条(一般ウィルコム通信契約申込の承諾)第5項の規定により翌料金月の起算日に承諾された場合は、この限りではありません。

2 料金種別が新定額プランS又は総合利用型(以下合わせて「3年継続料金種別」といいます。)であるものを選択している定期一般ウィルコム契約者は、3年継続料金種別を選択した日から3年間が経過する日の属する料金月末日までの間に3年継続料金種別の解除又は利用の休止があったときは、当社がやむを得ないと認める場合を除き、第1項の規定の他に、料金表第1表第6(契約解除手数料)ウに規定する料金の支払いを要します。

(ユニバーサルサービス制度に基づく負担に係る料金の支払義務)

第54条 契約者は、料金表第1表第7(ユニバーサルサービス料)に規定するユニバーサルサービス制度に基づく負担に係る料金(以下「ユニバーサルサービス料」といいます。)の支払いを要します。

2 当社は、事業法第110条第2項の規定に基づき総務省の認可を受けた負担金の額に基づいてユニバーサルサービス料の料金額を定めるものとします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第55条 契約者は、ウィルコム通信契約の申込み又は自営端末設備の接続その他の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第8(手続きに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

ただし、電話番号の登録等の完了前にその契約の解除又は当該請求等の取消し(以下「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(料金の計算等)

第56条 料金の計算方法及び支払方法は、料金表に定めるところによります。

第3節 預託金

(預託金)

第57条 契約者は、次の場合には、一般ウィルコム通信又はテレメタリングの利用に先立って(オンライン開通契約申込の承諾を受けたとき又は当社がやむを得ないと認めたときは、当社が定める期日までに)預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) ウィルコム通信契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 一般ウィルコム通信利用権を譲り受けたとき。

(3) 第44条(利用停止)第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、10万円以内の額で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、そのウィルコム通信契約の解除等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、当該契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第58条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第59条 契約者は、料金その他の債務(預託金及び延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第5節 協定事業者が行う債権の譲渡の承諾

(協定事業者が行う債権の譲渡の承諾)

第60条 相互接続協定に基づき協定事業者が通話料を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款に定めるところに従って、その通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その債権の譲渡を承諾します。

(他社相互接続通話に係る債権の譲受等)

第61条 契約者は、他社相互接続通話(当社が別に定めるものに限り)により生じた協定事

業者の債権を当社がその協定事業者から譲り受け、その債権額を通話料に合算して請求することを承認していただきます。

- 2 前項の場合において、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 当社は、第1項の規定により協定事業者から譲り受けた債権を、ウィルコム通信サービスの通話料とみなして取り扱います。

(協定事業者への債権の譲渡)

第62条 契約者は、当社の電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。)より生じた債権を当社がその電気通信サービスに係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。

- 2 前項の場合において、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 第1項の規定により譲渡する債権に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、当該協定事業者の契約約款に定めるところによります。

第10章 保守

(契約者の維持責任)

第63条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第64条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第65条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第48条(通話利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通話を確保するため、同条に規定する

機関に係る電気通信設備（同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）を優先的に修理し、又は復旧します。

（修理又は復旧の場合の暫定措置）

第66条 当社は、当社の提供した端末設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

第11章 損害賠償

（責任の制限）

第67条 当社は、ウィルコム通信サービスを提供すべき場合において、当社（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者を含みます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのウィルコム通信サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者がその契約約款の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、ウィルコム通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該ウィルコム通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金、第2（端末設備使用料）に規定する料金、第3（付加機能使用料）に規定する料金（利用料を除きます。）及び第4（通話料）の1の表の(11)に規定する定額料金

(2) 料金表第1表第3に規定する料金（利用料に限ります。）及び料金表第1表第4（通話料）に規定する料金（定額料金を除きます。）（それぞれウィルコム通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則3及び7の規定に準じて取り扱います。

4 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりウィルコム通信サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

（免責）

第68条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、なんらの責任も負いません。

2 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

- 3 当社が技術基準の適用を変更したため、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更をしなければならなくなったときは、当社は、その変更した規定に係る自営端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造又は変更に要する費用以外の費用については負担しません。

第12章 雑則

(発信者番号通知)

第69条 当社は、移動無線装置からの通話については、当社が別に定める場合を除き、発信者の電話番号を着信者の契約者回線等（当社が別に定めるものに限り。）へ通知します。

ただし、発信者がこの取扱いを拒む場合は、この限りではありません。

(承諾の限界)

第70条 当社は、契約者から自営端末設備の接続その他の請求があった場合に、料金その他の債務又は当社が別に定める債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る契約者の義務)

第71条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 端末設備（自営端末設備にあっては、移動無線装置に限り。）付加機能を提供するために契約者が指定する場所に設置する電気通信設備又は自営電気通信設備（移動無線装置に限り。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置する行為、故意に多数の不完了呼を発生させる等通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為その他の通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 端末設備又は自営電気通信設備に登録されている電話番号その他の情報（当社が別に定めるものを除きます。）を読み出し、変更し、又は消去しないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、端末設備（付加機能を提供するために契約者が指定する場所に設置する電気通信設備を含みます。）に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5) 端末設備（付加機能を提供するために契約者が指定する場所に設置する電気通信設備を含みます。）を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、インターネット接続サービス等を利用しないこと。

(7) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行わないこと。

(8) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行わないこと。

- (9)他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為を行わないこと。
- (10)詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為を行わないこと。
- (11)わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為を行わないこと。
- (12)無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為を行わないこと。
- (13)当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為を行わないこと。
- (14)他者になりすましてウィルコム通信サービスを利用する行為を行わないこと。
- (15)ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為を行わないこと。
- (16)無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為を行わないこと。
- (17)他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為を行わないこと。
- (18)違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為を行わないこと。
- (19)違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介または誘引（他人に依頼することを含む）する行為を行わないこと。
- (20)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載又は不特定多数の者に対して送信する行為を行わないこと。
- (21)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為を行わないこと。
- (22)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為を行わないこと。
- (23)犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為を行わないこと。
- (24)その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為を行わないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して当社が提供している端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（契約者からの電気の提供）

第72条 当社がウィルコム通信契約に基づき提供する端末設備（付加機能を提供するために契約者が指定する場所に設置する電気通信設備を含みます。）に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

（契約者からの場所の提供）

第73条 付加機能を提供するための電気通信設備を契約者が指定する場所に設置するために必要な場所は、契約者に提供していただきます。

（電話番号の登録等のための端末設備の持込み）

第74条 契約者は、次の場合には、その端末設備（自営端末設備にあつては、移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 当社が提供する端末設備の設置、種類の変更、取りはずし、修理等の工事を行うとき。
- (2) 電話番号の登録等を行うとき。

（閲覧）

第75条 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、契約者回線に係るインタフェース及び当社が提供する端末設備（付加機能を提供するために設置する電気通信設備を含みます。）に係るインタフェースに関する事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（契約者の氏名等情報の授受）

第76条 当社は、電気通信事業者からその契約約款の規定に基づき要請があつた場合であつてその電気通信事業者の電気通信サービスに係る料金の適用その他その電気通信事業者の業務の遂行上必要があると認めるときは、その電気通信事業者に契約者（その電気通信サービスの利用に係る契約を締結し、又は契約の申込をしている者に限ります。）の氏名、住所及び電話番号等の情報を通知することがあります。

2 当社は、ウィルコム通信契約と他の電気通信事業者が提供している電気通信サービスの利用に係る契約が関連している場合であつてそのウィルコム通信に係る料金の適用その他当社の業務の遂行上必要があると認めるときは、その電気通信事業者の契約約款の規定に基づき、その電気通信事業者からその契約を締結している者の氏名、住所及び電話番号等の情報の提供を受けることがあります。

（電気通信事業者への情報の通知）

第77条 一般ウィルコム通信契約者は、第21条（一般ウィルコム通信契約者が行う一般ウィルコム通信契約の解除）若しくは第23条（当社が行う一般ウィルコム通信契約の解除）の規定に基づき一般ウィルコム通信契約を解除した後又は第22条（定期一般ウィルコム通信契約の満了等）の規定により定期一般ウィルコム通信契約が満了した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、電気通信事業者（当社が別に定めるものに限ります。）からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払い状況に関するものであつて、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 一般ウィルコム通信契約者は、別表付加機能(8)（文字メッセージ蓄積伝送機能）のケに規定する事由により第71条（利用に係る契約者の義務）第1項に規定する利用停止の措置を受けた場合は、電気通信事業者（当社が別に定めるものに限ります。）からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号及び生年月日等の情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

3 一般ウィルコム通信契約者は、第44条（利用停止）第1項(9)に規定する事由により利用停止の措置を受けた場合は、電気通信事業者（当社が別に定めるものに限ります。）からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号及び生年月日等の情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

（協定事業者に係る料金回収代行の取扱い）

第78条 当社は、当社が別に定める協定事業者（以下「料金回収代行請求事業者」といいます。）

及び一般ウィルコム通信契約者（この条に定める料金回収代行に係る電気通信サービスの契約を締結している一般ウィルコム通信契約者に限ります。以下この条において同じとします。）双方の合意に基づき、料金回収代行請求事業者が提供する電気通信サービスに係る料金について、料金回収代行請求事業者に代わって回収を行います。

この場合、一般ウィルコム通信契約者は、当社が料金回収代行請求事業者から料金の通知を受けることを承諾していただいたものとします。

- 2 当社は、前項の料金については、一般ウィルコム通信契約者に係る当社の料金と合わせて請求するものとし、料金表通則 8 及び 9 の規定に準じて取り扱います。
- 3 一般ウィルコム通信契約者が、第 1 項の料金について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、その料金の回収代行を中止し、一般ウィルコム通信契約者の氏名、住所及び電話番号等を料金回収代行請求事業者へ通知します。
- 4 当社が前項に規定する通知を行った後一般ウィルコム通信契約者から料金の支払いがあった場合、当社は、その一般ウィルコム通信契約者から料金回収代行請求事業者へ料金の支払いがあったことを確認のうえ、回収代行を行った料金をその一般ウィルコム通信契約者に返還します。

（相互接続番号案内接続）

第 79 条 当社は、別に定める方法により、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する相互接続番号案内による電話番号等の案内を行うための接続（以下「相互接続番号案内接続」といいます。）を行います。

ただし、番号案内事業者が発行する電話帳への記載を省略されている電話番号等については、案内されません。

（相互接続番号案内料の支払義務）

第 80 条 契約者は、相互接続番号案内接続を利用した場合は、料金表第 1 表第 5（相互接続番号案内料）に規定する料金の支払いを要します。なお、相互接続番号案内料は、番号案内事業者の契約約款に規定する相互接続番号案内の料金とします。

- 2 当社は、相互接続番号案内料をウィルコム通信サービスの通話料と合算して請求します。
- 3 相互接続番号案内料に関するその他の取扱いについては、通話料の場合に準ずるものとします。

（インターネット接続サービスの利用等）

第 81 条 契約者は、当社が別に定める協定事業者が提供するインターネット接続サービス（当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。）を利用することができます。

- 2 インターネット接続サービスの利用に係る 1 の通信において、その通信時間が一定時間を超えるときは、協定事業者が定める基準に則り、その通信が切断されることがあります。
- 3 前項の場合のほか、当社は、インターネット接続サービスの利用に関して、相互接続点（相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。）を介して接続している電気通信設備に係る通話の品質を保証しません。
- 4 当社は、インターネット接続サービスを利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。
- 5 インターネット接続サービスの利用に関する料金の支払義務その他の取扱いについては、他社相互接続通話の場合に準ずるものとします。

6 当社は、事前に契約者に通知することなく、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノ画像及び映像等に係るアドレスリスト（同団体が指定するインターネット上の接続先情報のリストをいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第13章 付随サービス

（通話料明細書の送付等）

第82条 当社は、一般ウィルコム通信契約者から請求があったときは、その契約者に係るウィルコム通信サービスの通話料明細書を送付し、又はその契約者に係る料金等の支払明細書、その契約に係る預託金預かり証明書その他これらに類する証明書（以下「支払明細書等」といいます。）を発行します。

2 一般ウィルコム通信契約者は、前項の請求をしその承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第2表（付随サービスに関する料金）に規定する手数料及び送付の場合は郵送料（実費）の支払いを要します。

（料金情報通知）

第83条 一般ウィルコム通信契約者は、当社が別に定めるところにより、その契約者回線に係る通話料（付加機能使用料（利用料に限りません。）及び当社が別に定める付随サービスに関する料金を含みます。）の料金月累計額の通知を受けることができます。

2 一般ウィルコム通信契約者は、前項の通知を受けたときは、料金表第2表（付随サービスに関する料金）に規定する通話料等通知手数料の支払いを要します。

（通話料の分計請求等）

第84条 一般ウィルコム通信契約者は、通話料（通話時に端末機器のボタン操作により請求書の送付先を指定して行った通話に係る通話料に限りません。）の請求書の送付先として、主送付先のほかに1箇所追加することができます。

2 一般ウィルコム通信契約者は、前項の請求をしその承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第2表（付随サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

3 追加送付先へ送付した請求書に係る通話料が当社が別に定める期日までに支払われないときは、主送付先に再送付します。

4 前項の場合、当社は請求する通話料について第59条（延滞利息）の規定を適用します。

5 料金月の途中での送付先の追加又は廃止については、翌料金月の初日の追加又は当該料金月の末日の廃止として取り扱います。

ただし、一般ウィルコム通信契約の申込みと同時の追加又は契約解除と同時の廃止については、この限りではありません。

6 第3項の場合が繰り返し発生した場合又は追加送付先から要望があった場合は、当社はこの取扱いを廃止することがあります。

7 第1項に規定する通話料の分計請求の取扱いのほか、当社は、一般ウィルコム通信契約者からその契約に基づいて支払うべき料金の一部を分割しその分割した料金の請求書を主送付先とは別の送付先へ送付する請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がない場合に限り、その請求を承諾します。この場合、分割請求に関する手数料その他の取扱いについては、前各項の規定に

準ずるものとします。

(同一請求書による請求)

第85条 当社は、一般ウィルコム通信契約者から、2以上の一般ウィルコム通信契約について同一請求書による料金等の請求の依頼があったときは、請求書送付先(支払者といいます。以下この条において同じとします。)を一にする同一請求書による請求の取扱いを行い、この場合料金表に規定する基本使用料の複数回線割引を適用します。

- 2 一般ウィルコム通信契約者は、同一請求書による請求の取扱いを依頼するときは、支払者を指定のうえ、その支払者の合意を得て当社所定の書面を当社に提出していただきます。
- 3 当社は、同一請求書による支払者への料金等の請求をもって、当該同一請求書に係る個々の一般ウィルコム通信契約者に料金等の請求を行うものとして承諾していただきます。また、支払者からの支払いをもって個々の一般ウィルコム通信契約者からの支払いがなされたものとします。
- 4 当社は、料金月の中途において、一般ウィルコム通信契約者から同一請求書による請求又は廃止の依頼があった場合、その依頼があった料金月から請求又は廃止します。
- 5 当社は、支払者から同一請求書による請求の廃止の依頼があった場合、当該依頼に係るすべての契約者について、同一請求書による請求の取扱いを廃止します。

(情報料等回収代行)

第86条 有料情報サービス等(ウィルコム通信サービスを利用することにより有料で情報等の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金等の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用に係る契約者回線の一般ウィルコム通信契約者は、有料情報サービス等の提供者(以下「情報等提供者」といいます。)に支払う当該サービスの料金等(有料情報サービスの利用の際に、情報等提供者がお知らせする料金等及びその延滞利息をいいます。以下同じとします。)を、当社がその情報等提供者に代わって回収することを承諾していただきます。

- 2 前項の場合、一般ウィルコム通信契約者は、次の各号について合わせて承諾していただきます。
 - (1) 当社がその情報等提供者に代わって回収する有料情報サービス等の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)は、当社は、当該有料情報サービス等の料金等の回収代行を中止します。この場合、当社は、有料情報サービス等の利用の際に情報等提供者がお知らせする有料情報サービス等の利用規約等に基づき当該料金等の回収代行を中止した旨の通知等を当該情報等提供者に対して行うとともに、情報等提供者が当該サービスの料金等の回収のために必要なウィルコム通信契約者の情報等を当該有料情報サービス等の情報等提供者に通知するものとし、以降、情報等提供者が、有料情報サービス等の利用の際に当該情報等提供者がお知らせする有料情報サービス等の利用規約等に定める提供条件に基づき、自ら当該料金等を回収します。
 - (2) 前号の場合において、当社は、情報等提供者から請求があったときは、当該契約者回線からの当該有料情報サービス等への接続を中止する措置を執ります。
- 3 一般ウィルコム通信契約者は、当社が指定するサービス取扱所に申し出をしていただいたうえで、当社による有料情報サービス等の料金回収代行を、当社が別に定めるところにより、拒否することができます。
- 4 当社による有料情報サービス等の料金等の回収代行を拒否した一般ウィルコム通信契約者が、

当社が別に定めるところにより、当該回収代行を承諾する場合は、料金表第2表（付随サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

- 5 当社は、第1項の規定により回収する有料情報サービス等の料金等（契約者回線から利用された有料情報サービス等であって、その契約者回線の契約者以外の者が利用した有料情報サービスの料金等を含みます。）については、通話料及びその延滞利息に含めて一般ウィルコム通信契約者に請求します。この場合、その利用に係る契約者回線の通話料に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
- 6 前項の場合において、請求する有料情報サービス等の料金は、当社の機器により計算します。
- 7 当社は、有料情報サービス等で提供される情報等の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

（情報提供サービス）

第87条 当社はウィルコム通信サービスを利用することにより、あらかじめ作成された情報等の提供を受けることができるサービス（以下「情報提供サービス」といいます。）を提供します。

- 2 情報提供サービスを利用することができる時間帯等については、当社が別に定めるところにより、制限される場合があります。
- 3 当社は、情報提供サービスで提供される情報等に起因する損害については、責任を負いません。

（海外ローミング）

第88条 当社は、一般ウィルコム通信契約者から請求があったときは、海外ローミング（一般ウィルコム通信の利用において使用している移動無線装置を用いて外国事業者（当社が別に定めるものに限り、）の電気通信サービスをその外国事業者との直接の契約手続なしに利用できるようにするサービス（海外ローミング転送機能に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を提供します。

- 2 一般ウィルコム通信契約者は、海外ローミングの利用の請求をするときは、事前に海外ローミングの利用の開始日及び廃止日（日本時間により、）を指定していただきます。
- 3 一般ウィルコム通信契約者は、前項の請求をしその承諾を受けたときは、料金表第2表（付随サービスに関する料金）の2（海外ローミングに係るもの）に規定する固定料及び利用料の支払いを要します。

ただし、固定料については、料金月累計額が料金表第2表の2に規定する額の10倍を超えるときは、その超える部分については支払いを要しません。

- 4 海外ローミングにより利用できる外国事業者の電気通信サービスの内容、利用料の算定のための通話時間の測定方法その他の提供条件については、その外国通信事業者が定めるところによります。
- 5 当社は、この約款において別段の規定がある場合を除き、料金表第2表の2に規定する固定料については付加機能使用料と、利用料については通話料とみなして取り扱います。ただし、料金月の末日間近の利用に係る利用料については、実際に利用のあった料金月の翌料金月の請求となる場合があります。
- 6 第67条（責任の制限）の規定は、海外ローミングについて準用します。ただし、海外ローミング利用時に生じた当社の責に帰すべき理由によらない損害については、責任を負いません。

（料金等請求書の送付）

第89条 当社は、一般ウィルコム通信契約者から請求があったときは、その契約者に係るウィルコ

ム通信サービスの料金等請求書を送付します。なお、一般ウィルコム契約者（一般ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものに限り、）から請求があったときは、当該ウィルコム通信サービスの料金等請求書に加え、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの料金等請求書を送付します。

2 一般ウィルコム通信契約者（当社が別に定める者を除きます。）は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第2表（付随サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

料金表

(料金表目次)

通 則

第1表 料金(付随サービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

- 1 適用
- 2 料金額

第2 端末設備使用料

第3 付加機能使用料

- 1 適用
- 2 料金額

第4 通話料

- 1 適用
- 2 料金額

2 - 1 2 - 2 ~ 2 - 12 以外のもの

2 - 2 契約者回線からの非音声通信に係るもの(2 - 6 及び2 - 7 以外のもの)

2 - 3 契約者回線から端末系事業者の契約者回線等(当社が別に定めるものに限り。) への通話に係るもの(2 - 6 以外のもの)

2 - 4 契約者回線から協定事業者のIP電話サービス(当社が別に定めるものに限り。) に係る契約者回線等への通話に係るもの

2 - 5 契約者回線から自動車携帯電話への通話に係るもの

2 - 6 契約者回線から協定事業者の電気通信サービス(インターネット接続等に係る電気通信サービスであって、当社が別に定めるものに限り。) に係る契約者回線等への通信に係るもの

2 - 7 契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限り。) への通話に係るもの

2 - 8 契約者回線等へ着信した通話(当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの公衆電話から行った通話に限り。) に係るもの

2 - 9 ユーザ間情報通知に係るもの

2 - 10 パケット通信に係るもの(2 - 6 及び2 - 7 以外のもの)

2 - 11 海外ローミング転送装置からの通話に係るもの

2 - 12 契約者回線から海外事業者(当社が別に定めるものに限り。) の契約者回線等への通話に係るもの

第5 相互接続番号案内料

- 1 適用
- 2 料金額

第6 契約解除手数料

第7 ユニバーサルサービス料

第8 手続きに関する料金

- 1 適用
- 2 料金額

第2表 付随サービスに関する料金

別表 付加機能

通 則

(料金の計算方法等)

1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等、通話料及び相互接続番号案内料は、料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等及び通話料のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）さらにユニバーサルサービス料をその利用日数に応じて日割りします。

(1) 料金月の起算日以外の日により契約者回線、端末設備又は付加機能の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の起算日以外の日により契約の解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があったとき。

(3) 料金月の起算日に契約者回線、端末設備又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があったとき。

(4) 料金月の起算日以外の日により一般ウィルコム通信の区別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第 51 条（ウィルコム通信契約に係る基本使用料等の支払義務）第 2 項第 1 号の規定又は第 4 号の表の規定に該当するとき。

(6) 5 の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

3 2 の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。この場合、第 51 条（ウィルコム通信契約に係る基本使用料等の支払義務）第 2 項第 3 号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4 2 の(6)の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月について行います。

5 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、1 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

6 当社は、通話料については通話の種類にかかわらずそのすべての料金を合計した額により、支払いを請求します。

(端数処理)

7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、この約款において別段の規定がある場合を除き、その端数を切り捨てます。

(料金の支払い)

8 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

9 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

10 当社は、当社に特別な事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

11 当社は、料金について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

12 約款の規定により、この料金表に係る料金について支払いを要する額は、この料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、以下に規定する料金については、この限りではありません。

(1) 第 1 表（料金（付随サービスの料金を除きます。））第 4（通話料）の 2（料金額）の 2 - 8（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの公衆電話から契約者回線等への通話に係るもの）

(2) 2 - 11（海外ローミング転送装置からの通話に係るもの）に規定する通話料並びに第 2 表（付随サービスに関する料金）の 2（海外ローミングに係るもの）に規定する固定料及び利用料

(3) 2 - 12（契約者回線から海外事業者（当社が別に定めるものに限り。）の契約者回線等への通話に係るもの）に規定する通話料

(4) 別表(付加機能)(7) 電話会議機能才に規定する「別記に規定する電話会議装置着信者課金料金」に係るもの

13 当社は前項に規定する、この料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額を料金額に併記します。

(料金の減免)

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。

第1表 料金（付随サービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用									
(1) 基本使用料の料金種別	<p>ア 当社は、一般ウィルコム通信については、2（料金額）の2 - 1（一般ウィルコム通信に係るもの）に規定する料金額を基本使用料として適用します。</p> <p>イ 定期一般ウィルコム通信契約者は、一般ウィルコム通信契約者の区別が無限定利用（料金種別が昼得コースのものを除きます。）のものを選択するものとします。</p> <p>ウ 一般ウィルコム通信契約者（定期一般ウィルコム通信契約者を除きます。）は、データパック mini コース、定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS又は総合利用型を選択することができません。</p> <p>エ ビジネスタイム定額プラン及び新トリプルプランは、3以上の定期一般ウィルコム通信契約（その契約者回線に係る料金が同一の請求書により請求されるものに限ります。）を締結する契約者からの申し込みがあった場合のみ選択することができます。</p> <p>オ 定期一般ウィルコム通信契約者（型に限ります。）は料金種別が新つなぎ放題コースを選択するものとします。</p> <p>カ 当社は、一般ウィルコム通信契約者から無限定利用の区別の変更又は料金種別の変更の申出があったときは、その申出により当社が必要な登録を完了した日の翌日から変更後の料金種別の料金額を適用します。この場合、その申出が端末設備の変更と同時に行われたときは、この限りではありません。</p> <p>キ 新定額プランSは、定期一般ウィルコム通信契約者が、個人の場合のみ選択することができます。</p> <p>ク 新定額プランSを選択した定期一般ウィルコム通信契約者は、無限定利用の区別の変更又は料金種別の変更をすることができません。</p>								
(2) 高速パケット通信を利用してしている場合における基本使用料の加算額の適用	<p>ア 料金種別つなぎ放題コースを選択している一般ウィルコム通信契約者は、高速パケット通信（最高のデジタル信号伝送速度が128kbpsのパケット通信をいいます。以下同じとします。）を利用するときは、その利用の請求をしていただきます。</p> <p>イ 当社は、前項の請求に基づき高速パケット通信を利用する一般ウィルコム通信については、2（料金額）の2 - 1（一般ウィルコム通信に係るもの）に規定する基本使用料のほか、1契約ごとに月額3,500円（税込価格3,675円）の基本使用料の加算額を合わせて適用します。</p> <p>ウ (6)（定期一般ウィルコム通信契約に係る基本使用料の取扱い）から(8)（特別複数回線割引の適用）までの規定及び(10)（長期利用割引の適用）の規定は、基本使用料の加算額については適用しません。</p> <p>エ 基本使用料の加算額については、この料金表において別段の規定がある場合を除き、これを基本使用料とみなして取り扱います。</p>								
(3) 超高速パケット通信を利用してしている場合における基本使用料の加算額の適用	<p>ア 料金種別つなぎ放題コース又はパケコミネットコース若しくは複合型を選択している一般ウィルコム通信契約者は、超高速パケット通信（最高のデジタル信号伝送速度が256kbpsのパケット通信をいいます。以下同じとします。）を利用するときは、その利用の請求をしていただきます。</p> <p>イ 当社は、前項の請求に基づき超高速パケット通信を利用する一般ウィルコム通信については、2（料金額）の2 - 1（一般ウィルコム通信に係るもの）に規定する基本使用料のほか、1契約ごとに以下に規定する加算額を合わせて適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区別</th> <th style="text-align: center;">加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つなぎ放題コース</td> <td>月額6,500円（税込価格6,825円）</td> </tr> <tr> <td>パケコミネットコース</td> <td>月額1,500円（税込価格1,575円）</td> </tr> <tr> <td>複合型【ネット25】</td> <td>月額1,500円（税込価格1,575円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 複合型を選択している一般ウィルコム通信契約者が、アの請求を行う場合は、フレックスチェンジ通信を利用することはできません。</p>	区別	加算額	つなぎ放題コース	月額6,500円（税込価格6,825円）	パケコミネットコース	月額1,500円（税込価格1,575円）	複合型【ネット25】	月額1,500円（税込価格1,575円）
区別	加算額								
つなぎ放題コース	月額6,500円（税込価格6,825円）								
パケコミネットコース	月額1,500円（税込価格1,575円）								
複合型【ネット25】	月額1,500円（税込価格1,575円）								

	<p>エ 一般ウィルコム通信契約者が超高速パケット通信を利用している場合は、(2)(高速パケット通信を利用している場合における基本使用料の加算額の適用)及び(10)(長期利用割引の適用)の規定は適用しません。</p> <p>オ (6)(定期一般ウィルコム通信契約に係る基本使用料の取り扱い)、(7)(複数回線割引の適用)及び(8)(特別複数回線割引の適用)の規定は、基本使用料の加算額については適用しません。</p> <p>カ 基本使用料の加算額については、この料金表において別段の規定がある場合を除き、これを基本使用料とみなして取り扱います。</p>
<p>(4) DSL割引の適用 【A&B割】タイプ1</p>	<p>ア DSL割引とは、他の電気通信事業者が提供するDSL方式を利用した電気通信サービス(当社が別に定めるものに限り、)の利用に係る契約(以下「DSL契約」といいます。)を締結している一般ウィルコム通信契約者(料金種別つなぎ放題コース若しくはパケコミネットコースを選択し又は複合型を利用している者に限り、)から申出があった場合、その契約者回線に係る基本使用料について、2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定する料金額に0.15を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>イ DSL割引は、1のDSL契約につき1の契約者回線に限り適用します。</p> <p>ウ 一般ウィルコム通信契約者は、当社が、毎月当社が定める日(以下この欄において「確認日」といいます。)に、アの申出をした一般ウィルコム通信契約者が現にDSL契約を締結していることをその電気通信事業者を確認すること及びアの取り扱いを行うにあたり、必要な範囲でDSL契約に係る情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。</p> <p>エ DSL割引は、一般ウィルコム通信契約者からアの申出を受けて当社が現にDSL契約が締結されていることを確認した確認日の属する料金月から適用します。この場合において、その申出が一般ウィルコム通信契約の申込み又は無限定利用の区別の変更等の請求と同時に行われたときは、アの規定にかかわらず、通則第2項の規定により日割した額に0.15を乗じて得た額の割引を行います。</p> <p>オ 当社は、DSL割引の適用を受けている契約者回線について次の場合が生じたときは、それぞれ次の日にその適用を廃止します。</p> <p>(1) DSL契約の解除を確認したときは、その確認日の属する料金月の前料金月の末日</p> <p>(2) 一般ウィルコム通信契約の解除又は無限定利用の区別の変更等があったときは、解除又は変更等があった日の属する料金月の前料金月の末日</p> <p>カ アの割引額は、ウィルコム通信サービスを利用しない期間があった場合においても日割りしません。</p> <p>キ 当社は、DSL割引の適用を受ける一般ウィルコム通信(その一般ウィルコム通信に係る請求書と同一の請求書により料金が請求される他の一般ウィルコム通信を含みます。)により生じた債権を、そのDSL割引に係る他の電気通信事業者に譲渡します。</p> <p>ク 第62条(協定事業者への債権の譲渡)第3項の規定は、キの場合について準用します。</p>
<p>(5) プロバイダ割引の適用 【A&B割】タイプ2</p>	<p>ア プロバイダ割引とは、他の電気通信事業者が提供するインターネット接続に係る電気通信サービス(当社が別に定めるものに限り、)の利用に係る契約(以下「プロバイダ契約」といいます。)を締結している一般ウィルコム通信契約者(料金種別つなぎ放題コース若しくはパケコミネットコースを選択し又は複合型を利用している者に限り、)から申出があった場合、その契約者回線に係る基本使用料について、2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定する料金額に0.15を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>イ プロバイダ割引は、1のプロバイダ契約につき1の契約者回線に限り適用します。</p> <p>ウ 当社は、当社が定める日(以下この欄において「確認日」といいます。)に、アの申出をした一般ウィルコム通信契約者が現にプロバイダ契約を締結していることをその電気通信事業者を確認します。</p> <p>エ プロバイダ割引は、一般ウィルコム通信契約者からアの申出を受けた日の属する料金月から適用します。この場合において、その申出が一般ウィルコム通信</p>

	<p>契約の申込み又は無限定利用の区別の変更等の請求と同時に行われたときは、アの規定にかかわらず、通則第2項の規定により日割した額に0.15を乗じて得た額の割引を行います。</p> <p>オ 当社は、プロバイダ割引の適用を受けている契約者回線について次の場合が生じたときは、それぞれ次の日にその適用を廃止します。</p> <p>(1)プロバイダ契約の解除を確認したときは、その確認日の属する料金月の前料金月の末日</p> <p>(2)一般ウィルコム通信契約の解除又は無限定利用の区別の変更等があったときは、解除又は変更等があった日の属する料金月の前料金月の末日</p> <p>カ アの割引額は、ウィルコム通信サービスを利用しない期間があった場合においても日割りしません。</p>		
<p>(6) 定期一般ウィルコム通信契約に係る基本使用料の取扱い 【年間契約割引】</p>	<p>定期一般ウィルコム通信契約(料金種別がデータパック mini コース、定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新つなぎ放題コース、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS又は総合利用型のものを除きます。)に係る基本使用料については、2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)の規定の額に0.15を乗じて得た額の割引を行います。</p>		
<p>(7) 複数回線割引の適用</p>	<p>ア 複数回線割引とは、同一の請求書により請求される2以上の一般ウィルコム通信(一般ウィルコム通信の区別が特定通信限定利用II型のものを除きます。以下この表において同じとします。)の契約者回線に係る基本使用料について、2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定する料金額(料金種別が定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新つなぎ放題コース、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS又は総合利用型のものを除きます。以下この表において同じとします。)から、それぞれ200円の割引を行うことをいいます。</p> <p>イ 複数回線割引は、料金月単位で適用します。</p> <p>ただし、料金月の起算日以外の日に次のいずれかに該当する場合が生じた契約者回線については、当該料金月について複数回線割引は適用しません。</p> <p>(ア) 契約者回線の提供の開始があったとき。</p> <p>(イ) 契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) (8)(特別複数回線割引の適用)に規定する特別複数回線割引の指定の解除があったとき。</p> <p>(エ) (11)(指定複数回線割引の適用)に規定する代表契約者回線(料金種別が定額プランのかかるものに限り、)の対象であったとき。</p> <p>ウ 当社が同一の請求書によって請求する一般ウィルコム通信契約者の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p>		
<p>(8) 特別複数回線割引の適用 【データセット割引】</p>	<p>ア 特別複数回線割引とは、複数回線割引の適用対象となる契約者回線に係る定期一般ウィルコム通信契約者(型に限り、)が、次表の左欄に掲げる契約者回線と右欄に掲げる契約者回線をそれぞれ1回線指定した場合、同表の右欄に掲げる契約者回線に係る基本使用料について、2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定する額に0.5を乗じて得た額を料金額とすることをいいます。</p> <p>この場合において、この料金額については、(6)(定期一般ウィルコム通信契約に係る基本使用料の取扱い)及び(7)(複数回線割引の適用)の規定は適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="571 1619 1382 1783"> <tr> <td data-bbox="571 1619 1007 1783"> <p>無限定利用の区別が標準型であって料金種別がつなぎ放題コース若しくはパケコミネットコースであるもの又は無限定利用の区別が複合型若しくは回線交換専用型であるもの</p> </td> <td data-bbox="1015 1619 1382 1783"> <p>無限定利用の区別が標準型であって料金種別が標準コース、スーパーパックSコース、スーパーパックLコース又はスーパーパックLLコースであるもの</p> </td> </tr> </table> <p>イ 特別複数回線割引は、定期一般ウィルコム通信契約者が個人の場合に限り適用します。</p> <p>ウ 当社は、定期一般ウィルコム通信契約者からアの規定による契約者回線の指定の申出があったときは、その申出により当社が必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月からアの規定を適用します。</p> <p>ただし、その指定の申出が指定対象の2の契約者回線に係る定期一般ウィルコム通信契約の申込みと同時に行われた場合、その契約者回線の提供の開始の日から適用することとし、基本使用料は料金表通則第2項の規定に基づき日割</p>	<p>無限定利用の区別が標準型であって料金種別がつなぎ放題コース若しくはパケコミネットコースであるもの又は無限定利用の区別が複合型若しくは回線交換専用型であるもの</p>	<p>無限定利用の区別が標準型であって料金種別が標準コース、スーパーパックSコース、スーパーパックLコース又はスーパーパックLLコースであるもの</p>
<p>無限定利用の区別が標準型であって料金種別がつなぎ放題コース若しくはパケコミネットコースであるもの又は無限定利用の区別が複合型若しくは回線交換専用型であるもの</p>	<p>無限定利用の区別が標準型であって料金種別が標準コース、スーパーパックSコース、スーパーパックLコース又はスーパーパックLLコースであるもの</p>		

	<p>りします。</p> <p>エ 当社は、定期一般ウィルコム通信契約者からアの表の右欄に掲げる契約者回線について指定の変更の申出があったときは、その申出により当社が必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月から指定の変更後の料金を適用します。</p> <p>オ 当社は、定期一般ウィルコム通信契約者からの申出等により特別複数回線割引の指定の解除があった場合、その指定の解除のあった日の翌日から特別複数回線割引を廃止することとし、基本使用料は通則第2項の規定に基づき日割りします。</p>								
<p>(9) 包括割引の適用 【ビジネスサポート割引】</p>	<p>ア 包括割引とは、契約者から申出があった場合、その契約者が指定する包括割引回線群（その契約者が契約している複数の一般ウィルコム通信（特定通信限定利用 II 型であるものを除きます。）の契約者回線（その料金が同一の請求書により請求されるものに限ります。）により構成される回線群をいいます。以下同じとします。）に係る一括請求額（包括割引回線群の各契約者回線ごとに算定した割引前基本使用料（第1（基本使用料）の1（適用）及び2（料金額）の規定により算定した基本使用料の額をいいます。以下同じとします。）第3付加機能使用料の2（料金額）のID認証接続機能の固定料、同データ圧縮機能の利用料及び割引前通話料等（第4（通話料）の1（適用）及び2（料金額）の規定により算定した通話料（第4の1の（20）（料金種別つなぎ放題コースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）のイ、同（21）（料金種別パケコミネットコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）のイ、同（22）（複合型を利用している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）のウ及び第4の2（料金額）の2 - 6（契約者回線から協定事業者の電気通信サービス（インターネット接続等に係る電気通信サービスであって、当社が別に定めるものに限ります。）に係る契約者回線等への通信に係るもの）の（2）（協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金を当社が通話料と合わせて設定するもの）の料金額の表のイ（接続通信料）に規定する接続通信料並びに第4の1の（20）の力、同（21）のオ及び同（22）の力に規定する定額料金以外の定額料金を除きます。）第5（相互接続番号案内料）の1（適用）及び2（料金額）の規定により算定した相互接続番号案内料及び当社が別に定める付随サービスに関する料金の料金月累計額をいいます。以下同じとします。）の合計額をいいます。以下同じとします。）に応じて、その包括割引回線群に係る割引前基本使用料の合計額についてその額に次表の割引率を乗じた額の割引を行うとともに、割引前通話料等の合計額について第4の1の（33）（包括割引に係る通話料の適用）に規定する割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="571 1391 1358 1525"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一括請求額が 100 万円以下の部分</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>一括請求額が 100 万円を超え 500 万円以下の部分</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>一括請求額が 500 万円を超える部分</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 包括割引を選択している契約者は、1の包括割引回線群につき月額10,000円（税込価格10,500円）の定額料金（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いを要します。</p> <p>ウ 包括割引は、契約者が法人の場合に限り適用します。</p> <p>エ 包括割引を選択する契約者は、包括割引回線群及びその代表回線（料金の請求先となる1の契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定していただきます。</p> <p>オ 当社は、エの申出があった場合は、次のいずれかに該当するときは除き、その申出を承諾します。</p> <p>（ア）包括割引回線群に指定された契約者回線に係る契約者の氏名又は名称及び請求書の送付先が、代表回線に係る契約者の氏名又は名称及び請求書の送付先と異なるとき。</p> <p>（イ）契約者が、定額料金及び包括割引回線群に係る料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>（ウ）その他当社の業務遂行上支障があるとき。</p>	区 別	割引率	一括請求額が 100 万円以下の部分	0.05	一括請求額が 100 万円を超え 500 万円以下の部分	0.07	一括請求額が 500 万円を超える部分	0.1
区 別	割引率								
一括請求額が 100 万円以下の部分	0.05								
一括請求額が 100 万円を超え 500 万円以下の部分	0.07								
一括請求額が 500 万円を超える部分	0.1								

	<p>カ 包括割引は、オの承諾の日の属する料金月の翌料金月から適用します。 ただし、契約者からウィルコム通信の提供の開始と同時に適用するよう要請があった場合であって当社が特に必要があると認めるときは、その提供を開始した日から適用します。</p> <p>キ 当社は、包括割引の適用を受けている契約者回線について次の場合が生じたときは、それぞれ次の日にその適用を廃止します。この場合において、その適用を廃止した契約者回線が代表回線であるときは、新たに代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア) 契約者から包括割引回線群の指定を取り消す申出があったときは、その申出があった日の属する料金月の末日</p> <p>(イ) 一般ウィルコム通信契約の解除があったときは、その解除した日</p> <p>(ウ) その他オに規定する承諾条件を満たさなくなったときは、その日の属する料金月の前料金月の末日</p> <p>ク 定額料金は、通則2（料金の計算方法等）の規定にかかわらず、ウィルコム通信サービスを利用することができなかった期間があった場合でも、日割しません。</p> <p>ケ アの規定による割引額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p> <p>コ 定額料金については、この料金表において別段の規定がある場合を除き、これを付加機能使用料（月額料金に限り。）とみなして取り扱います。</p>								
(10) 長期利用割引の適用	<p>ア 長期利用割引とは、一般ウィルコム通信（料金種別が定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新つなぎ放題コース、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS又は総合利用型のものを除きます。）の利用年数に応じて、その一般ウィルコム通信に係る基本使用料について、イの表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>イ 当社は、料金月の起算日において、契約者回線の提供を開始した日から起算して次表の左欄に規定する期間を経過したときは、その料金月の基本使用料について長期利用割引を適用します。 この場合において、経過期間の算定にあたっては、その一般ウィルコム通信の区別又は選択していた料金種別が現在のものと異なっていた期間についても、経過期間に算入します。</p> <table border="1" data-bbox="584 1205 1382 1435"> <thead> <tr> <th>経過期間</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年を超え2年以内の場合</td> <td>2（料金額）の規定の額に0.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>2年を超え3年以内の場合</td> <td>2（料金額）の規定の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>3年を超えた場合</td> <td>2（料金額）の規定の額に0.1を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 契約変更があったときは、その変更前の期間についても、経過期間に算入します。</p> <p>エ 利用の中断があったときは、その一時中断中の期間についても、経過期間に算入します。</p> <p>オ 一般ウィルコム通信利用権の譲渡があったときは、譲渡前の一般ウィルコム通信に係る経過期間を、譲受後の一般ウィルコム通信に係る経過期間とみなして経過期間を算定します。</p>	経過期間	割引額	1年を超え2年以内の場合	2（料金額）の規定の額に0.05を乗じて得た額	2年を超え3年以内の場合	2（料金額）の規定の額に0.07を乗じて得た額	3年を超えた場合	2（料金額）の規定の額に0.1を乗じて得た額
経過期間	割引額								
1年を超え2年以内の場合	2（料金額）の規定の額に0.05を乗じて得た額								
2年を超え3年以内の場合	2（料金額）の規定の額に0.07を乗じて得た額								
3年を超えた場合	2（料金額）の規定の額に0.1を乗じて得た額								
(11) 指定複数回線割引の適用	<p>ア 指定複数回線割引とは、契約者から申出があった場合、その契約者が指定する指定複数回線割引回線群（料金月単位において、その契約者が契約している一般ウィルコム通信（つなぎ放題コース、パケコミネットコース、定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS、複合型又は総合利用型に限り。）の契約者回線のうち契約者が指定する代表契約者回線（つなぎ放題コース、パケコミネットコース、定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS、複合型又は総合利用型に限り。）と代表契約者回線以外のその契約者が契約している一般ウィルコム通信（定額プラン又は新定額プランに限り。）の契約者回線（5回線以下に限り。）から構成される回線群（その料</p>								

	<p>金が同一の請求書により請求されるものに限ります。)をいいます。以下「割引回線群」といいます。以下同じとします。)の代表契約者回線以外のものに係る基本使用料について、2(料金額)2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)の規定にかかわらず、2,096円(税込価格2,200.8円)とすることとします。</p> <p>イ 一般ウィルコム通信契約者(法人に限ります。)がアに規定する割引回線群を指定する場合、一般ウィルコム通信(定額プラン又は新定額プランに限ります。)の契約者回線が3回線以上含まれるときは、アの規定にかかわらず、割引回線群に係る基本使用料(定額プラン又は新定額プランに限ります。)について、2,096円(税込価格2,200.8円)とすることとします。</p> <p>ウ 当社はアの申出があった場合、当社の業務遂行上支障がある場合を除き、その申出を承諾します。</p> <p>エ 指定複数回線割引は、一般ウィルコム通信契約者からアの申出を受けた日の属する料金月から適用します。</p> <p>オ 代表契約者回線以外の回線について、指定複数回線割引の対象となる期間が1料金月に満たない場合は、その対象となる期間に係る基本使用料について、アの規定にかかわらず、通則第2項の規定により日割した額に0.2411を乗じて得た額の割引を行います。</p>																						
<p>(12) 特別指定複数回線割引の適用【マルチパック】</p>	<p>ア 特別指定複数回線割引とは、(7)(複数回線割引の適用)に規定する複数回線割引対象となる契約者回線に係る定期一般ウィルコム通信契約者が、次表の左欄に掲げる契約者回線と右欄に掲げる契約者回線をそれぞれ1回線指定した場合、同表の左欄及び右欄に掲げる契約者回線に係る基本使用料について、2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定する額にイの表で規定する割引率を乗じて得た額を差し引いた額を料金額とすることをいいます。</p> <p>この場合において、この料金額については、(4)(DSL割引の適用)(5)(プロバイダ割引の適用)(6)(定期一般ウィルコム通信契約に係る基本使用料の取扱い)(7)(複数回線割引の適用)(8)(特別複数回線割引の適用)(10)(長期利用割引の適用)(11)(指定複数回線割引の適用)及び(13)(特別DSL割引の適用)の規定は適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="560 1160 1370 1355"> <tr> <td>料金種別がつなぎ放題コース、パケコミネットコース又は無限定利用の区別が複合型であるもの</td> <td>無限定利用の区別が標準型であって料金種別が定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS又は総合利用型であるもの</td> </tr> </table> <p>イ アで用いる割引率は次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="560 1451 1262 1720"> <thead> <tr> <th>割引対象コース</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つなぎ放題コース</td> <td>0.4417</td> </tr> <tr> <td>パケコミネットコース</td> <td>0.4527</td> </tr> <tr> <td>定額プラン</td> <td>0.2411</td> </tr> <tr> <td>ビジネスタイム定額プラン</td> <td>0.2411</td> </tr> <tr> <td>新定額プラン</td> <td>0.2411</td> </tr> <tr> <td>新トリプルプラン</td> <td>0.2411</td> </tr> <tr> <td>複合型【ネット25】</td> <td>0.4532</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ アに規定する定期一般ウィルコム通信契約者が(2)(高速パケット通信を利用している場合における基本使用料の加算額の適用)のアに規定する利用の請求をしている場合は、アで用いる割引率について、イの表の規定にかかわらず、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="560 1910 1262 1977"> <thead> <tr> <th>割引対象料金コース</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つなぎ放題コース</td> <td>0.4375</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ アに規定する定期一般ウィルコム通信契約者が(3)(超高速パケット通信を利</p>	料金種別がつなぎ放題コース、パケコミネットコース又は無限定利用の区別が複合型であるもの	無限定利用の区別が標準型であって料金種別が定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS又は総合利用型であるもの	割引対象コース	割引率	つなぎ放題コース	0.4417	パケコミネットコース	0.4527	定額プラン	0.2411	ビジネスタイム定額プラン	0.2411	新定額プラン	0.2411	新トリプルプラン	0.2411	複合型【ネット25】	0.4532	割引対象料金コース	割引率	つなぎ放題コース	0.4375
料金種別がつなぎ放題コース、パケコミネットコース又は無限定利用の区別が複合型であるもの	無限定利用の区別が標準型であって料金種別が定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS又は総合利用型であるもの																						
割引対象コース	割引率																						
つなぎ放題コース	0.4417																						
パケコミネットコース	0.4527																						
定額プラン	0.2411																						
ビジネスタイム定額プラン	0.2411																						
新定額プラン	0.2411																						
新トリプルプラン	0.2411																						
複合型【ネット25】	0.4532																						
割引対象料金コース	割引率																						
つなぎ放題コース	0.4375																						

	<p>用している場合における基本使用料の加算額の適用)のアに規定する利用の請求をしている場合は、アで用いる割引率について、イの表の規定にかかわらず、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="560 259 1262 398"> <thead> <tr> <th>割引対象コース</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つなぎ放題コース</td> <td>0.5114</td> </tr> <tr> <td>パケコミネットコース</td> <td>0.4478</td> </tr> <tr> <td>複合型【ネット25】</td> <td>0.4664</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 当社は、定期一般ウィルコム通信契約者からアの規定による契約者回線の指定の申出があったときは、その申出により当社が必要な登録を完了した日からアの規定を適用します。 この場合、基本使用料は料金表通則第2項の規定に基づき日割りします。</p> <p>カ 当社は、定期一般ウィルコム通信契約者からの申出等により特別指定複数回線割引の指定の解除があった場合、その指定の解除のあった日の翌日から特別指定複数回線割引を廃止することとし、基本使用料は通則第2項の規定に基づき日割りします。</p>	割引対象コース	割引率	つなぎ放題コース	0.5114	パケコミネットコース	0.4478	複合型【ネット25】	0.4664																
割引対象コース	割引率																								
つなぎ放題コース	0.5114																								
パケコミネットコース	0.4478																								
複合型【ネット25】	0.4664																								
<p>(13) 特別DSL割引の適用 【マルチパック】</p>	<p>ア 特別DSL割引とは、当社が提供するウィルコムADSLサービスに係るウィルコムADSL契約を締結している定期一般ウィルコム通信契約者(料金種別つなぎ放題コース、パケコミネットコース、定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS又は複合型を利用している者に限ります。以下この欄において同じとします。)から申出があった場合、その契約者回線(その料金が同一の請求書により請求されるものに限ります。)に係る基本使用料について、2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定する料金額にウの表で規定する割引率を乗じて得た額を差し引いた額を料金額とすることをいいます。 この場合において、この料金額については、(4)(DSL割引の適用)、(5)(プロバイダ割引の適用)、(6)(定期一般ウィルコム通信契約に係る基本使用料の取扱い)、(7)(複数回線割引の適用)、(8)(特別複数回線割引の適用)、(10)(長期利用割引の適用)、(11)(指定複数回線割引の適用)及び(12)(特別指定複数回線割引の適用)の規定は適用しません。</p> <p>イ 特別DSL割引は、1のウィルコムADSL契約につき1の契約者回線に限り適用します。</p> <p>ウ アで用いる割引率は次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="560 1256 1262 1529"> <thead> <tr> <th>割引対象コース</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つなぎ放題コース</td> <td>0.4417</td> </tr> <tr> <td>パケコミネットコース</td> <td>0.4527</td> </tr> <tr> <td>定額プラン</td> <td>0.2411</td> </tr> <tr> <td>ビジネスタイム定額プラン</td> <td>0.2411</td> </tr> <tr> <td>新定額プラン</td> <td>0.2411</td> </tr> <tr> <td>新トリプルプラン</td> <td>0.2411</td> </tr> <tr> <td>複合型【ネット25】</td> <td>0.4532</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ アに規定する定期一般ウィルコム通信契約者が(2)(高速パケット通信を利用している場合における基本使用料の加算額の適用)のアに規定する利用の請求をしている場合は、アで用いる割引率について、ウの表の規定にかかわらず、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="560 1720 1262 1787"> <thead> <tr> <th>割引対象料金コース</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つなぎ放題コース</td> <td>0.4375</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ アに規定する定期一般ウィルコム通信契約者が(3)(超高速パケット通信を利用している場合における基本使用料の加算額の適用)のアに規定する利用の請求をしている場合は、アで用いる割引率について、イの表の規定にかかわらず、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="560 1977 1262 2045"> <thead> <tr> <th>割引対象コース</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つなぎ放題コース</td> <td>0.5114</td> </tr> </tbody> </table>	割引対象コース	割引率	つなぎ放題コース	0.4417	パケコミネットコース	0.4527	定額プラン	0.2411	ビジネスタイム定額プラン	0.2411	新定額プラン	0.2411	新トリプルプラン	0.2411	複合型【ネット25】	0.4532	割引対象料金コース	割引率	つなぎ放題コース	0.4375	割引対象コース	割引率	つなぎ放題コース	0.5114
割引対象コース	割引率																								
つなぎ放題コース	0.4417																								
パケコミネットコース	0.4527																								
定額プラン	0.2411																								
ビジネスタイム定額プラン	0.2411																								
新定額プラン	0.2411																								
新トリプルプラン	0.2411																								
複合型【ネット25】	0.4532																								
割引対象料金コース	割引率																								
つなぎ放題コース	0.4375																								
割引対象コース	割引率																								
つなぎ放題コース	0.5114																								

	<table border="1"> <tr> <td>パケコミネットコース</td> <td>0.4478</td> </tr> <tr> <td>複合型【ネット25】</td> <td>0.4664</td> </tr> </table>	パケコミネットコース	0.4478	複合型【ネット25】	0.4664
パケコミネットコース	0.4478				
複合型【ネット25】	0.4664				
	<p>カ 当社は、定期一般ウィルコム通信契約者からアの規定による契約者回線の指定の申出があったときは、その申出により当社が必要な登録を完了した日からアの規定を適用します。</p> <p>この場合、基本使用料は料金表通則第2項の規定に基づき日割りします。</p> <p>キ 当社は、定期一般ウィルコム通信契約者からの申出等により特別DSL割引の指定の解除があった場合、その指定の解除のあった日の翌日から特別DSL割引を廃止することとし、基本使用料は通則第2項の規定に基づき日割りします。</p>				
(14) 医療・社会福祉等特別回線割引の適用 【ハートフルサポート】	<p>ア 医療・社会福祉等特別回線割引とは、別記1の(1)に規定する条件に合致する定期一般ウィルコム通信契約者(定額プラン又は新定額プランであるもの)に限り、以下、この欄において同じとします。)から申出があった場合、その契約者回線(定額プラン又は新定額プランであるもの)に限り、以下、この欄において同じとします。)に係る基本使用料について、2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)の規定にかかわらず、2,096円(税込価格2,200.8円)とすることとします。</p> <p>イ 医療・社会福祉等特別回線割引は、定期一般ウィルコム通信契約者からアの申出を受けた日の属する料金月から適用します。</p> <p>ウ 当該契約者回線について、医療・社会福祉等特別回線割引の対象となる期間が1料金月に満たない場合は、その対象となる期間に係る基本使用料について、アの規定にかかわらず、通則第2項の規定により日割した額に0.2411を乗じて得た額の割引を行います。</p> <p>エ 別記1の(1)のク又はケに規定する条件に合致する定期一般ウィルコム通信契約者は、アに規定する申出を承諾した日から6年間その適用を受けるものとします。</p>				
(15) 医療・社会福祉法人等特別回線割引の適用	<p>ア 医療・社会福祉等特別回線割引とは、別記1の(2)に規定する条件に合致する定期一般ウィルコム通信契約者(定額プラン又は新定額プランであるもの)に限り、以下、この欄において同じとします。)から申出があった場合、その契約者回線(定額プラン又は新定額プランであるもの)に限り、以下、この欄において同じとします。)に係る基本使用料について、2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)の規定にかかわらず、1,904.7円(税込価格1,999.935円)とすることとします。</p> <p>イ 医療・社会福祉等特別回線割引は、定期一般ウィルコム通信契約者が法人の場合、10以上の契約者回線が同一の請求書により請求される場合に限り適用します。</p> <p>ウ 医療・社会福祉等特別回線割引は、定期一般ウィルコム通信契約者からアの申出を受けた日の属する料金月から適用します。</p> <p>エ 当該契約者回線について、医療・社会福祉等特別回線割引の対象となる期間が1料金月に満たない場合は、その対象となる期間に係る基本使用料について、アの規定にかかわらず、通則第2項の規定により日割した額に0.3103を乗じて得た額の割引を行います。</p>				
(16) テレメタリングに係る基本使用料の適用	<p>ア 当社は、テレメタリングに係る基本使用料については、同一請求書により請求されるテレメタリングの契約者回線の請求書作成時における総回線数に基づき、2(料金額)の2-2(テレメタリングに係るもの)に規定する額を適用します。</p> <p>イ 料金月の起算日以外の日に契約者回線の提供の開始又は契約の解除等があったときは、当該契約者回線にアの規定により適用される基本使用料について、料金表通則第2項の規定に基づき日割りします。</p>				

2 料金額

2 - 1 一般ウィルコム通信に係るもの

(1 契約ごとに月額)

一般ウィルコム通信の 区別	無限定利用の 区別	料 金 種 別	料 金 額	
無限定利用	標準型	標準コース	2,700 円 (税込価格 2,835 円)	
		昼得コース	1,980 円 (税込価格 2,079 円)	
		スーパーパック S コース	3,300 円 (税込価格 3,465 円)	
		スーパーパック L コース	5,000 円 (税込価格 5,250 円)	
		スーパーパック LL コース	12,000 円 (税込価格 12,600 円)	
		つなぎ放題コース	5,800 円 (税込価格 6,090 円)	
		パケコミネットコース	4,700 円 (税込価格 4,935 円)	
		定額プラン	2,762 円 (税込価格 2,900.1 円)	
		ビジネスタイム定額プラン	1,810 円 (税込価格 1,900.5 円)	
		新つなぎ放題コース	3,696 円 (税込価格 3,880.8 円)	
		新定額プラン	2,762 円 (税込価格 2,900.1 円)	
		新トリプルプラン	1,810 円 (税込価格 1,900.5 円)	
		新定額プラン S	1,381 円 (税込価格 1,450.05 円)	
		複合型 【ネット 25】		5,400 円 (税込価格 5,670 円)
		回線交換専用型	データパックコース	3,000 円 (税込価格 3,150 円)
	データパック mini コース		1,980 円 (税込価格 2,079 円)	
通話相手先限定利用 (安心だフォン・ Two LINK DATA)			980 円 (税込価格 1,029 円)	
特定通信限定利用 型 (文字電話)		標準コース	980 円 (税込価格 1,029 円)	
		コミコミメールコース	1,780 円 (税込価格 1,869 円)	
総合利用型			1,381 円 (税込価格 1,450.05 円)	

(注) 特定通信限定利用 II 型 (H ” IN 使っただけコース) については、基本使用料の支払いを
要しません。

2 - 2 テレメタリングに係るもの

(1 契約ごとに月額)

総回線数区分	料 金 額
1,000 回線未満	700 円 (税込価格 735 円)
1,000 回線以上	540 円 (税込価格 567 円)
5,000 回線以上	450 円 (税込価格 472.5 円)
10,000 回線以上	300 円 (税込価格 315 円)

第2 端末設備使用料

区 分	単 位	料 金 額	備 考
		月 額	
ウィルコム通信機	1装置ごとに	3,000円 (税込価格3,150円)	1のウィルコム通信契約 について1のウィルコム 通信機を提供します。

第3 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用	
(1) 料金種別スーパーパックLLコースを選択している場合における付加機能使用料の適用	一般ウィルコム通信契約者が第1(基本使用料)の2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定するスーパーパックLLコースを選択している場合における文字メッセージ蓄積伝送機能の追加機能(ユーザ間情報通知による伝送機能に限ります。)及び文字メッセージ蓄積伝送機能II型の追加機能(ユーザ間情報通知による伝送機能に限ります。)に係る付加機能使用料については、2(料金額)に掲げる表の文字メッセージ蓄積伝送機能(ユーザ間情報通知による伝送機能)及び文字メッセージ蓄積伝送機能II型(ユーザ間情報通知による伝送機能)の欄の規定にかかわらず、支払いを要しません。
(2) 無限定利用を利用している場合における付加機能使用料(利用料)の適用	一般ウィルコム通信の区分が無限定利用である一般ウィルコム通信契約者(料金種別昼得コース、スーパーパックLLコース及びデータパックminiコースを選択している者を除きます。)が第4(通話料)の1(適用)の(12)(無限定利用を利用している場合における通話料金の適用)に規定する通話料の割引を選択している場合における文字メッセージ蓄積伝送機能の追加機能(ユーザ間情報通知による伝送機能に限ります。)に係る付加機能使用料については、2(料金額)に掲げる表の文字メッセージ蓄積伝送機能(ユーザ間情報通知による伝送機能)の欄の規定にかかわらず、支払いを要しません。
(3) 電話会議機能型における付加機能使用料の適用	一般ウィルコム通信契約者が、別表付加機能(7)(電話会議装置型)の利用の申込を行い、当社がその承諾を行った場合、第3(付加機能使用料)の2(料金額)の電話会議機能型における料金額については、その料金額の料金月ごとの合計が1,000円(税込価格1,050円)を超えた場合、その超えた額については、支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位		料 金 額
留守番電話機能 【留守番電話サービス】	固定料	1 契約者回線ごとに月額	100 円 (税込価格 105 円)
	利用料	1 録音メッセージごとに	20 円 (税込価格 21 円)
		1 再生メッセージごとに	10 円 (税込価格 10.5 円) にメッセージ再生時間 30 秒までごとに 10 円 (税込価格 10.5 円) を加えて得た額
構内交換設備自動着信機能	固定料	指定設備 1 装置ごとに月額	5,000 円 (税込価格 5,250 円)
文字メッセージ蓄積伝送機能 (ユーザ間情報通知による伝送機能)	固定料	1 契約者回線ごとに月額	300 円 (税込価格 315 円)
文字メッセージ蓄積伝送機能 II 型 (ユーザ間情報通知による伝送機能)	固定料	1 契約者回線ごとに月額	300 円 (税込価格 315 円)
着信短縮ダイヤル機能 【クイックダイヤルサービス】	固定料	1 の着信短縮ダイヤル番号により行う通話の発信を許容する地域 (以下「発信許容区域」といいます) として、当社が全国を 9 に分けて定めた区域 (以下「サービス区域」といいます。) の 1 の区域を指定した場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに月額 20,000 円 (税込価格 21,000 円)
		発信許容区域として、2 以上のサービス区域を指定した場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに月額 30,000 円 (税込価格 31,500 円)

パケット接続変換機能	基本額	1の接続番号を使用する場合	月額	15,000円 (税込価格 15,750円)		
		2又は3の接続番号を使用する場合	月額	30,000円 (税込価格 31,500円)		
	型	型	IPアドレスの割当を当社のパケット接続変換装置で行う場合	1接続番号につき29IPアドレスまでごとに月額	3,000円 (税込価格 3,150円)	
			IPアドレスの割当を一般ウィルコム通信契約者の電気通信設備で行う場合	パケット接続変換装置に設定する同時接続可能数50までごとに月額	6,000円 (税込価格 6,300円)	
		加算額	型	IPアドレスの割当を一般ウィルコム通信契約者の電気通信設備で行う場合	パケット接続変換装置に設定する同時接続可能数250までごとに月額	20,000円 (税込価格 21,000円)
					1接続番号につき60IPアドレスまで、又は同時接続可能数60まで月額	6,000円 (税込価格 6,300円)
					1接続番号につき124IPアドレスまで、又は同時接続可能数124まで月額	12,000円 (税込価格 12,600円)
		型	型	IPアドレスの割当を一般ウィルコム通信契約者の電気通信設備で行う場合	1接続番号につき252IPアドレスまで、又は同時接続可能数252まで月額	24,000円 (税込価格 25,200円)
					1接続番号につき508IPアドレスまで、又は同時接続可能数508まで月額	51,000円 (税込価格 53,550円)
	1接続番号につき1016IPアドレスまで、又は同時接続可能数1016まで月額				105,000円 (税込価格 110,250円)	
	1接続番号につき1524IPアドレスまで、又は同時接続可能数1524まで月額				156,000円 (税込価格 163,800円)	

文字メッセージ 大量伝送機能 【WakeOnサービス】	プランA	固定料	1送信設備ごとに月額	15,000円 (税込価格15,750円)
		利用料	伝送先契約者回線に係るもの	1伝送先契約者回線ごとに月額 50円 (税込価格52.5円)
			送達結果通知に係るもの	1送達結果通知ごとに 2円 (税込価格2.1円)
	プランB	固定料	1送信設備ごとに月額	100,000円 (税込価格105,000円)
		利用料	1送達結果通知ごとに	1.5円 (税込価格1.575円)
	ID認証接続機能 【AIR-EDGE アクセスポイント認証サービス】	固定料	契約者回線に付与する1IDごとに月額	100円 (税込価格105円)
データ圧縮機能 型 【AIR-EDGE 高速化サービス】	利用料	1契約者回線ごとに月額	300円 (税込価格315円)	
データ圧縮機能 型 【メガプラス】	利用料	1契約者回線ごとに月額	477円 (税込価格500.85円)	
データ圧縮機能 型	利用料	1接続番号につき29IPアドレスまでごとに月額	15,000円 (税込価格15,750円)	
電話会議機能 型 【AIR-CONFERENCE】	利用料	60秒までごとに	20円 (税込価格21円)	
電話会議機能 型 【ウィルコムミーティング】	利用料	60秒までごとに	10円 (税込価格10.5円)	
位置情報通知機能	固定料	1契約者回線ごとに月額	300円 (税込価格315円)	
	利用料	1位置情報通知ごとに	5円 (税込価格5.25円)	

仮想閉域網接続機能 【DirectAccess】	固定料	1の端末設備（閉域網接続機能に係るものに限ります。）について1の利用の請求ごとに	60,000円 （税込価格63,000円）
	利用料	1の仮想閉域網接続機能の利用の請求に対して付与するアカウントの総数が5から9の場合について、1アカウントごとに	3,000円 （税込価格3,150円）
		1の仮想閉域網接続機能の利用の請求に対して付与するアカウントの総数が10以上の場合について、1アカウントごとに	2,500円 （税込価格2,625円）
端末遠隔利用制限機能 【リモートロック代行サービス】	利用料	1着信確認通知ごとに	500円 （税込価格525円）

第4 通話料

1 適用

通 話 料 の 適 用	
(1) 料金額の設定	<p>ア 2 (料金額)に定める料金額は、この料金表において別段の規定がある場合を除き、当社の通話と他社相互接続通話とを合わせて、当社が設定する額とします。</p> <p>イ 当社が設定する通話料は、当社又は協定事業者が測定した通話時間又は情報量とこの料金表の規定とに基づいて算出します。</p>
(2) 通話区域の設定	<p>ア 当社は全国を、その地域の社会的経済的諸条件、地勢及び行政区画を考慮して通話の交流上おおむね一体と認められる密接な関係にある地域に分けて通話区域を定めます。</p> <p>イ 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、当該通話区域及びその通話区域と隣接する他の通話区域を表示する一覧表並びに全国の通話区域の一覧表を閲覧に供します。</p>
(3) 通話地域間距離の測定	<p>通話地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。</p> <p>ア 当社が別に定めるところにより、全国の区域を一辺2キロメートルの正方形に区分し、その区分した区画（以下「方形区画」といいます。）にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</p> <p>イ 通話地域間距離の測定のための起算点（以下「距離測定起算点」といいます。）となる方形区画は、移動無線装置等が接続されている無線基地局設備、（当社が別に定める従たる無線基地局設備については、その無線基地局設備が接続されている主たる無線基地局設備とします。）又は契約者回線等（移動無線装置等と無線基地局設備との間に設定される電気通信回線を除きます。）が収容されている協定事業者の事業所（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの利用においては、その利用に係る電気通信回線の終端とします。）が所在する通話区域内の当社が指定する方形区画とし、当社が指定するサービス取扱所において、その方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）を閲覧に供します。</p> <p>ウ 通話地域間距離は、双方の距離測定起算点となる方形区画番号に基づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に1キロメートル未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。</p> $\sqrt{\left[\begin{array}{c} \text{縦軸の方形} \\ \text{区画番号の} \\ \text{数差} \times 2 \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{c} \text{横軸の方形} \\ \text{区画番号の} \\ \text{数差} \times 2 \end{array} \right]^2}$ <p style="text-align: center;">= 通話地域間距離（キロメートル）</p>
(4) 通話地域区分又は通話地域間距離の適用	<p>通話地域区分（通話地域区分がその他の地域である場合の通話地域間距離を含みます。）は、通話を開始した時点のものを適用し、その通話が終了するまで変更しません。</p>

<p>(5) 離島に関する通話料金の特例</p>	<p>ア 離島（本州、北海道、四国及び九州以外をいいます。以下この欄において同じとします。）にあって当社が指定する通話区域の区域内にある契約者回線等と、その離島とそれぞれ社会的経済的諸条件及び通話の交流上密接な関係にあるとして当社が指定する通話区域の区域内にある契約者回線等との間の通話については、両通話区域が隣接しているものとみなして取り扱います。</p> <p>イ 沖縄県にある通話区域内の契約者回線等と鹿児島県にあって当社が指定する通話区域の区域内にある契約者回線等との間の通話については、両通話区域が隣接しているものとして取り扱います。</p> <p>ウ 沖縄県にある通話区域内の契約者回線等とそれ以外の通話区域内の契約者回線等との間の通話（イに該当する通話を除きます。）については、沖縄県にある通話区域の距離測定起算点となる方形区画をイにおいて当社が指定する通話区域の距離測定起算点となる方形区画とみなして算出した通話地域間距離の料金を適用します。</p> <p>ただし、その算出した通話地域間距離が（3）の規定によって算出した通話地域間距離を越える場合を除きます。</p> <p>エ 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、ア及びイにおいて指定する通話区域内を閲覧に供します。</p>
<p>(6) 自動着信転送機能を利用している場合の通話の取扱い 【着信転送サービス】</p>	<p>自動着信転送機能を利用している移動無線装置への通話及び自動着信転送機能により転送される通話については、それぞれ、その通話をその通話の発信元から自動着信転送機能を利用している移動無線装置への通話及びその移動無線装置からその通話の転送先への通話とみなして取り扱います。この場合において、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を無線基地局設備が確認できなかったときは、その直前に確認できた地域における移動無線装置との通話とみなして適用します。</p>
<p>(7) 海外ローミング転送機能を利用している場合の通話の取扱い</p>	<p>(1) 海外ローミング転送機能（以下この欄において「本機能」といいます。）を利用している移動無線装置への通話及び本機能により転送される通話については、それぞれ、その通話をその通話の発信元から本機能を利用している移動無線装置（当社がその在圏を最後に確認した無線基地局設備に接続しているものとみなします。）への通話及び海外ローミング転送装置から外国事業者の電気通信サービスを利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱います。</p> <p>(2) 海外ローミング転送装置からの通話に関する通話料の支払義務その他の取扱いについては、この料金表において別段の規定がある場合を除き、この通話を本機能を利用する一般ウィルコム通信の契約者回線からの通話とみなして取り扱います。</p>
<p>(8) ユーザ間情報通知に係る通信料金の取扱い</p>	<p>ア 契約者は、契約者回線と契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）との間において通話を行う際に又は単独に、制御信号を利用して通信を行うこと（以下「ユーザ間情報通知」といいます。）ができます。</p> <p>ただし、着信者がその通信を拒む場合は、この限りではありません。</p> <p>イ ユーザ間情報通知を利用して送信可能な情報量は、1制御信号につき最大128オクテットとします。</p> <p>ウ 契約者回線からのユーザ間情報通知が通話と同時に行われたときは、そのユーザ間情報通知の情報量は、課金の対象としません。</p>
<p>(9) 通話時間又は情報量の測定等</p>	<p>ア 通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受信器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 次の時間はアの通話時間に含まれません。</p> <p>（ア） 回線の故障等通話の発信者又は着信者に起因しない理由（電波伝播条件によるものを除きます。）により、通話の途中で一時通話ができなかった時間</p> <p>（イ）（ア）に規定する理由により、通話を打ち切ったときは、その通話に適用される第4（通話料）に規定する秒数に満たない端数の通話時間</p>

	<p>ウ ユーザ間情報通知の情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等通信の発信者又は着信者に起因しない場合により、課金対象情報が通信の相手先に到着しなかった場合には、その情報については、情報量の測定から除きます。</p> <p>ただし、契約者回線と契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）との間のユーザ間情報通知については、無線基地局設備からの情報の送信又は無線基地局設備への情報の到着の確認をもって、その情報は通信の相手先に到着したものとみなします。</p> <p>エ アの規定は、パケット通信及びフレックスチェンジ通信における課金対象通信時間（到着したパケットを直ちに伝送する等のため仮想的な回線を設定している時間をいいます。）の測定において準用します。</p> <p>この場合において、通話できる状態にした時刻は当社のパケット接続変換装置へ接続した時刻とし、その通話をできない状態にした時刻には当社が定める基準に則り当社がその通信をできないようにした時刻を含みます。</p> <p>オ パケット通信における課金対象パケットの情報量（制御信号等のうちデータとみなされるものを含みます。以下同じとします。）は、当社の機器において測定します。この場合において、回線の故障等通信の発信者又は着信者に起因しない理由により、課金対象パケットが通信の相手先（パケット接続変換装置をいいます。）に到着しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。</p> <p>カ パケット通信に係る通信料（情報量に応じて課金するものに限ります。）については、課金単位パケット（128バイトの情報量をいいます。以下同じとします。）を単位として適用します。</p>												
<p>(10) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用</p>	<p>ア 昼間、夜間、深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。</p> <p>ただし、土曜日・日曜日・祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="655 1106 1347 1272"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼 間</td> <td>午前 8 時から午後 7 時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜 間</td> <td>午後 7 時から午後 11 時までの間</td> </tr> <tr> <td>深夜・早朝</td> <td>午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="655 1368 1347 1563"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）における午前 8 時から午後 7 時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 間 帯	昼 間	午前 8 時から午後 7 時までの間	夜 間	午後 7 時から午後 11 時までの間	深夜・早朝	午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間	区 分	時 間 帯	土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）における午前 8 時から午後 7 時までの間
区 分	時 間 帯												
昼 間	午前 8 時から午後 7 時までの間												
夜 間	午後 7 時から午後 11 時までの間												
深夜・早朝	午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間												
区 分	時 間 帯												
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）における午前 8 時から午後 7 時までの間												

<p>(11) 定期一般ウィルコム通信契約に係る通話料金の適用 【年契 + メール割引サービス】</p>	<p>ア 当社は、定期一般ウィルコム通信契約者（料金種別スーパーパックLコース、スーパーパックLLコース、つなぎ放題コース、データパックminiコース、定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS若しくは総合利用型を選択している者又は(12)(無限定利用を利用している場合における通話料金の適用)のイに規定する通話料の割引の適用を受けているものを除きます。以下この欄において同じとします。)から申出があったときは、その契約者回線からの通話料金について、選択制によりイに規定する通話料金の割引を適用します。</p> <p>イ 定期一般ウィルコム通信契約者が1契約ごとに月額300円(税込価格315円)の定額料金(以下この欄において「定額料金」といいます。)を支払う場合、契約者回線からの通話に係る通話料金のうち次のものについては、それぞれ次により算定した額を料金額とします。この場合、(14)(料金種別スーパーパックSコースを選択している場合における通話料金の取扱い)の規定は適用しません。</p> <p>(ア) 契約者回線(当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。(イ)(ウ)及び(オ)において同じとします。)への通話(当社が定めた短文仕様に則り文字メッセージを伝送する10秒を超える通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-1(2-2~2-12以外のもの)の表の規定により算定した額に0.5を乗じた額とします。</p> <p>(イ) 契約者回線への通話(当社が定めた短文仕様に則り文字メッセージを伝送する10秒以下の通信に限ります。)については、(37)短時間通話に関する通話料の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(ウ) 契約者回線への通話(当社が定めた長文仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の表の規定により算定した額に0.5を乗じた額とします。</p> <p>(エ) 文字情報蓄積伝送装置への通信については、2(料金額)に掲げる2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるもの)に限ります。)への通話に係るもの)の表又は(37)短時間通話に関する通話料の適用)により算定した額に0.5を乗じた額とします。</p> <p>(オ) 契約者回線へのユーザ間情報通知(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-9(ユーザ間情報通知に係るもの)の表の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>ウ 当社は、定期一般ウィルコム通信契約者からイに規定する通話料金の割引の適用(契約者回線の提供の開始によるものを除きます。)又は廃止の申出があったときは、その申出により当社が必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月からその割引の適用又は廃止後の料金額を適用します。</p> <p>エ 一般ウィルコム通信の利用の一時中断をしたときは、定期一般ウィルコム通信契約者は、その期間中の定額料金の支払いを要しません。</p> <p>オ 定額料金については、この約款において別段の規定がある場合を除き、これを付加機能使用料(月額料金に限ります。)とみなして取り扱います。</p>
--	--

<p>(12) 無限定利用を利用している場合における通話料金の適用 【オプションメール放題】</p>	<p>ア 当社は、無限定利用を選択している一般ウィルコム通信契約者(料金種別昼得コース、スーパーパックLLコース、つなぎ放題コース、データパックminiコース、定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS若しくは総合利用型を選択している者を除きます。以下この欄において同じとします。)から申出があったときは、その契約者回線からの通話料金について、選択制によりイに規定する通話料金の割引を適用します。</p> <p>イ 一般ウィルコム通信契約者が1契約ごとに月額500円(税込価格525円)の定額料金(以下この欄において「定額料金」といいます。)を支払う場合、契約者回線からの通話に係る通話料のうち次のものについては、それぞれ次により適用します。この場合において、(14)(料金種別スーパーパックSコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い)のアの規定は適用しません。</p> <p>(ア) 文字情報蓄積伝送装置への通信(パケット通信を除きます。)への通信については、2(料金額)に掲げる2-7の(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの)の表又は(37)短時間通話に関する通話料の適用)により算定した額に0.5を乗じた額とします。</p> <p>(イ) 文字情報蓄積伝送装置への通信(パケット通信に限ります。)又は文字情報蓄積伝送装置II型への通信については、2(料金額)に掲げる2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの)の表の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(ウ) 文字情報提供装置接続装置への通信(パケット通信に限ります。)及び総合情報蓄積伝送装置への通信については、2(料金額)に掲げる2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの)の表の規定により算定した額に0.5を乗じた額を料金額とします。</p> <p>ただし、料金種別パケコミネットコースを選択している一般ウィルコム通信契約者の総合情報蓄積伝送装置への通信については、(21)(料金種別パケコミネットコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い)のアの規定によります。</p> <p>(エ) 文字情報蓄積伝送装置へのユーザ間情報通知(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを送信する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-9(ユーザ間情報通知に係るもの)の表の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(オ) (11)(定期一般ウィルコム通信契約に係る通話料金の適用)のイの(ア)から(ウ)まで及び(オ)の規定は、この定額料金を支払う場合における契約者回線からの通話に係る通話料について適用します。</p> <p>ウ 当社は、定期一般ウィルコム通信契約者からイに規定する通話料金の割引の適用(契約者回線の提供の開始によるものを除きます。)又は廃止の申出があったときは、その申出により当社が必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月からその割引の適用又は廃止後の料金額を適用します。</p> <p>エ 一般ウィルコム通信の利用の一時中断をしたときは、定期一般ウィルコム通信契約者は、その期間中の定額料金の支払いを要しません。</p> <p>オ 定額料金については、約款又はこの料金表において別段の規定がある場合を除き、これを付加機能使用料(月額料金に限ります。)とみなして取り扱います。</p>
--	---

<p>(13) 料金種別昼得コースを選択している場合における通話料金の適用</p>	<p>一般ウィルコム通信契約者が第1（基本使用料）の2（料金額）の2 - 1（一般ウィルコム通信に係るもの）に規定する昼得コースを選択している場合は、2（料金額）に掲げる次の表に限り、夜間及び深夜・早朝の時間帯における契約者回線からの通話に係る通話料金については、同表により算定した額に2を乗じた額を料金額とします。</p> <p>（ア）2 - 1（2 - 2～2 - 12以外のもの）</p> <p>（イ）2 - 3（契約者回線から端末系事業者（当社が別に定めるもの）に限り、）の契約者回線等への通話に係るもの）</p> <p>（ウ）2 - 7（契約者回線から当社が設置した電気通信設備（当社が別に定めるもの）に限り、）への通話に係るもの）（その他の電気通信設備に係るものに限り、）</p>
<p>(14) 料金種別スーパーパックSコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>ア 一般ウィルコム通信契約者が第1（基本使用料）の2（料金額）の2 - 1（一般ウィルコム通信に係るもの）に規定するスーパーパックSコースを選択している場合は、2（料金額）に掲げる次の表に限り、契約者回線からの通話に係る通話料金については、同表により算定した額に1.2を乗じた額を料金額とします。</p> <p>（ア）2 - 1（2 - 2～2 - 12以外のもの）</p> <p>（イ）2 - 3（契約者回線から端末系事業者（当社が別に定めるもの）に限り、）の契約者回線等への通話に係るもの）</p> <p>（ウ）2 - 7（契約者回線から当社が設置した電気通信設備（当社が別に定めるもの）に限り、）への通話に係るもの）（その他の電気通信設備に係るものに限り、）</p> <p>イ 一般ウィルコム通信契約者が第1（基本使用料）の2（料金額）の2 - 1（一般ウィルコム通信に係るもの）に規定するスーパーパックSコースを選択している場合、契約者回線からの通話に係る通話料（付加機能使用料（利用料に限り、）協定事業者から譲り受けた他社相互接続通話に係る債権及び当社が別に定める付随サービスに関する料金を含みます。以下この表において同じとします。）の料金月累計額のうち、1,200円（料金月額累計額が1,200円未満のときはその額）については支払いを要しません。</p> <p>この場合において、基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、1,200円を日割りして適用します。この際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>

<p>(15) 料金種別スーパーパ ックルコースを選択し ている場合における通 話料金の適用及び月間 支払額の取扱い</p>	<p>ア 一般ウィルコム通信契約者が第1(基本使用料)の2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定するスーパーパックルコースを選択している場合における契約者回線からの通話に係る料金は、次により適用します。</p> <p>(ア) 契約者回線(当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。(イ)(ウ)(エ)及び(カ)において同じとします。)への通話(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを送信する通信を除きます。)については、2(料金額)に掲げる2-1(2-2~2-12以外のもの)若しくは2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の表又は(37)短時間通話に関する通話料の適用)の規定により算定した額に0.9を乗じた額を料金額とします。</p> <p>(イ) 契約者回線への通話(当社が定めた短文仕様に則り文字メッセージを送信する10秒を超える通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-1(2-2~2-12以外のもの)の表の規定により算定した額に0.5を乗じた額を料金額とします。</p> <p>(ウ) 契約者回線への通話(当社が定めた短文仕様に則り文字メッセージを送信する10秒以下の通信に限ります。)については、(37)短時間通話に関する通話料の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(エ) 契約者回線への通話(当社が定めた長文仕様に則り文字メッセージを送信する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の表の規定により算定した額に0.5を乗じた額を料金額とします。</p> <p>(オ) 文字情報蓄積伝送装置への通信については、2(料金額)に掲げる2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるもの)に限ります。)への通話に係るもの)の表又は(37)短時間通話に関する通話料の適用)の規定により算定した額に0.5を乗じた額を料金額とします。</p> <p>(カ) 契約者回線へのユーザ間情報通知(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを送信する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-9(ユーザ間情報通知に係るもの)の表の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(キ) その他の通信については、2(料金額)に掲げる当該料金表又は(37)(短時間通話に関する通話料の適用)の規定により算定した額を料金額とします。</p> <p>イ 一般ウィルコム通信契約者が第1(基本使用料)の2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定するスーパーパックルコースを選択している場合、契約者回線からの通話に係る通話料の料金月累計額のうち、3,000円(料金月累計額が3,000円未満のときはその額)については支払いを要しません。</p> <p>この場合において、基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、3,000円を日割りして適用します。この際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>
--	---

<p>(16) 料金種別スーパーパック LL コースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>ア 一般ウィルコム通信契約者が第1(基本使用料)の2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定するスーパーパック LL コースを選択している場合における契約者回線からの通話に係る料金は、次により適用します。</p> <p>(ア) 文字情報蓄積伝送装置への通信(パケット通信に限ります。)及び文字情報蓄積伝送装置 II 型への通信については、2(料金額)に掲げる2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの)の表の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(イ) 文字情報提供装置接続装置への通信(パケット通信に限ります。)及び総合情報蓄積伝送装置への通信については、2(料金額)に掲げる2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの)の表の規定により算定した額に0.5を乗じた額を料金額とします。</p> <p>ただし、料金種別パケコミネットコースを選択している一般ウィルコム通信契約者の総合情報蓄積伝送装置への通信については、(21)(料金種別パケコミネットコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い)のアの規定によります。</p> <p>(ウ) 文字情報蓄積伝送装置へのユーザ間情報通知(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを送信する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-9(ユーザ間情報通知に係るもの)の表の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(エ) (15)(料金種別スーパーパック L コースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い)のアの(ア)から(カ)までの規定は、この料金種別を選択している場合における通話(文字情報蓄積伝送装置へのパケット通信を除きます。)に係る料金について適用します。</p> <p>(オ) その他の通信については、2(料金額)に掲げる当該料金表又は(37)短時間通話に関する通話料の適用)の規定により算定した額を料金額とします。</p> <p>イ 一般ウィルコム通信契約者が第1(基本使用料)の2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定するスーパーパック LL コースを選択している場合、契約者回線からの通話に係る通話料の料金月累計額のうち、10,000円(料金月累計額が10,000円未満のときはその額)については支払いを要しません。</p> <p>この場合において、基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たない時は、その支払いを要する日数に応じて、10,000円を日割りして適用します。この際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>
<p>(17) 料金種別コミコミメールコースを選択している場合における月間支払額の取扱い</p>	<p>一般ウィルコム通信契約者が第1(基本使用料)の2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定するコミコミメールコースを選択している場合、契約者回線からの通話に係る通話料の料金月累計額のうち、1,000円(料金月累計額が1,000円未満のときはその額)については支払いを要しません。</p> <p>この場合において、基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、1,000円を日割りして適用します。その際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>

<p>(18) 料金種別データパックコースを選択している場合における月間支払額の取扱い</p>	<p>一般ウィルコム通信契約者が第1(基本使用料)の2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定するデータパックコースを選択している場合、契約者回線からの当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの契約者回線等への非音声通信(無線基地局設備のADPCM装置を介さない回線交換通信をいいます。以下同じとします。)及びパケット通信に係る通話料の料金月累計額のうち、1,200円(料金月累計額が1,200円未満のときはその額)については支払いを要しません。</p> <p>この場合において、基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、1,200円を日割りして適用します。その際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>
<p>(19) 料金種別データパック mini コースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>ア 定期一般ウィルコム通信契約者が第1(基本使用料)の2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定するデータパック mini コースを選択している場合における契約者回線からの通話に係る料金は、2(料金額)に掲げる各表(2-9(ユーザ間情報通知に係るもの)の表の(1)(契約者回線から行うユーザ間情報通知に係るもの)のイを除きます。)及び(37)短時間通話に関する通話料の適用)の規定により算定した額に1.5を乗じた額を料金額とします。</p> <p>ただし、2(料金額)の2-6(契約者回線からの協定事業者の電気通信サービス(インターネット接続等に係る電気通信サービスであって当社が別に定めるものに限ります。)に係る契約者回線等への通信に係るもの)の(3)(他社相互接続通話に係る料金を協定事業者が定めるもの)に規定する料金については、当社の通信と他社相互接続通話の料金を合わせた額に1.5を乗じた額から他社相互接続通話の料金額を控除した額を料金額とします。</p> <p>イ 定期一般ウィルコム通信契約者が第1の2の2-1に規定するデータパック mini コースを選択している場合、契約者回線からの当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの契約者回線等への非音声通信に係る通話料(協定事業者から譲り受けた他社相互接続通話に係る債権を含みます。)及びパケット通信に係る通話料の料金月累計額のうち、1,000円(料金月累計額が1,000円未満のときはその額)については支払いを要しません。</p> <p>この場合において、基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、1,000円を日割りして適用します。この際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>

<p>(20) 料金種別つなぎ放題コースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>ア 一般ウィルコム通信契約者（料金種別つなぎ放題コースを選択している者に限ります。以下この欄において同じとします。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約者回線からのパケット通信（文字情報提供装置接続装置への通信を除きます。以下この欄において同じとします。）については、その通信料金（イに規定する接続通話料を除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、一般ウィルコム通信契約者は、契約者回線からのパケット通信（2（料金額）の2 - 6（契約者回線から協定事業者の電気通信サービス（インターネット接続等に係る電気通信サービスであって当社が別に定めるもの）に限ります。）に係る契約者回線への通信に係るもの）の（2）（協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金を当社が通話料と合わせて設定するもの）に規定するパケット通信に限ります。）について、同（2）の料金額の表のイ（接続通話料）に規定する額（その額が1,500円（税込価格1,575円）を超えるときは1,500円（税込価格1,575円））の接続通話料の支払いを要します。</p> <p>ウ 契約者回線からの通話に係る通話料については、ア及びイの規定によるほか、（12）（無限定利用を利用している場合における通話料金の適用）のイの（ア）から（オ）までの規定を適用します。</p> <p>エ パケット通信以外の通話に係る通話料の支払いについては、料金種別標準コースを選択して回線交換型を利用する一般ウィルコム通信契約者の場合に準じて取り扱います。</p> <p>オ 当社は、一般ウィルコム通信契約者から申出があったときは、その契約者回線からの通話（パケット通信を除きます。）に係る料金について、選択制によりカに規定する通話料金の割引を適用します。</p> <p>カ 一般ウィルコム通信契約者が1契約ごとに月額3,000円の定額料金（以下この欄において「定額料金」といいます。）を支払う場合、ウに規定する通話に係る料金については、（16）（料金種別スーパーパケットコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）のアの（ア）から（オ）までの規定を適用します。</p> <p>キ 一般ウィルコム通信契約者がカに規定する通話料金の割引を選択している場合、契約者回線からの通話に係る通話料（イに規定する接続通話料を除きます。）の料金月累計額のうち、3,000円（料金月累計額が3,000円未満のときはその額）については支払いを要しません。</p> <p>この場合において、定額料金の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、3,000円を日割りして適用します。この際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ク 当社は、一般ウィルコム通信契約者からカに規定する通話料金の割引の適用（契約者回線の提供の開始によるものを除きます。）又は廃止の申出があったときは、その申出により当社が必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月からその割引の適用又は廃止後の料金額を適用します。</p> <p>ケ 一般ウィルコム通信の利用の一時中断をしたときは、一般ウィルコム通信契約者は、その期間中の定額料金の支払いを要しません。</p> <p>コ 定額料金については、約款又はこの料金表において別段の規定がある場合を除き、これを付加機能使用料（月額料金に限ります。）とみなして取り扱います。</p>
---	---

<p>(21) 料金種別パケコミネットコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>ア 一般ウィルコム通信契約者（料金種別パケコミネットコースを選択している者に限り、以下この欄において同じとします。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約者回線からのパケット通信（文字情報蓄積伝送装置又は文字情報提供装置接続装置への通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に係る課金対象パケットの情報量の料金月累計量のうち、200,000課金単位パケット（基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、200,000課金単位パケットを日割りした量）を超える量について1課金単位パケットまでごとに0.03円（税込価格0.0315円）（一般ウィルコム通信契約者が(12)（無限定利用を利用している場合における通話料金の適用）のイに規定する通話料金の割引を選択している場合は、0.015円（0.01575円））として算定した額の通信料の支払いを要します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、一般ウィルコム通信契約者は、契約者回線からのパケット通信（2（料金額）の2 - 6（契約者回線から協定事業者の電気通信サービス（インターネット接続等に係る電気通信サービスであって当社が別に定めるもの）に限り、）に係る契約者回線への通信に係るもの）の(2)（協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金を当社が通話料と合わせて設定するもの）に規定するパケット通信に限り、）について、同（2）の料金額の表のイ（接続通信料）に規定する額（その額が1,500円（税込価格1,575円）を超えるときは1,500円（税込価格1,575円））の支払いを要します。</p> <p>ウ パケット通信以外の通話に係る通話料の支払いについては、(37)短時間通話に関する通話料の適用）及び2（料金額）に定めるところによります。</p> <p>エ 当社は、一般ウィルコム通信契約者から申出があったときは、その契約者回線からの通話（パケット通信を除きます。）に係る料金について、選択制によりオに規定する通話料金の割引を適用します。</p> <p>オ 一般ウィルコム通信契約者が1契約ごとに月額3,000円（税込価格3,150円）の定額料金（以下この欄において「定額料金」といいます。）を支払う場合、エに規定する通話に係る料金については、(16)（料金種別スーパーパケットコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）のアの（ア）から（オ）までの規定を適用します。</p> <p>カ 一般ウィルコム通信契約者がオに規定する通話料金の割引を選択している場合、契約者回線からの通話に係る通話料（イに規定する接続通話料を除きます。）の料金月累計額のうち、3,000円（料金月累計額が3,000円未満のときはその額）については支払いを要しません。この場合において、定額料金の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、3,000円を日割りして適用します。この際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>キ 当社は、一般ウィルコム通信契約者からオに規定する通話料金の割引の適用（契約者回線の提供の開始によるものを除きます。）又は廃止の申出があったときは、その申出により当社が必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月からその割引の適用又は廃止後の料金額を適用します。</p> <p>ク 一般ウィルコム通信の利用の一時中断をしたときは、一般ウィルコム通信契約者は、その期間中の定額料金の支払いを要しません。</p> <p>ケ 定額料金については、約款又はこの料金表において別段の規定がある場合を除き、これを付加機能使用料（月額料金に限り、）とみなして取り扱います。</p>
---	---

<p>(22) 複合型を利用している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い 【ネット25】</p>	<p>ア 一般ウィルコム通信契約者（複合型を利用している者に限ります。以下この欄において同じとします。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約者回線からのフレックスチェンジ通信及びパケット通信（文字情報蓄積伝送装置、文字情報蓄積伝送装置Ⅱ型、文字情報提供装置接続装置又は総合情報提供装置への通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に係る料金月累計通信時間のうち25時間（基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、25時間を日割りした時間とします。以下同じとします。）を超える時間（以下「超過時間」といいます。）について60秒までごとに10円（税込価格10.5円）として算定した額の通話料の支払いを要します。</p> <p>イ 同一の請求書により請求される複数の一般ウィルコム通信（複合型のものに限ります。）の契約者回線を利用している一般ウィルコム通信契約者が第8（手続きに関する料金）に規定する2（料金額）のタイムシェアサービス登録手数料を支払う場合、当社は、これらの契約者回線からのフレックスチェンジ通信及びパケット通信については、アの規定にかかわらず、これらの契約者回線のうち料金月累計通信時間が25時間未満の各契約者回線に係る未達時間（契約者回線からのフレックスチェンジ通信及びパケット通信に係る料金月累計通信時間が25時間未満の場合における残余の時間をいいます。以下同じとします。）の合計時間をこれらの契約者回線のうち料金月累計通信時間が25時間を超える各契約者回線にそれぞれの超過時間に応じて按分し、料金月累計通信時間が25時間を超える各契約者回線ごとに、その超過時間から按分された合計未達時間を減じた時間について60秒までごとに10円（税込価格10.5円）として算定した額の通話料を適用します。</p> <p>ウ ア又はイの規定によるほか、一般ウィルコム通信契約者は、ア契約者回線からのフレックスチェンジ通信（2（料金額）の2 - 6（契約者回線から協定事業者の電気通信サービス（インターネット接続等に係る電気通信サービスであって当社が別に定めるものに限りません。）に係る契約者回線への通信に係るもの）の（2）（協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金を当社が通話料と合わせて設定するもの）に規定する通信に対応するフレックスチェンジ通信に限りません。）及びパケット通信（2の2 - 6の（2）に規定するパケット通信に限りません。）に係る料金月累計通信時間について60秒までごとに5円（税込価格5.25円）として算定した額（その額が1,500円（税込価格1,575円）を超えるときは1,500円（税込価格1,575円））の接続通話料の支払いを要します。</p> <p>エ フレックスチェンジ通信及びパケット通信以外の通話に係る通話料の支払いについては、(37) 短時間通話に関する通話料の適用）及び2（料金額）に定めるところによります。</p> <p>オ 当社は、一般ウィルコム通信契約者から申出があったときは、その契約者回線からの通話に係る料金について、選択制によりカに規定する通話料金の割引を適用します。</p> <p>カ 一般ウィルコム通信契約者が1契約ごとに月額3,000円（税込価格3,150円）の定額料金（以下この欄において「定額料金」といいます。）を支払う場合、オに規定する通話に係る料金については、(16)（料金種別スーパーパケットコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）のアの（ア）から（オ）までの規定を適用します。</p>
--	---

	<p>キ 一般ウィルコム通信契約者がカに規定する通話料金の割引を選択している場合、契約者回線からの通話に係る通話料(ウに規定する接続通話料を除きます。)の料金月累計額のうち、3,000円(料金月累計額が3,000円未満のときはその額)については支払いを要しません。この場合において、定額料金の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、3,000円を日割りして適用します。この際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ク 当社は、一般ウィルコム通信契約者からオに規定する通話料金の割引の適用(契約者回線の提供の開始によるものを除きます。)又は廃止の申出があったときは、その申出により当社が必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月からその申出に係る変更後の料金額を適用します。</p> <p>ケ 当社は、複合型を利用している全ての契約者回線について契約の解除又は一般ウィルコム通信の区別若しくは無限定利用の区別の変更があったときは、イに規定する通話料の適用の廃止の申出があったものとみなして取り扱います。</p> <p>コ 一般ウィルコム通信の利用の一時中断をしたときは、一般ウィルコム通信契約者は、その期間中の定額料金の支払いを要しません。</p> <p>サ 定額料金については、約款又はこの料金表において別段の規定がある場合を除き、これを付加機能使用料(月額料金に限りません。)とみなして取り扱います。</p>
<p>(23) 料金種別定額プランを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>ア 定期一般ウィルコム通信契約者が第1(基本使用料)の2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定する定額プランを選択している場合における契約者回線(以下この欄において「定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線」といいます。)からの通話に係る料金は、次により適用します。</p> <p>(ア) 契約者回線(当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。(イ)(ウ)(エ)(ケ)及びイにおいて同じとします。)又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限りません。)への通話(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信を除きます。)については、2(料金額)に掲げる2-1(2-2~2-12以外のもの)の(3)(料金種別定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの)2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の(2)(料金種別定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの)若しくは2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限りません。))の電話会議装置への通話に係るもの又は(37)(短時間通話に関する通話料の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。この場合、1の通話(2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限りません。))の電話会議装置への通話を除きます。)につき連続して165分通話が継続ときは、165分を超える時間について、30秒までごとに10円(税込価格10.5円)として算定した額の通話料の支払いを要します。</p> <p>(イ) 契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限りません。)への通話(当社が定めた短文仕様に則り文字メッセージを伝送する10秒以下の通信に限りません。)については、支払いを要しません。</p> <p>(ウ) 契約者回線への通話(当社が定めた長文仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限りません。)については、2(料金額)に掲げる2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の(2)(料金種別定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの)の規定にか</p>

かわらず、支払いを要しません。

(エ) 文字情報蓄積伝送装置又は当社が別に定める接続事業者の電気通信設備への通信(パケット通信に限ります。)については、2に掲げる2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの)の表又は(37)(短時間通話に関する通話料の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(オ) 文字情報蓄積伝送装置への通信(回線交換通信に限ります。)については、2に掲げる2-7の表又は(36)(無限定利用の区別及び料金種別の変更時等に係る通話料金の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(カ) 文字情報蓄積伝送装置 型への通信については、2に掲げる2-7の表又は(36)(無限定利用の区別及び料金種別の変更時等に係る通話料金の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(キ) 文字情報提供装置接続装置への通信(パケット通信に限ります。)については、2に掲げる2-7の表の規定により算定した額に0.5を乗じた額を料金額とします。

(ク) 総合情報蓄積伝送装置への通信については、2に掲げる2-7の表又は(36)(無限定利用の区別及び料金種別の変更時等に係る通話料金の適用)の規定にかかわらず、次により適用します。

料 金 額 (1課金単位パケットごとに)
0.02円(税込価格0.021円)

(ケ) 契約者回線へのユーザ間情報通知(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-9(ユーザ間情報通知に係るもの)の表の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(コ) 2に掲げる2-10(パケット通信に係るもの(2-6及び2-7以外のもの))に係るパケット通信については、2-10の表の規定にかかわらず、次により適用します

料 金 額 (1課金単位パケットごとに)
0.02円(税込価格0.021円)

(サ) その他の通信については、2(料金額)に掲げる当該料金表の規定により算定した額を料金額とします。

イ 定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話(契約者回線(当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。)への通話に限ります。)又は他社契約者回線への通話については、1の通信において、その通信時間が連続して16時間を超える場合、当社が別に定める基準に則りその通信を切断することがあります。

ウ 定期一般ウィルコム通信契約者が料金種別定額プランを選択している契約について1契約ごとに月額2,000円(税込価格2,100円)の定額料金(以下この欄において「定額料金」といいます。)を支払う場合、契約者回線からのパケット通信については料金表の規定にかかわらず支払いを要しません。

エ 定期一般ウィルコム通信契約者が料金種別定額プランを選択している契約について1契約ごとに月額1,000円(税込価格1,050円)の月額定額料金を支払う場合、契約者回線からのパケット通信(高速パケット通信を含みます。以下この欄において同じとします。)については料金表の規定にかかわらず以下によるものとします。

(1) 定期一般ウィルコム通信契約者は、2(料金額)の規定にか

かわらず、契約者回線からのパケット通信（文字情報蓄積伝送装置型への通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に係る課金対象パケットの情報量の料金月累計量のうち、100,000課金単位パケットを超える量について1課金単位パケットまでごとに0.01円（税込価格0.0105円）として算定した額の通信料の支払いを要します。

(2) (1)に規定する100,000課金単位パケット以下のパケット通信については、契約者回線から総合情報接続装置へのパケット通信を優先して充当するものとします。

(3) 定期一般ウィルコム通信契約者は、(1)にて算定した通信料の料金月累計額について、契約者回線から総合情報接続装置へのパケット通信に係る料金月累計額(2,619円を超える場合はその額とします。)と契約者回線からのパケット通信（総合情報接続装置へのパケット通信を除きます。）に係る料金月累計額を合算した額の通信料の支払いを要します。この場合、合算した料金月累計額が5,000円を超えるときは、その額の支払いを要します。

オ 定期一般ウィルコム通信契約者が料金種別定額プランを選択している契約について1契約ごとに月額1,000円（税込価格1,050円）の月額定額料金（以下、この欄において「月額定額料金」といいます。）を支払う場合、契約者回線からの通話及びパケット通信（高速パケット通信を含みます。以下この欄において同じとします。）については料金表の規定によるほか以下とおりとします。

(1) 契約者回線からの通話及びパケット通信の料金月累計額のうち、1,200円（以下、この欄において「無料通話固定額」といいます。）と前料金月からの繰り越しされた額（6,000円を上限とします。以下、この欄において「繰越額」といいます。）の合算した額（以下、この欄において「無料通話合計額」といいます。）を超える金額についてのみ支払いを要するものとします。

この場合において、基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、無料通話固定額を日割りして適用します。この際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(2) 契約者回線からの通話及びパケット通信の料金月累計額が、無料通話合計額に満たない場合、無料通話合計額から当該料金月累計額を差し引いた額をその翌料金月に繰り越す繰越金とします。

(3) 定期一般ウィルコム通信契約者が月額定額料金を支払わない旨を申し出た又は月額定額料金の支払いが不要となった場合（定期一般ウィルコム通信契約の解除の場合を除きます。）月額定額料金を支払わなかった日の属する料金月の前料金月の繰越は行いません。

(4) (1)の規定は、アの(ア)から(コ)の規定により算定した額を含まないものとします。この場合、アの(ア)に規定する1の通話につき連続して165分を超える通話については、この限りではありません。

(5) 定期一般ウィルコム通信契約者が、ウに規定する定額料金又はエに規定する月額定額料金を支払う場合、定期一般ウィルコム通信契約者からのパケット通信については、(1)に規定する1,200円に含まないものとします。

(6) 同一の請求書により請求される複数の定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線間において、申し出がない限り、相互に翌料金月に繰り越す繰越金を(1)の支払いを要する額に充当するものとします。

この場合の充当方法は、個々の翌料金月に繰り越す繰越金の額の割合を元に充当するものとし、充当後に、残余がある場合、改めて、これを翌料金月に繰り越す繰越金とします。

カ 定額料金については、約款又はこの料金表において別段の規定がある場合を除き、これを付加機能使用料（月額料金に限りません。）とみなして取り扱います。

<p>(24) 料金種別ビジネスタイム定額プランを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>料金種別ビジネスタイム定額プランについては、(23) (料金種別定額プランを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い) のアからキまでの規定について、この欄において準用します。この場合、同(23)のアの(ア)及び(ウ)については、以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>(ア) 契約者回線 (当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。(イ) (ウ) (エ) (ケ) 及びイにおいて同じとします。) 又は他社契約者回線 (当社が別に定めるものに限ります。) への通話 (当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信を除きます。) については、2 (料金額) に掲げる 2 - 1 (2 - 2 ~ 2 - 12 以外のもの) の(4) (料金種別ビジネスタイム定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から他社契約者回線 (当社が別に定めるものに限ります。) への通話に係るもの) 2 - 2 (契約者回線からの非音声通信に係るもの) の(3) (料金種別ビジネスタイム定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から他社契約者回線 (当社が別に定めるものに限ります。) への通話に係るもの) 若しくは 2 - 7 (契約者回線から当社が設置した電気通信設備 (当社が別に定めるものに限ります。)) の電話会議装置への通話に係るもの又は (37) (短時間通話に関する通話料の適用) の規定にかかわらず、支払いを要しません (21 時から 1 時前までの間の通話に係る通話料を除きます。) この場合、1 の通話 (2 - 7 (契約者回線から当社が設置した電気通信設備 (当社が別に定めるものに限ります。)) の電話会議装置への通話を除きます。) につき連続して 165 分通話が続くときは、165 分を超える時間について、30 秒までごとに 9.5238 円 (税込価格 9.99999 円) として算定した額の通話料の支払いを要します。</p> <p>(ウ) 契約者回線への通話 (当社が定めた長文仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。) については、2 (料金額) に掲げる 2 - 2 (契約者回線からの非音声通信に係るもの) の(3) (料金種別ビジネスタイム定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から他社契約者回線 (当社が別に定めるものに限ります。) への通話に係るもの) の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p>
---	--

<p>(25) 一般ウィルコム通信の区別が特定通信限定利用 II 型である場合における通話料金の適用 【H” IN 使っただけコース】</p>	<p>ア 一般ウィルコム通信契約者が、一般ウィルコム通信の区別として第 8 条（ウィルコム通信サービスの種類）第 2 項に規定する特定通信限定利用 II 型を選択している場合における契約者回線からの通話に係る料金については、(37)（短時間通話に関する通話料の適用）及び 2（料金額）の規定にかかわらず、次により適用します。</p> <p>(1) (2)、(3)及び(4)以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="646 342 1321 450"> <tr> <td style="text-align: center;">料 金 額 (60 秒までごとに)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20 円（税込価格 21 円）</td> </tr> </table> <p>(2) 協定事業者の電気通信サービス（協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金を当社が通話料と合わせて設定するものに限り、）に係る契約者回線等又は当社が設置した電気通信設備（文字情報蓄積伝送装置又は文字情報提供装置接続装置に限り、）への通話に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="646 692 1321 799"> <tr> <td style="text-align: center;">料 金 額 (60 秒までごとに)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30 円（税込価格 31.5 円）</td> </tr> </table> <p>(3) 協定事業者の電気通信サービス（他社相互接続通話に係る料金を協定事業者が定めるものに限り、）に係る契約者回線等への通話に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="646 972 1321 1290"> <tr> <td style="text-align: center;">料 金 額</td> </tr> <tr> <td>次表により算定した額（当社の通話と他社相互接続通話の料金を合わせた額）から、他社相互接続通話の料金額（協定事業者がその契約約款及び料金表の規定により算定した額）を控除した額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60 秒までごとに</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20 円（税込価格 21 円）</td> </tr> </table> <p>(4) ユーザ間情報通知に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="633 1395 1321 1503"> <tr> <td style="text-align: center;">料 金 額 (1 接続ごとに)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20 円（税込価格 21 円）</td> </tr> </table> <p>(注) 1 接続とは、1 の呼接続に係る一連の処理手順において伝達される制御信号全体をいいます。</p> <p>イ 一般ウィルコム通信契約者が、一般ウィルコム通信の区別として第 8 条（ウィルコム通信サービスの種類）第 2 項に規定する特定通信限定利用 II 型を選択している場合における第 7（ユニバーサルサービス料）にかかる料金については、料金表の規定に関わらず、当該契約者回線からの通話料に含まれているものとします。</p>	料 金 額 (60 秒までごとに)	20 円（税込価格 21 円）	料 金 額 (60 秒までごとに)	30 円（税込価格 31.5 円）	料 金 額	次表により算定した額（当社の通話と他社相互接続通話の料金を合わせた額）から、他社相互接続通話の料金額（協定事業者がその契約約款及び料金表の規定により算定した額）を控除した額	60 秒までごとに	20 円（税込価格 21 円）	料 金 額 (1 接続ごとに)	20 円（税込価格 21 円）
料 金 額 (60 秒までごとに)											
20 円（税込価格 21 円）											
料 金 額 (60 秒までごとに)											
30 円（税込価格 31.5 円）											
料 金 額											
次表により算定した額（当社の通話と他社相互接続通話の料金を合わせた額）から、他社相互接続通話の料金額（協定事業者がその契約約款及び料金表の規定により算定した額）を控除した額											
60 秒までごとに											
20 円（税込価格 21 円）											
料 金 額 (1 接続ごとに)											
20 円（税込価格 21 円）											
<p>(26) 料金種別新つなぎ放題コースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>ア 一般ウィルコム通信契約者（新つなぎ放題コースを選択している者に限り、以下この欄において同じとします。）は、パケット通信（高速パケット通信及び超高速パケット通信を含みます。以下、同じとします。）を利用することができます。</p> <p>イ 一般ウィルコム通信契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約者回線からのパケット通信については、その通信料金（ウに規定する接続通話料を除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、一般ウィルコム通信契約者は、契約者回線</p>										

からのパケット通信(2(料金額)の2-6(契約者回線から協定事業者の電気通信サービス(インターネット接続等に係る電気通信サービスであって当社が別に定めるものに限ります。)に係る契約者回線への通信に係るもの)の(2)(協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金を当社が通話料と合わせて設定するもの)に規定するパケット通信に限ります。)について、同(2)の料金額の表のイ(接続通信料)に規定する額(その額が1,500円(税込価格1,575円))を超えるときは1,500円(税込価格1,575円))の接続通話料の支払いを要します。この場合、2の2-6の(2)に規定するパケット通信料金の課金を開始した日から、その日が属する料金月の翌料金月末日までの間について、その間の接続通信料の支払いは要しません。

エ 契約者回線からの通話に係る通話料については、イ及びウの規定によるほか、(12)(無限定利用を利用している場合における通話料金の適用)のイの(ア)から(オ)までの規定を適用します。

オ パケット通信以外の通話に係る通話料の支払いについては、料金種別標準コースを選択して回線交換型を利用する一般ウィルコム通信契約者の場合に準じて取り扱います。

カ 一般ウィルコム通信契約者が1契約ごとに月額934円(税込価格980.7円)の定額料金(以下この欄において「定額料金」といいます。)を支払う場合、契約者回線からの通話に係る通話料金のうち次のものについては、それぞれ次により算定した額を料金額とします。

(ア)契約者回線(当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。)への通話(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信を除きます。)については、2(料金額)に掲げる2-1(2-2~2-12以外のもの)の(4)(料金種別新つなぎ放題コースを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの)若しくは2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。))の電話会議装置への通話に係るもの又は(37)(短時間通話に関する通話料の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(イ)他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話については、2に掲げる2-1の(4)、2-2の(4)(料金種別新つなぎ放題コースを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話)、2-3の(5)(料金種別新つなぎ放題コースを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話)もしくは2-4の(5)(料金種別新つなぎ放題コースを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話)の規定に関わらず30秒までごとに10円(税込価格10.5円)とします。

(ウ)他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話については、2に掲げる2-5の(5)(料金種別新つなぎ放題コースを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話)の規定に関わらず30秒までごとに12.5円(税込価格13.125円)とします。

(エ)契約者回線への通話(当社が定めた長文仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の規定に関わらず支払いを要しません。

(オ)文字情報蓄積伝送装置への通信については、2-7の表又は(35)の規定に関わらず支払いを要しません。

キ カに規定する定額料金については、約款又はこの料金表において別段の規定がある場合を除き、これを付加機能使用料(月額料金に限り)とみなして取り扱います。

(27) 料金種別新定額プランを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い

ア 定期一般ウィルコム通信契約者が第1(基本使用料)の2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定する新定額プランを選択している場合における契約者回線(以下この欄において「定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線」といいます。)からの通話に係る料金は、次により適用します。

(ア) 契約者回線(当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。(イ)(ウ)(エ)(ケ)及びイにおいて同じとします。)又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信を除きます。)については、2(料金額)に掲げる2-1(2-2~2-12以外のもの)の(3)(料金種別定額プラン又は新定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話)2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の(2)(料金種別定額プラン又は新定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの)若しくは2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。))の電話会議装置への通話に係るもの又は(37)(短時間通話に関する通話料の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。この場合、1の通話(2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。))の電話会議装置への通話を除きます。)につき連続して165分通話が続くときは、165分を超える時間について、30秒までごとに10円(税込価格10.5円)として算定した額の通話料の支払いを要します。

(イ) 契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話(当社が定めた短文仕様に則り文字メッセージを伝送する10秒以下の通信に限ります。)については、支払いを要しません。

(ウ) 契約者回線への通話(当社が定めた長文仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の(2)(料金種別定額プラン又は新定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの)の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(エ) 文字情報蓄積伝送装置又は当社が別に定める接続事業者の電気通信設備への通信(パケット通信に限ります。)については、2に掲げる2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの)の表又は(37)(短時間通話に関する通話料の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(オ) 文字情報蓄積伝送装置への通信(回線交換通信に限ります。)については、2に掲げる2-7の表又は(36)(無限定利用の区別及び料金種別の変更時等に係る通話料金の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(カ) 文字情報蓄積伝送装置型への通信については、2に掲げる2-7の表又は(36)(無限定利用の区別及び料金種別の変更時等に係る通話料金の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(キ) 文字情報提供装置接続装置への通信(パケット通信に限ります。)については、2に掲げる2-7の表の規定にかかわらず、次により適用します。

料 金 額

0.08 円 (税込価格 0.084 円)

(ク) 総合情報蓄積伝送装置への通信については、2に掲げる2-7の表又は(36)(無限定利用の区別及び料金種別の変更時等に係る通話料金の適用)の規定にかかわらず、次により適用します。

料 金 額
(1課金単位パケットごとに)

0.08 円 (税込価格 0.084 円)

(ケ) 契約者回線へのユーザ間情報通知(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-9(ユーザ間情報通知に係るもの)の表の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(コ) 2に掲げる2-10(パケット通信に係るもの(2-6及び2-7以外のもの))に係るパケット通信については、2-10の表の規定にかかわらず、次により適用します

料 金 額
(1課金単位パケットごとに)

0.08 円 (税込価格 0.084 円)

(サ)(キ)(ク)(コ)それぞれの規定に基づき計算した料金月累計額は、それぞれの料金月累計額を合算した額が2,800円を超える場合、その超える額について支払いを要しないものとします。

(シ) その他の通信については、2(料金額)に掲げる当該料金表の規定により算定した額を料金額とします。

イ 定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話(契約者回線(当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。)への通話に限ります。)又は他社契約者回線への通話については、1の通信において、その通信時間が連続して16時間を超える場合、当社が別に定める基準に則りその通信を切断することがあります。

ウ 定期一般ウィルコム通信契約者が料金種別新定額プランを選択している契約について1契約ごとに月額1,000円(税込価格1,050円)の月額定額料金(以下、この欄において「月額定額料金」といいます。)を支払う場合、契約者回線からの通話については料金表の規定によるほか以下とおりとします。

(1) 契約者回線からの通話の料金月累計額のうち、2,000円(以下、この欄において「無料通話固定額」といいます。)を超える金額についてのみ支払いを要するものとします。

この場合において、基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、無料通話固定額を日割りして適用します。この際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(2) (1)の規定は、アの(ア)から(サ)の規定により算定した額を含まないものとします。この場合、アの(ア)に規定する1の通話につき連続して165分を超える通話については、この限りではありません。

(3) 料金月累計額が月額定額料金未満の場合、同一の請求書により請求される複数の料金種別新定額プランを選択している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線間において、申し出がない限り、相互にその月額定額料金に満たなかった額を(1)の支払いを要する額に充当するものとします。

(4) 定期一般ウィルコム通信契約者が、月額定額料金を支払う場合、エ及びオの規定は適用しません。

エ 定期一般ウィルコム通信契約者が、料金種別新定額プランを選択し

	<p>ている契約について1契約ごとに月額934円(税込価格980.7円)の月額料金(以下、この欄において「月額固定料金」といいます。)を支払う場合、契約者回線からの通話については料金表の規定によるほか以下のとおりとします。</p> <p>(1) 次に該当する場合、当該定期一般ウィルコム通信契約者については、当社は、柱書、(5)及び(6)の規定に基づく取扱をしないことができるものとします。</p> <p>1) 当社が指定する以外の端末設備を使用する場合 2) 当社が(3)の規定に基づき当該定期一般ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)及び(6)の規定に基づく取扱を停止し、停止後6ヶ月が経過していない場合</p> <p>(2) 定期一般ウィルコム通信契約者が、月額固定料金を支払う場合、U及びオの規定は適用しません。</p> <p>(3) 定期一般ウィルコム通信契約者が次の通信を行った場合、当社は、当社が指定する日以降において、当該定期一般ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)及び(6)の規定に基づく取扱を停止することができるものとします。</p> <p>1) 第71条第1項第4号に基づき第44条第1項第5号の適用があるかどうかに関わらず、第71条第1項第4号に該当する行為により実施される通信 2) 定期一般ウィルコム通信契約者が、通信する行為の対価として第三者から収益を得る場合の通信 3) 通話以外の用途において利用する通信</p> <p>(4) 定期一般ウィルコム通信契約者は、当社において当該定期一般ウィルコム通信契約者が行う通信が(3)に該当するかどうかの調査を実施する場合には、これに協力するものとします。その調査において当社が当該定期一般ウィルコム通信契約者に係る通話の履歴を確認する必要がある場合、当社は料金計算またはその調査に必要な範囲で確認を行いうるものとします。</p> <p>(5) 次の1)から4)に掲げる料金表第1表(料金)第4(通話料)の2(料金額)の規定にかかる通話に関する通話料は、料金表の規定にかかわらず、1の通話につき通話時間が10分以内の場合、その支払いを要しません。この場合、1の通話につき連続して10分を超えて通話が続くときは、その10分を超える通話時間について、次の1)から4)に基づく通話料の支払いを要します。</p> <p>1) 2-1(2-2~2-12以外のもの)の(3)(料金種別定額プラン又は新定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限り、)への通話に係るもの) 2) 2-3(契約者回線から端末系事業者の契約者回線等(当社が別に定めるものに限り、)への通話に係るもの(2-6以外のもの)の(3)(料金種別定額プラン又は新定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの) 3) 2-4(契約者回線からIP電話サービス(当社が別に定めるものに限り、)に係る契約者回線等への通話に係るもの)(3)(料金種別定額プラン又は新定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの) 4) 2-5(契約者回線から自動車携帯電話への通話に係るもの)の(3)(料金種別定額プラン又は新定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの)</p> <p>(6) (5)に規定する1)から4)にかかる通話について、その通話回数の総数が料金月ごとに500回を超え、かつその1の通話につき通話時間が10分以内の場合、(5)の規定にかかわらず、次の表の通話料の支払いを要します。この場合、その1の通話につき連続して10分を超えて通話が続くときは、その10分を超える通話時間につい</p>
--	---

ては、(5)に規定する1)から4)に基づく通話料の支払いを要します。

料 金 額 (30秒までごとに)
20円(税込価格21円)

なお、通話回数の総数を計算する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その通話回数の総数を計算する日数に応じて、500回を日割りして適用します。この際1回未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(7) 定期一般ウィルコム通信契約者が行う次の通話については、(5)及び(6)の規定に関わらず、料金表の規定によるものとします。

- 1) 自動着信転送機能において転送先に転送される通話
- 2) 当社がホームページまたはその他当社が別途定める方法により公表する特定の電話番号または特定の発信先への通話

オ 定期一般ウィルコム通信契約者(法人に限ります。)が料金種別新定額プランを選択している契約について1契約ごとに月額934円(税込価格980.7円)の月額料金(以下、この欄において「月額指定料金」といいます。)を支払う場合、契約者回線からの通話については料金表の規定によるほか以下とおりとします。

(1) 次に該当する場合、当該定期一般ウィルコム通信契約者については、当社は、柱書、(5)及び(6)の規定に基づく取扱をしないことができるものとします。

- 1) 当社が指定する以外の端末設備を使用する場合
- 2) 当社が(3)の規定に基づき当該定期一般ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)及び(6)の規定に基づく取扱を停止し、停止後6ヶ月が経過していない場合

(2) 定期一般ウィルコム通信契約者が、月額指定料金を支払う場合、ウ及びエの規定は適用しません。

(3) 定期一般ウィルコム通信契約者が次の通信を行った場合、当社は、当社が指定する日以降において、当該定期一般ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)及び(6)の規定に基づく取扱を停止することができるものとします。

- 1) 第71条第1項第4号に基づき第44条第1項第5号の適用があるかどうかに関わらず、第71条第1項第4号に該当する行為により実施される通信
- 2) 定期一般ウィルコム通信契約者が、通信する行為の対価として第三者から収益を得る場合の通信
- 3) 通話以外の用途において利用する通信

(4) 定期一般ウィルコム通信契約者は、当社において当該定期一般ウィルコム通信契約者が行う通信が(3)に該当するかどうかの調査を実施する場合には、これに協力するものとします。その調査において当社が当該定期一般ウィルコム通信契約者に係る通話の履歴を確認する必要がある場合、当社は料金計算またはその調査に必要な範囲で確認を行いうるものとします。

(5) 契約者回線から当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスを選択している他者契約者回線への通話にかかる通話料については、支払いを要しません。この場合、1の通話につき連続して165分通話が続くときは、165分を超える時間について、30秒までごとに10円(税込価格10.5円)として算定した額の通話料の支払いを要します。

(6) 定期一般ウィルコム通信契約者が行う自動着信転送機能において転送先に転送される通話については、(5)の規定に関わらず、料金表の規定によるものとします。

カ 月額定額料金、月額固定料金及び月額指定料金については、約款又はこの料金表において別段の定めがある場合を除き、これを付加機

	能使用料とみなして取り扱います。
(28) 料金種別新トリプルプランを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い	<p>料金種別新トリプルプランについては、(27) (料金種別新定額プランを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い) のア、イ、ウ((4)を除く。)、オ及びカの規定について、この欄において準用します。</p> <p>この場合、同(27)のアの(ア)及び(ウ)並びにオの(5)については、以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>アの(ア) 契約者回線(当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。(イ)(ウ)(エ)(ケ)及びイにおいて同じとします。)又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信を除きます。)については、2(料金額)に掲げる2-1(2-2~2-12以外のもの)の(4)(料金種別ビジネスタイム定額プラン又は新トリプルプランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの)2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の(3)(料金種別ビジネスタイム定額プラン又は新トリプルプランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの)若しくは2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。))の電話会議装置への通話に係るもの又は(37)(短時間通話に関する通話料の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません(21時から1時前までの間の通話に係る通話料を除きます。)。この場合、1の通話(2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。))の電話会議装置への通話を除きます。)につき連続して165分通話が続くときは、165分を超える時間について、30秒までごとに9.5238円(税込価格9.99999円)として算定した額の通話料の支払いを要します。</p> <p>アの(ウ) 契約者回線への通話(当社が定めた長文仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の(3)(料金種別ビジネスタイム定額プラン又は新トリプルプランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの)の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>オの(5) 契約者回線から当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスを選択している他社契約者回線への通話にかかる通話料については、支払いを要しません(21時から1時前までの間の通話に係る通話料を除きます。)。この場合、1の通話につき連続して165分通話が続くときは、165分を超える時間について、30秒までごとに9.5238円(税込価格9.99999円)として算定した額の通話料の支払いを要します。</p>

<p>(29) 特別複数回線割引を適用している場合における月間支払額の取扱い 【データセット割引】</p>	<p>定期一般ウィルコム通信契約者が第1（基本使用料）の1（適用）に規定する特別複数回線割引の適用を受けている場合は、(14)（料金種別スーパーパックSコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）（15）（料金種別スーパーパックLコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）又は（16）（料金種別スーパーパックLLコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）の規定にかかわらず、特別複数回線割引の適用を受けている契約者回線からの通話に係る通話料の料金月累計額のうち、次表に規定する額（料金月累計額が次表に規定する額未満のときはその額）については、支払いを要しません。</p> <p>この場合において、基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて次表に規定する額を日割りして適用します。この際1円未満の端数が出た場合は、その端数を切り上げます。</p> <table border="1" data-bbox="644 656 1321 797"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>支払いを要さない額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スーパーパックSコース</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>スーパーパックLコース</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>スーパーパックLLコース</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	支払いを要さない額	スーパーパックSコース	600円	スーパーパックLコース	1,500円	スーパーパックLLコース	5,000円
料金種別	支払いを要さない額								
スーパーパックSコース	600円								
スーパーパックLコース	1,500円								
スーパーパックLLコース	5,000円								
<p>(30) 国際ローミングに係る通話料の適用</p>	<p>国際ローミングに係る通話料については、(37) 短時間通話に関する通話料の適用) 及び2（料金額）の規定にかかわらず、次により適用します。</p> <p>ア イ以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="632 931 1321 1037"> <thead> <tr> <th>料金額 (10秒までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10円（税込価格10.5円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 協定事業者の電気通信サービス（協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金を当社が通話料と合わせて設定するものに限り、）に係る契約者回線等への通話に係るもの。</p> <table border="1" data-bbox="632 1200 1321 1305"> <thead> <tr> <th>料金額 (60秒までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26円（税込価格27.3円）</td> </tr> </tbody> </table>	料金額 (10秒までごとに)	10円（税込価格10.5円）	料金額 (60秒までごとに)	26円（税込価格27.3円）				
料金額 (10秒までごとに)									
10円（税込価格10.5円）									
料金額 (60秒までごとに)									
26円（税込価格27.3円）									
<p>(31) テレメタリングに係る通信料の適用</p>	<p>テレメタリング契約者は、2（料金額）の2 - 10（パケット通信に係るもの（2 - 6及び2 - 7以外のもの））の規定にかかわらず、契約者回線からのパケット通信に係る課金対象パケットの情報量の料金月累計量のうち、2,500課金単位パケット（基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、2,500課金単位パケットを日割した量）を超える量について1課金単位パケットまでごとに0.1円（税込価格0.105円）として算定した額の通信料の支払いを要します。</p>								
<p>(32) 回線群を単位とする通話料金の月極割引 【DAL ビジネス割引】</p>	<p>ア 当社は、契約者（一般ウィルコム通信の区別が無限定利用であって、料金種別標準コース又は昼得コースを選択している一般ウィルコム通信契約者及び一般ウィルコム通信の区別が通話相手先限定利用である一般ウィルコム通信契約者に限り、）以下この欄において同じとします。）から申出があったときは、その割引回線群（この月極割引を選択する契約者回線により構成される回線群（その全てが同一の契約者からなるものに限り、）をいいます。以下この欄において同じとします。）からの通話料金について、選択制によりイに規定する通話料金の割引を適用します。</p> <p>イ 契約者が、1の割引回線群について月額10,000円（税込価格10,500円）の定額料金（以下この欄において「定額料金」といいます。）を支払う場合、割引回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に係る通話料のうち2 - 6（契約者回線から協定事業者の電気通信サービ</p>								

ス(インターネット接続等に係る電気通信サービスであって、当社が別に定めるものに限ります。)に係る契約者回線等への通信に係るもの)の(1)の表のア又は(3)の表(以下この欄において「2-6の表」といいます。)により算定したもの(当社が別に定める協定事業者の契約者回線等への通話に係るものに限ります。)については、その算定した額の料金月累計額について、次表に規定する額の割引を行います。

区 別	割 引 額
料金月累計額が100万円以下の部分	2-6の表により算定した額に0.05を乗じて得た額
料金月累計額が100万円を超えて500万円以下の部分	2-6の表により算定した額に0.07を乗じて得た額
料金月累計額が500万円を超える部分	2-6の表により算定した額に0.1を乗じて得た額

ウ この月極割引を選択する契約者は、定額料金及び割引回線群に係る通話料金の請求先となる1の契約者回線(以下この欄において「代表回線」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。

エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合は除いて、その申出を承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線に係る契約者の氏名又は名称及び請求書の送付先が、代表回線に係る契約者の氏名又は名称及び請求書の送付先と異なるとき。

(イ) その契約者が、この定額料金及び割引回線群に係る通話料金について、一括して支払うことを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(ウ) その他当社の業務遂行上支障があるとき。

オ この月極割引の適用の開始は、ウに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、契約者からウィルコム通信の提供の開始と同時にこの月極割引の適用を開始する請求があった場合であって、当社が特に必要があると認めるときは、ウィルコム通信の提供の開始日から月極割引の提供を開始します。

カ 当社は、この月極割引の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。この場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるときは、その割引回線群の中から新たに代表回線を指定していただきます。

(ア) 契約者から月極割引の適用を廃止する申出があったとき。

(イ) 一般ウィルコム通信契約の解除があったとき。

(ウ) その他エに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

キ この月極割引の適用を廃止する場合の割引の適用は、次のとおりとします。

(ア) 契約者から月極割引の適用を廃止する申出があった場合は、その廃止した日を含む料金月の末日まで月極割引を適用します。

(イ) 一般ウィルコム通信契約の解除があった場合は、その解除した日まで月極割引を適用します。

(ウ) その他エに規定する承諾条件を満たさなくなった場合は、その日を含む料金月の前料金月の末日まで月極割引を適用します。(エ) 割引回線群を構成する全ての契約者回線について月極割引の適用を廃止したときは、その廃止した日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、月極割引を適用します。

ク 定額料金は、通則4の規定にかかわらず、日割しません。

ケ この月極割引を選択した契約者は、月極割引が適用される料金月に

	<p>については、利用の一時中断、利用停止その他の理由によりウィルコム通信サービスを利用することができなかった期間があった場合でも、定額料金の支払いを要します。</p> <p>コ イの規定による割引額に1円未満の端数が生じた場合は、通則（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p> <p>サ 定額料金については、この約款において別段の規定がある場合を除き、これを付加機能使用料（月額料金に限りません。）とみなして取り扱います。</p>												
<p>(33) 包括割引に係る通話料の適用 【ビジネスサポート割引】</p>	<p>ア 契約者が第1（基本使用料）の1（適用）の（9）（包括割引の適用）のイに規定する包括割引の適用を受けている場合は、その包括割引回線群に係る割引前通話料等の合計額について、その額に同（9）のアの表の割引率を乗じた額の割引を行います。</p> <p>イ 包括割引回線群については、（32）（回線群を単位とする通話料金の月極割引）の規定は適用しません。</p> <p>ウ アの規定による割引額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>												
<p>(34) 接続通話料の月極割引 【PRIN「ビジネス定額オプション」】</p>	<p>ア 当社は、一般ウィルコム通信契約者から申出があったときは、同一の請求書により請求される一般ウィルコム通信（標準型、複合型又は総合利用型のものに限りません。）の契約者回線（以下この欄において「対象回線」といいます。）からの、（22）（複合型を利用している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）のウに規定するフレックスチェンジ通信又は2（料金額）の2 - 6（契約者回線から協定事業者の電気通信サービス（インターネット接続等に係る電気通信サービスであって、当社が別に定めるものに限りません。）に係る契約者回線への通話に係るもの）（2）（協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金を当社が通話料と合わせて設定するもの）に規定するパケット通信（以下この欄において「インターネット接続」といいます。）について、選択制によりイに規定する接続通話料を適用します。</p> <p>イ 対象回線からのインターネット接続に係る通話料のうち（22）のウに規定する接続通話料及び2の2 - 6の（2）の表のイに規定する接続通話料（（20）（料金種別つなぎ放題コースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）のイ又は（21）（料金種別パケコミネットコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）のイの規定により適用する場合を含みます。）については、その規定にかかわらず、次により適用します。</p> <table border="1" data-bbox="632 1339 1343 1697"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>接続通信料 （1利用回線ごとに月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象回線のうち当該料金月において1回以上インターネット接続を行った契約者回線（以下この表において「利用回線」といいます。）が1回線の場合</td> <td>1,500円（税込価格1,575円）</td> </tr> <tr> <td>利用回線が2回線の場合</td> <td>900円（税込価格945円）</td> </tr> <tr> <td>利用回線が3回線の場合</td> <td>700円（税込価格735円）</td> </tr> <tr> <td>利用回線が4回線の場合</td> <td>600円（税込価格630円）</td> </tr> <tr> <td>利用回線が5回線以上の場合</td> <td>500円（税込価格525円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、一般ウィルコム通信契約者からイに規定する接続通信料の適用（契約者回線の提供の開始によるものを除きます。）又は廃止の申出があったときは、その申出により当社が必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月から適用又は廃止します。</p> <p>エ イに規定する接続通信料は、通則4の規定にかかわらず、日割りしません。</p>	区別	接続通信料 （1利用回線ごとに月額）	対象回線のうち当該料金月において1回以上インターネット接続を行った契約者回線（以下この表において「利用回線」といいます。）が1回線の場合	1,500円（税込価格1,575円）	利用回線が2回線の場合	900円（税込価格945円）	利用回線が3回線の場合	700円（税込価格735円）	利用回線が4回線の場合	600円（税込価格630円）	利用回線が5回線以上の場合	500円（税込価格525円）
区別	接続通信料 （1利用回線ごとに月額）												
対象回線のうち当該料金月において1回以上インターネット接続を行った契約者回線（以下この表において「利用回線」といいます。）が1回線の場合	1,500円（税込価格1,575円）												
利用回線が2回線の場合	900円（税込価格945円）												
利用回線が3回線の場合	700円（税込価格735円）												
利用回線が4回線の場合	600円（税込価格630円）												
利用回線が5回線以上の場合	500円（税込価格525円）												

<p>(35) 特別指定複数回線割引を適用している場合における月間支払額の取扱い 【マルチパック】</p>	<p>ア 定期一般ウィルコム通信契約者（定額プラン、ビジネスタイム定額プラン若しくは総合利用型であるものを除きます。以下、同じとします。）が第1（基本使用料）の1（適用）の（12）（特別指定複数回線割引の適用）に規定する特別指定複数回線割引の適用を受けている場合は、第4（通話料）の2（料金額）の規定にかかわらず、特別指定複数回線割引の適用を受けている契約者回線からの通話に係る通話料の料金月累計額のうち、2-6（契約者回線から協定事業者の電気通信サービス（インターネット接続等に係る電気通信サービスであって当社が別に定めるもの）に限ります。）に係る契約者回線への通信に係るもの）の（2）（協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金を当社が通話料と合わせて設定するもの）に規定するパケット通信に限ります。）の表のイ（接続通信料）に規定する接続通信料について、支払いを要しません。</p> <p>イ 前項の規定は、定期一般ウィルコム通信契約者が第1の1の（13）（特別DSL割引の適用）に規定する特別指定複数回線割引の適用を受けている場合についても、適用するものとします。</p>
<p>(36) 無限定利用の区別及び料金種別の変更等に係る通話料金の適用</p>	<p>無限定利用の区別及び料金種別の変更等により通話料金が異なる複数の日にわたる通話については、その通話が終了した日において、無限定利用の区別、料金種別その他通話料金に関するこの約款の規定により適用される通話料金を、その通話全体に一律に適用します。</p>
<p>(37) 短時間通話に関する通話料金の適用</p>	<p>契約者回線（定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新定額プラン、新トリプルプラン又は総合利用型であるものを除きます。以下、同じとします。）からの通話（PHS事業者（当社が別に定めるもの）に限ります。）の契約者回線への通話を除きます。）であって、通話時間が10秒以下の通話については、2（料金額）の2-1（2-2～2-12以外のもの）若しくは2-7（契約者回線から当社が設置した電気通信設備（当社が別に定めるもの）に限ります。）への通話に係るもの）（その他の電気通信設備に係るもの）に限ります。）又は（13）（料金種別昼得コースを選択している場合における通話料金の適用）若しくは（14）（料金種別スーパーパックSコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）の規定にかかわらず、10円（税込価格10.5円）（契約者回線（当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。）への通話であって、当社が定めた短文仕様に則り文字メッセージを伝送する通信にあっては6円（税込価格6.3円））とします。</p>
<p>(38) パケット通信料の適用</p>	<p>ア 料金月請求額のうち、基本使用料に係る請求額と契約者回線からのパケット通信に係る請求額については、その合算額が20,000円（税込価格21,000円）を超えるときは、その超えた額について料金表の規定にかかわらず支払いを要しません。</p> <p>イ 一般ウィルコム通信契約者が、（22）（複合型を利用している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い【ネット25】）のイに規定するタイムシェアサービス登録手数料を支払う場合、同イに規定する同一の請求書により請求される複数の一般ウィルコム通信の契約者回線からのパケット通信については、アの規定を適用しないものとします。</p> <p>ウ パケット通信料については、通話料の適用における支払いを要しない額等において、他の通話料に先駆けて優先的に充当されるものとします（当社が別に定める場合を除きます。）</p>
<p>(39) 当社の機器の故障等により正しく算定することができない場合の通話料金の取扱い</p>	<p>通話料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) (1)以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

<p>(40) 通話料の減免</p>	<p>次の通話については、約款の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>(1) 犯罪通報、出火通知又は人命救助報知用として、当社が別に定める協定事業者が警察機関、海上保安機関又は消防機関に設置する電気通信設備への通話</p> <p>(2) ウィルコム通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p> <p>(3) 協定事業者に係る電気通信設備の修理の請求、電話番号等の案内又は電気通信サービスに関する問合せ等のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p>
<p>(41) 料金種別新定額プランSを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>ア 定期一般ウィルコム通信契約者が第1(基本使用料)の2(料金額)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)に規定する新定額プランSを選択している場合における契約者回線(以下この欄において「定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線」といいます。)からの通話に係る料金は、次により適用します。</p> <p>(ア) 契約者回線(当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。(イ)(ウ)(エ)(ケ)及びイにおいて同じとします。)又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信を除きます。)については、2(料金額)に掲げる2-1(2-2~2-12以外のもの)の(6)(新定額プランSを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話)、2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の(5)(新定額プランSを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの)若しくは2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。))の電話会議装置への通話に係るもの又は(37)(短時間通話に関する通話料の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。この場合、1の通話(2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。))の電話会議装置への通話を除きます。)につき連続して165分通話が続くときは、165分を超える時間について、30秒までごとに20円(税込価格21円)として算定した額の通話料の支払いを要します。</p> <p>(イ) 契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話(当社が定めた短文仕様に則り文字メッセージを伝送する10秒以下の通信に限ります。)については、支払いを要しません。</p> <p>(ウ) 契約者回線への通話(当社が定めた長文仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の(5)(新定額プランSを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの)の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(エ) 文字情報蓄積伝送装置又は当社が別に定める接続事業者の電気通信設備への通信(パケット通信に限ります。)については、2に掲げる2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。))への通話に係るもの)の表又は(37)(短時間通話に関する通話料の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(オ) 文字情報蓄積伝送装置への通信(回線交換通信に限ります。)については、2に掲げる2-7の表又は(36)(無限定利用の区別及び料金種別の変更時等に係る通話料金の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(カ) 文字情報蓄積伝送装置型への通信については、2に掲げる2-7の表又は(36)(無限定利用の区別及び料金種別の変更時等に係る通話料金の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(キ) 文字情報提供装置接続装置への通信(パケット通信に限ります。)については、2に掲げる2-7の表の規定にかかわらず、次に</p>

より適用します。

料 金 額 (1課金単位パケットごとに)
0.1円(税込価格0.105円)

(ク)総合情報蓄積伝送装置への通信については、2に掲げる2-7の表又は(36)(無限定利用の区別及び料金種別の変更時等に係る通話料金の適用)の規定にかかわらず、次により適用します。

料 金 額 (1課金単位パケットごとに)
0.1円(税込価格0.105円)

(ケ)契約者回線へのユーザ間情報通知(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-9(ユーザ間情報通知に係るもの)の表の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(コ)2に掲げる2-10(パケット通信に係るもの(2-6及び2-7以外のもの))に係るパケット通信については、2-10の表の規定にかかわらず、次により適用します

料 金 額 (1課金単位パケットごとに)
0.1円(税込価格0.105円)

(サ)(キ)(ク)(コ)それぞれの規定に基づき計算した料金月累計額は、それぞれの料金月累計額を合算した額が2,800円を超える場合、その超える額について支払いを要しないものとします。

(シ)その他の通信については、2(料金額)に掲げる当該料金表の規定により算定した額を料金額とします。

イ 定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話(契約者回線(当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。)への通話に限ります。)又は他社契約者回線への通話については、1の通信において、その通信時間が連続して16時間を超える場合、当社が別に定める基準に則りその通信を切断することがあります。

ウ 定期一般ウィルコム通信契約者が料金種別新定額プランSを選択している契約について1契約ごとに月額1,000円(税込価格1,050円)の月額定額料金(以下、この欄において「月額定額料金」といいます。)を支払う場合、契約者回線からの通話については料金表の規定によるほか以下とおりとします。

(1) 契約者回線からの通話の料金月累計額のうち、2,000円(以下、この欄において「無料通話固定額」といいます。)を超える金額についてのみ支払いを要するものとします。

この場合において、基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、無料通話固定額を日割りして適用します。この際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(2) (1)の規定は、アの(ア)から(サ)の規定により算定した額を含まないものとします。この場合、アの(ア)に規定する1の通話につき連続して165分を超える通話については、この限りではありません。

(3) 料金月累計額が月額定額料金未満の場合、同一の請求書により請求される複数の料金種別新定額プランSを選択している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線間において、申し出がない限り、相互にその月額定額料金に満たなかった額を(1)の支払いを要する額に充当するものとします。

	<p>(4) 定期一般ウィルコム通信契約者が、月額定額料金を支払う場合、エの規定は適用しません。</p> <p>エ 定期一般ウィルコム通信契約者が、料金種別新定額Sプランを選択している契約について1契約ごとに月額934円(税込価格980.7円)の月額料金(以下、この欄において「月額固定料金」といいます。)を支払う場合、契約者回線からの通話については料金表の規定によるほか以下のとおりとします。</p> <p>(1) 次に該当する場合、当該定期一般ウィルコム通信契約者については、当社は、柱書、(5)及び(6)の規定に基づく取扱をしないことができるものとします。</p> <p>1) 当社が指定する以外の端末設備を使用する場合</p> <p>2) 当社が(3)の規定に基づき当該定期一般ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)及び(6)の規定に基づく取扱を停止し、停止後6ヶ月が経過していない場合</p> <p>(2) 定期一般ウィルコム通信契約者が、月額固定料金を支払う場合、ウの規定は適用しません。</p> <p>(3) 定期一般ウィルコム通信契約者が次の通信を行った場合、当社は、当社が指定する日以降において、当該定期一般ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)及び(6)の規定に基づく取扱を停止することができるものとします。</p> <p>1) 第71条第1項第4号に基づき第44条第1項第5号の適用があるかどうかに関わらず、第71条第1項第4号に該当する行為により実施される通信</p> <p>2) 定期一般ウィルコム通信契約者が、通信する行為の対価として第三者から収益を得る場合の通信</p> <p>3) 通話以外の用途において利用する通信</p> <p>(4) 定期一般ウィルコム通信契約者は、当社において当該定期一般ウィルコム通信契約者が行う通信が(3)に該当するかどうかの調査を実施する場合には、これに協力するものとします。その調査において当社が当該定期一般ウィルコム通信契約者に係る通話の履歴を確認する必要がある場合、当社は料金計算またはその調査に必要な範囲で確認を行いうるものとします。</p> <p>(5) 次の1)から4)に掲げる料金表第1表(料金)第4(通話料)の2(料金額)の規定にかかる通話に関する通話料は、料金表の規定にかかわらず、1の通話につき通話時間が10分以内の場合、その支払いを要しません。この場合、1の通話につき連続して10分を超えて通話が続くときは、その10分を超える通話時間について、次の1)から4)に基づく通話料の支払いを要します。</p> <p>1) 2-1(2-2~2-12以外のもの)の(6)(新定額プランS又は総合利用型を利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限り、)への通話)</p> <p>2) 2-3(契約者回線から端末系事業者の契約者回線等(当社が別に定めるものに限り、)への通話に係るもの(2-6以外のもの)の(6)(新定額プランS又は総合利用型を利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの)</p> <p>3) 2-4(契約者回線からIP電話サービス(当社が別に定めるものに限り、)に係る契約者回線等への通話に係るもの)(6)(新定額プランS又は総合利用型を利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの)</p> <p>4) 2-5(契約者回線から自動車携帯電話への通話に係るもの)の(6)(料金種別新定額プランS又は総合利用型を利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの)</p> <p>(6) (5)に規定する1)から4)にかかる通話について、その通話回数</p>
--	--

	<p>の総数が料金月ごとに500回を超え、且つその1の通話につき通話時間が10分以内の場合、(5)の規定にかかわらず、次の表の通話料の支払いを要します。この場合、その1の通話につき連続して10分を超えて通話が续くときは、その10分を超える通話時間については、(5)に規定する1)から4)に基づく通話料の支払いを要します。</p> <table border="1" data-bbox="683 342 1315 472"> <tr> <td style="text-align: center;">料 金 額 (30秒までごとに)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20円(税込価格21円)</td> </tr> </table> <p>なお、通話回数の総数を計算する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その通話回数の総数を計算する日数に応じて、500回を日割りして適用します。この際1回未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>(7) 定期一般ウィルコム通信契約者が行う次の通話については、(5)及び(6)の規定に関わらず、料金表の規定によるものとします。</p> <p>1) 自動着信転送機能において転送先に転送される通話</p> <p>2) 当社がホームページまたはその他当社が別途定める方法により公表する特定の電話番号または特定の発信先への通話</p> <p>オ 月額定額料金及び月額固定料金については、約款又はこの料金表において別段の定めがある場合を除き、これを付加機能使用料とみなして取り扱います。</p>	料 金 額 (30秒までごとに)	20円(税込価格21円)
料 金 額 (30秒までごとに)			
20円(税込価格21円)			
<p>(42) 総合利用型を選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>ア 総合利用型については、(41)(料金種別新定額プランSを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い)の規定(エを除く。)について、この欄において準用します。</p> <p>イ アの規定に関わらず、(41)のアの(キ)(ク)及び(コ)に規定するポケット通信料については、その支払いを要しません。</p>		

2 料金額

2 - 1 2 - 2 ~ 2 - 12 以外のもの

(1) (2)、(3)、(4)、(5)及び(6)以外のもの

通話地域区分		料 金 額 (10 円 (税込価格 10.5 円) に次の秒数までごとに 10 円 (税込価格 10.5 円) を加えて得た額)							
		昼 間	土曜日・日曜日・ 祝日	夜 間	深夜・早朝				
同一通話区域内		60 秒	60 秒	60 秒	70 秒				
隣接通話区域内		45 秒	45 秒	45 秒	60 秒				
その他の地域		45 秒	45 秒	45 秒	60 秒				
通 話 地 域 間 距 離	30 扣メートルまで								
	60 扣メートルまで					26 秒	30 秒	30 秒	45 秒
	100 扣メートルまで					18 秒	26 秒	26 秒	36 秒
	160 扣メートルまで					15 秒	20 秒	20 秒	26 秒
	160 扣メートルを超えるもの	15 秒	17 秒	17 秒	20 秒				

(注) 同一通話区域内とは、距離測定起算点となる方形区画が所在する通話区域 (移動無線装置等が接続されている無線基地局設備、又は契約者回線等が収容されている協定事業者の事業所 (当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの利用においては、その利用に係る電気通信回線の終端とします。)) が所在する通話区域) が同一となる場合をいい、隣接通話区域とは、距離測定起算点となる方形区画が所在する通話区域が互いに隣接している場合をいいます。(以下 2 - 2 ~ 2 - 3、2 - 8 において同じとします。)

- (2) 料金種別つなぎ放題コース若しくはパケコミネットコースを選択し又は複合型を利用している一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの

通話地域区分		料 金 額 (次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円))	
同一通話区域内		70秒	
隣接通話区域内		60秒	
その他の地域		60秒	
通 話 地 域 間 距 離	30分未満まで		
	60分未満まで		45秒
	100分未満まで		36秒
	160分未満まで		26秒
	160分未満を超えるもの	20秒	

- (3) 料金種別定額プラン又は新定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話

料 金 額	
次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円)	30秒

- (4) 料金種別ビジネスタイム定額プラン又は新トリプルプランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話

料 金 額	
次の秒数までごとに9.5238円(税込価格9.9999円)	30秒

- (5) 料金種別新つなぎ放題コースを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話

料 金 額	
次の秒数までごとに30円(税込価格31.5円)	30秒

- (6) 新定額プランS又は総合利用型を利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話

料 金 額	
次の秒数までごとに 20 円 (税込価格 21 円)	30 秒

2 - 2 契約者回線からの非音声通信に係るもの (2 - 4 ~ 2 - 7以外のもの)

(1) (2)、(3)、(4)及び(5)以外のもの

通話地域区分		料 金 額 (次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円))
同一通話区域内		70秒
隣接通話区域内		60秒
その他の地域		60秒
通 話 地 域 間 距 離	30 扣メートルまで	60秒
	60 扣メートルまで	45秒
	100 扣メートルまで	36秒
	160 扣メートルまで	26秒
	160 扣メートルを超えるもの	20秒

(注) 非音声通信がテレビ電話等に用いられる場合であって、当社が通話が行われると認めるときは、2 - 1 (2 - 2 ~ 2 - 12以外のもの)を適用します。

(2) 料金種別定額プラン又は新定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円)	30秒

(3) 料金種別ビジネスタイム定額プラン又は新トリプルプランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに9.5238円(税込価格9.99999円)	30秒

(4) 料金種別新つなぎ放題コースを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限り)への通話

料 金 額	
次の秒数までごとに30円(税込価格31.5円)	30秒

(5) 新定額プランS又は総合利用型を利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの

料 金 額	

次の秒数までごとに20円(税込価格21円)	30秒
-----------------------	-----

2 - 3 契約者回線から端末系事業者の契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）への通話に係るもの（2 - 6以外のもの）

(1) (2)、(3)、(4)、(5)及び(6)以外のもの

通話地域区分		料 金 額 (20円(税込価格21円)に次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円)を加えて得た額)			
		昼 間	土曜日・日曜日・ 祝日	夜 間	深夜・早朝
同一通話区域内		60秒	60秒	60秒	70秒
隣接通話区域内		45秒	45秒	45秒	60秒
その他の地域					
通話 地 域 間 距 離	30扣メートルまで	45秒	45秒	45秒	60秒
	60扣メートルまで	26秒	30秒	30秒	45秒
	100扣メートルまで	18秒	26秒	26秒	36秒
	160扣メートルまで	15秒	20秒	20秒	26秒
	160扣メートルを超えるもの	15秒	17秒	17秒	20秒

(注) 端末系事業者とは、他社契約者回線を設置して電気通信サービスを提供する協定事業者をいいます。

- (2) 料金種別つなぎ放題コース若しくはパケコミネットコースを選択し又は複合型を利用している一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

通話地域区分		料 金 額 (次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円))
同一通話区域内		70秒
隣接通話区域内		60秒
その他の地域		60秒
通話地域間距離	30メートルまで	60秒
	60メートルまで	45秒
	100メートルまで	36秒
	160メートルまで	26秒
	160メートルを超えるもの	20秒

- (3) 料金種別定額プラン又は新定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円)	30秒

- (4) 料金種別ビジネスタイム定額プラン又は新トリプルプランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに9.5238円(税込価格9.99999円)	30秒

- (5) 料金種別新つなぎ放題コースを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限り)への通話

料 金 額	
次の秒数までごとに30円(税込価格31.5円)	30秒

- (6) 新定額プランS又は総合利用型を利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
-------	--

次の秒数までごとに20円（税込価格21円）	30秒
-----------------------	-----

2 - 4 契約者回線から協定事業者のIP電話サービス（当社が別に定めるものに限りです。）に係る契約者回線等への通話に係るもの

(1) (2)、(3)、(4)、(5)及び(6)以外のもの

料 金 額	
(10円(税込価格10.5円)に次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円)を加えて得た額)	
昼間・夜間	深夜・早朝
60秒	70秒

(2) 料金種別つなぎ放題コース若しくはパケコミネットコースを選択し又は複合型を利用している一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円)	70秒

(3) 料金種別定額プラン又は新定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円)	30秒

(4) 料金種別ビジネスタイム定額プラン又は新トリプルプランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに9.5238円(税込価格9.99999円)	30秒

(5) 料金種別新つなぎ放題コースを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線（当社が別に定めるものに限りです。）への通話

料 金 額	
次の秒数までごとに30円(税込価格31.5円)	30秒

(6) 新定額プランS又は総合利用型を利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	

次の秒数までごとに20円(税込価格21円)	30秒
-----------------------	-----

2 - 5 契約者回線から自動車携帯電話への通話に係るもの

(1) (2)、(3)、(4)、(5)及び(6)以外のもの

料 金 額						
昼間		土曜日・日曜日・祝日			夜間	深夜・早朝
次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円)	16.5秒	1分までの通話	次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円)	15秒	15秒	15秒
		1分を超える通話	上欄を適用して算出した1分までの料金額に、1分を超える部分について次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円)を加えて得た額	24秒	24秒	24秒

(注) 自動車携帯電話の電話番号が付与されている電気通信設備への通話を含みます。

(2) 料金種別つなぎ放題コース若しくはパケコミネットコースを選択し又は複合型を利用している一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円)	24秒

(3) 料金種別定額プラン又は新定額プランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに12.5円(税込価格13.125円)	30秒

(4) 料金種別ビジネスタイム定額プラン又は新トリプルプランを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに9.5238円(税込価格9.99999円)	30秒

(5) 料金種別新つなぎ放題コースを利用している定期一般ウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限り)への通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに30円(税込価格31.5円)	30秒

- (6) 料金種別新定額プランS又は総合利用型を利用している定期一般ウィルコム通信契約者の
契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに20円(税込価格21円)	30秒

- 2 - 6 契約者回線から協定事業者の電気通信サービス（インターネット接続等に係る電気通信サービスであって、当社が別に定めるものに限ります。）に係る契約者回線等への通信に係るもの
 (1) (2) 及び (3) 以外のもの

料 金 額 (60秒までごとに)	
午前3時から午後7時までの間	午前0時から午前3時までの間及び午後7時から午後12時までの間
10円(税込価格10.5円)	13円(税込価格13.65円)

(注)この料金額には、協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金は含まれません。

- (2) 協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金を当社が通話料と合わせて設定するもの

料 金 額					
回線交換通信に係るもの (60秒までごとに)	パケット通信に係るもの				
15円(税込価格15.75円)	<p>ア欄を適用して算出した額にイ欄を適用して算出した額(その額が1,500円(1,575円)を超えるときは1,500円(税込価格1,575円))を加えて得た額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 通信料 (1課金単位パケットあたり)</th> <th>イ 接続通信料 (60秒までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.05円(税込価格0.0525円)</td> <td>5円(税込価格5.25円)</td> </tr> </tbody> </table>	ア 通信料 (1課金単位パケットあたり)	イ 接続通信料 (60秒までごとに)	0.05円(税込価格0.0525円)	5円(税込価格5.25円)
ア 通信料 (1課金単位パケットあたり)	イ 接続通信料 (60秒までごとに)				
0.05円(税込価格0.0525円)	5円(税込価格5.25円)				

- (3) 他社相互接続通話に係る料金を協定事業者が定めるもの

料 金 額	
次表より算定した額(当社の通話と他社相互接続通話の料金を合わせた額)から、他社相互接続通話の料金額(協定事業者がその契約約款及び料金表の規定により算出した額)を控除した額	
60秒までごとに	
午前3時から午後7時までの間	午前0時から午前3時までの間及び午後7時から午後12時までの間
10円(税込価格10.5円)	13円(税込価格13.65円)

2 - 7 契約者回線から当社が設置した電気通信設備（当社が別に定めるものに限り。）への通話に係るもの

区 分		料 金 額	
文字情報蓄積伝送装置 【H”LINK Eメール】	パケット通信 に係るもの	60 秒まで ごとに	10 円（税込価格 10.5 円）
	回線交換通信 に係るもの		
文字情報蓄積伝送装置 II 型 【AIR-EDGE PHONE セタ- E メール】	1 課金単位パケットあたり		0.1 円（税込価格 0.105 円）
文字情報提供装置接続装置 【H”LINK コンテンツ】	パケット通信 に係るもの	60 秒まで ごとに	午前 3 時から 午後 5 時まで の間
	回線交換通信 に係るもの		午前 0 時から 午前 3 時まで 及び午後 5 時 から午後 12 時 までの間
			12 円 （税込価格 12.6 円）
			15 円 （税込価格 15.75 円）
総合情報蓄積伝送装置 【AIR-EDGE PHONE セタ- サイト】	1 課金単位パケットあたり		0.1 円（税込価格 0.105 円）
電話会議装置 型 【AIR-CONFERENCE】	30 秒までごとに		10 円（税込価格 10.5 円）
	着信料金	30 秒までごとに	25 円（税込価格 26.25 円）
電話会議装置 型 【ウィルコムミーティング】	60 秒までごとに		10 円（税込価格 10.5 円）

2 - 8 当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの公衆電話から契約者回線等への通話に係るもの

通話地域区分		料 金 額 (次の秒数までごとに10円)							
		昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜 間	深夜・早朝				
同一通話区域内		30秒	30秒	30秒	30秒				
隣接通話区域内		15秒	18秒	18秒	18秒				
その他の地域		15秒	18秒	18秒	18秒				
通話地域間距離	20メートルまで								
	30メートルまで					13秒	14秒	14秒	15秒
	60メートルまで					10秒	14秒	14秒	15秒
	100メートルまで					8.5秒	14秒	14秒	15秒
	160メートルまで					7.5秒	11秒	11秒	11.5秒
	160メートルを超えるもの	7秒	11秒	11秒	11.5秒				

2 - 9 ユーザ間情報通知に係るもの

区 分		単 位	料 金 額
(1) 契約者回線から行うユーザ間情報通知に係るもの	ア イ以外のもの	1 接続ごとに	6 円 (税込価格 6.3 円)
	イ 文字情報蓄積伝送装置へのユーザ間情報通知に係るもの	1 接続ごとに	3 円 (税込価格 3.15 円)
(2) 契約者回線等 (当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの契約者回線等に限り) から行うユーザ間情報通知に係るもの		1 制御信号ごとに	3 円 (税込価格 3.15 円)

(注) 1 接続とは、1 の呼接続 (当社が定めた方法による 2 以上の連続した呼接続を含みます。) に係る一連の処理手順において伝達される制御信号全体をいいます。

2 - 10 パケット通信に係るもの (2 - 6 及び 2 - 7 以外のもの)

料 金 額 (1 課金単位パケットあたり)
0.05 円 (税込価格 0.0525 円)

2 - 11 海外ローミング転送装置からの通話に係るもの

料 金 額
次表を適用して算出した額 (当社の通話と他社相互接続通話の料金を合わせた額) から、他社相互接続通話の料金額 (協定事業者がその契約約款及び料金表の規定により算出した額) を控除した額
60 秒までごとに
200 円

2 - 12 契約者回線から海外事業者 (当社が別に定めるものに限り) の契約者回線等への通話に係るもの

料 金 額
30 秒までごとに別記 3 に規定する額より算定した額

第 5 相互接続番号案内料

1 適用

相互接続番号案内料の適用	
相互接続番号案内料免除者の取扱い等	相互接続番号案内料免除者の取扱い、1 の通話で問い合わせ可能な電話番号等の数、相互接続番号案内料の支払いを要しない場合その他の提供条件については、番号案内事業者の契約約款の規定に準ずるものとします。

2 料金額

区 分	単 位	料金額
(1) (2)以外のもの	1の電話番号等ごとに	120円 (税込価格126円)
(2) 国際ローミングにかかるもの	1の電話番号等ごとに	170円 (税込価格178.5円)

第6 契約解除手数料

ア 定期一般ウィルコム通信の区別が 型の場合

(1契約ごとに)

定期一般ウィルコム通信契約の区分	料 金 額
(1) (2)以外のもの	4,000円 (税込価格4,200円)
(2) 第22条(定期一般ウィルコム通信契約の満了等)第2項の規定により更新されたもの	2,000円 (税込価格2,100円)

イ 定期一般ウィルコム通信の区別が 型の場合

1契約ごとに	9,500円 (税込価格9,975円)
--------	------------------------

ウ 定期一般ウィルコム通信の区別が 型(料金種別が新定額プランS又は総合利用型に限ります。)の場合

1契約ごとに	5,500円 (税込価格5,775円)
--------	------------------------

第7 ユニバーサルサービス料

単 位	料 金 額
1番号 ごとに月額	5円 (税込価格5.25円)

当社が付与した電話番号又は接続番号をいいます。

第8 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用	
(1) 端末データ入力手数料の適用	<p>ア 1の契約につき電話番号の登録等を同時に2以上行う場合は、これを1の手続きとみなして端末データ入力手数料を適用します。</p> <p>イ 契約事務手数料の支払いを要する場合は、端末データ入力手数料の支払いを要しません。</p>

(2) システムデータ入力手数料の適用	ア 1の契約につき情報の登録等を同時に2以上行う場合は、これを1の手続きとみなしてシステムデータ入力手数料を適用します。 イ 契約事務手数料又は端末データ入力手数料の支払いを要する場合は、システムデータ入力手数料の支払いを要しません。
(3) 手続きに関する料金の適用除外又は減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその額を減額して適用することがあります。

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約事務手数料	1 ウィルコム通信契約ごとに	3,000 円 (税込価格 3,150 円)
端末データ入力手数料	1 変更ごとに	2,000 円 (税込価格 2,100 円)
システムデータ入力手数料	1 請求ごとに	1,500 円 (税込価格 1,575 円)
着信短縮ダイヤル機能設定手数料	1 請求ごとに	5,000 円 (税込価格 5,250 円)
パケット接続変換機能設定手数料	1 請求ごとに	5,000 円 (税込価格 5,250 円)
文字メッセージ大量伝送機能設定手数料	1 請求ごとに	5,000 円 (税込価格 5,250 円)
発信先制限機能の利用設定手数料	1 契約者回線ごとに	500 円 (税込価格 525 円)
タイムシェアサービス登録手数料	1 請求書送付先ごとに	5,000 円 (税込価格 5,250 円)
位置情報通知機能設定手数料	1 請求ごとに	500 円 (税込価格 525 円)
仮想閉域網接続機能アカウント変更手数料	1 アカウントごとに	1,500 円 (税込価格 1,575 円)
延滞事務手数料	1 催告ごとに	300 円 (税込価格 315 円)

(注) 上記の額に配送実費相当額を加算します。

第2表 付随サービスに関する料金

1 2以外のもの

区 分	単 位	手 数 料 の 額
通話料明細書送付手数料	送付1回ごとに	100 円 (税込価格 105 円)
支払証明書等発行手数料	発行1回ごとに	500 円 (税込価格 525 円)
通話料等通知手数料	1案内ごとに	10 円 (税込価格 10.5 円)
通話料分計手数料	送付1回ごとに	200 円 (税込価格 210 円)
情報料回収代行承諾手数料	1 ウィルコム通信契約ごとに	1,500 円 (税込価格 1,575 円)
料金等請求書送付手数料	1 請求ごとに	100 円 (税込価格 105 円)

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)が必要な場合があります。

2 海外ローミングに係るもの

(1) 固定料

単位	料金額	
	台湾	タイ
1 契約ごとに日額	100 円	120 円

(2) 利用料

ア 台湾との海外ローミングにおける通話に係るもの

	区分	単位	料金額
滞在地域内通話	ア ウィルコム通信サービスと同一通信方式により提供される電気通信サービスに係る端末設備への通話	60 秒までごとに	40 円
	イ インターネット接続サービスに係る通話	60 秒までごとに	40 円
	ウ 電話番号案内に係る通話	通話ごとに	120 円
	エ ア、イ及びウ以外の通話	60 秒までごとに	80 円
滞在地域外通話	ア 日本への通話	60 秒までごとに	120 円
	イ ア以外の通話	60 秒までごとに	320 円
	インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。)への通話	60 秒までごとに	1,200 円

イ タイとの海外ローミングにおける通話に係るもの

	区分	単位	料金額
滞在地域内通話	ア ウィルコム通信サービスと同一通信方式により提供される電気通信サービスに係る端末設備又は固定電話への通話(バンコク市内の通話に限ります。)	60秒までごとに	40円
	イ インターネット接続サービスに係る通話	60秒までごとに	40円
	ウ ア及びイ以外の通話	60秒までごとに	80円
滞在地域外通話	ア 日本への通話	60秒までごとに	120円
	イ ア以外の通話	60秒までごとに	320円
	インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。)への通話	60秒までごとに	1,200円

別表 付加機能

種 類	料金種別	区 分	提 供 条 件
(1) 留守番電話機能 【留守番電話サービス】	基本機能	その契約者回線に着信した通話のメッセージを当社の留守番電話装置に転送のうえ、そのメッセージを当該装置に録音し、その契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)から再生、消去等ができるようにする機能	<p>ア 1の一般ウィルコム通信契約について、1の留守番電話機能(以下この欄において「本機能」といいます。)に限り提供しません。</p> <p>イ 自動着信転送機能又は海外ローミング転送機能を利用している一般ウィルコム通信契約者は、その契約者回線において、同時に本機能を利用することはできません。この場合において、固定料は減額しません。</p> <p>ウ 録音できるメッセージの数、1のメッセージの録音時間、録音終了後、メッセージの再生が可能となるまでの時間その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>エ 録音したメッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>オ 当社は、本機能を利用している契約者回線についてウィルコム通信サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に録音されているメッセージを消去する場合があります。この場合、消去したメッセージの復元はできません。</p> <p>カ 本機能を利用している移動無線装置への通話(現に本機能を利用するものに限ります。)の通話料は、その移動無線装置が当社が最後に位置確認を行った場所に在圏しているものとみなして算定します。</p> <p>キ 利用料については、次のメッセージについて適用します。</p> <p>(ア) 留守番電話機能を利用している契約者回線から留守番電話装置へ転送されたメッセージ(以下「録音メッセージ」といいます。)</p> <p>(イ) 契約者回線等により留守番電話装置から再生されたメッセージ(以下「再生メッセージ」といいます。)</p> <p>ク 利用料算定のためのメッセージ再生時間は、メッセージの再生を開始した時刻から起算し、発信者による送受信器をかける等の再生終了の信号を受けてその再生をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ケ 利用料については、この約款において別段の規定がある場合を除き、これを通話料とみなして取り扱います。</p> <p>コ 当社は、本機能利用時に生じたメッセージの消失又は破損を起因する損害については、責任を負いません。</p>
	追加機能	蓄積状況通知機能 留守番電話装置へのメッセージの蓄積状況に関する情報を、その着信先の契約者回線に文字メッセージを用いて通知する機能をいいます。	

<p>(2) 自動着信転送機能 【着信転送サービス】</p>	<p>その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線等に、自動的に転送する機能をいいます。</p>	<p>ア 自動着信転送機能(以下この欄において「本機能」といいます。)の利用については、一般ウィルコム通信契約者からあらかじめ利用の請求があり、当社がその請求を承諾したものと取り扱います。</p> <p>イ 通話時間は、本機能により転送される通話の相手(以下「転送先」といいます。)に接続して通話できる状態にした時刻に、発信者の契約者回線等と本機能を利用している契約者回線との通話及びその契約者回線と転送先との通話ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>ウ 本機能により転送される通話の料金については、本機能を利用している契約者回線の一般ウィルコム通信契約者が支払いを要します。</p>
<p>(3) 海外ローミング転送機能</p>	<p>一般ウィルコム通信の利用において使用している移動無線装置を用いて外国事業者の電気通信サービスを利用し、当社が指定した電話番号による通話の着信ができるようにするため、その移動無線装置に着信する通話を、その外国事業者の電気通信設備に自動的に転送する機能をいいます。</p>	<p>ア 一般ウィルコム通信契約者は、海外ローミング転送機能(以下この欄において「本機能」といいます。)の利用の請求をするときは、本機能の利用の開始日及び廃止日を指定していただきます。</p> <p>イ 一般ウィルコム通信契約者は、本機能の利用の請求をするときは、合わせて当社が別に定める付随サービスの利用の請求をしていただきます。</p> <p>ウ 一般ウィルコム通信契約者は、本機能の利用の請求をしその承諾を受けたときは、協定事業者の契約約款に定めるところにより、その協定事業者と国際電話の利用契約を締結したこととなります。</p> <p>エ 通話時間は、外国事業者の電気通信サービスを利用している移動無線装置(以下この欄において「転送先」といいます。)に接続して通話できる状態にした時刻に、発信者の契約者回線等と本機能を利用している移動無線装置(当社がその在圏を最後に確認した無線基地局設備に接続されているものとみなします。)との通話及び海外ローミング転送装置と転送先との通話ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>オ 留守番電話機能又は自動着信転送機能を利用している一般ウィルコム通信契約者は、その契約者回線において、同時に本機能を利用することはできません。</p>

<p>(4) 構内交換設備自動着信機能</p>	<p>移動無線装置が、利用の請求をするときに指定された場所に在圏した場合において、その契約者回線に着信する通話を、利用の請求をするときに指定された端末設備（自营電気通信設備を含みます。以下、この欄において「指定設備」といいます。）に自動的に着信させる機能をいいます。</p>	<p>ア 一般ウィルコム通信契約者は、構内交換設備自動着信機能（以下、この欄において「本機能」といいます。）の利用の請求をするときは、着信先となる端末設備（自营電気通信設備を含みます）の設置者の承諾を得たうえで、その設備を着信先として指定していただきます。</p> <p>イ 本機能の利用の請求をした一般ウィルコム通信契約者は、構内交換設備自動着信装置（本機能を提供するために設置する装置をいいます。以下、「自動着信装置」といいます。）に、その一般ウィルコム通信の電話番号のほか、他の一般ウィルコム通信の電話番号を登録することができます。</p> <p>ウ 1の自動着信装置に登録する電話番号の数が10以上である場合の料金については、料金表第1表第3（付加機能使用料）の2（料金額）表の料金額から、次表に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行います。</p> <table border="1" data-bbox="935 801 1359 969"> <thead> <tr> <th>料金月の末日において登録している電話番号の数</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10から19までのとき</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>20以上のとき</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 本機能により着信した通話の通話料については、その通話を、自動着信装置が設置されている通話区域内にある無線基地局設備に接続されている移動無線装置への通話とみなして算定します。</p>	料金月の末日において登録している電話番号の数	割引率	10から19までのとき	50%	20以上のとき	100%
料金月の末日において登録している電話番号の数	割引率							
10から19までのとき	50%							
20以上のとき	100%							
<p>(5) 発信規制機能 【セーフティプラン】</p>	<p>料金月の起算日以降に特定の契約者回線から行った通話に係る通話料の累計額が当社が別に定める利用限度額を超えた場合、その超えた時刻から事務処理等のために必要な時間を超えない範囲において当社が定める時刻に、その契約者回線からの発信を規制し、当該料金月の末日に規制を解除する機能をいいます。</p>	<p>ア その契約者回線から当社が別に定める付加機能又は付随サービスを利用している場合は、通話料（協定事業者から譲り受けた他社相互接続通話に係る債権を含みます。以下この欄において同じとします。）の累計額に当該付加機能の付加機能使用料（利用料に限ります。）又は付随サービスに関する料金を加算します。</p> <p>イ 一般ウィルコム通信契約者は、利用限度額を超えた時刻から発信規制機能の利用を開始した時刻までの間に行った通話（当社が別に定める付加機能又は付随サービスの利用を含みます。）についても、その通話料（付加機能使用料（利用料に限ります。）又は付随サービスに関する料金を含みます。）の支払いを要します。</p> <p>ウ 当社は、現に発信を規制している契約者回線について、一般ウィルコム通信契約者から請求があったときは、当該料金月における発信の規制の解除を行います。</p>						

<p>(6) 回線交換規制機能 【パケット Only サービス】</p>	<p>契約者回線からの回線交換通信の発信を規制する機能をいいます。</p>	<p>ア 回線交換通信規制機能(以下この欄において「本機能」といいます。)は、標準型、複合型又は総合利用型を利用している一般ウィルコム通信契約者に限り提供します。</p> <p>イ 一般ウィルコム通信契約者は、本機能の利用の請求をし当社がその提供を開始した時刻までの間に行った回線交換通信(当社が別に定める付加機能又は付随サービスの利用を含みます。)については、その通話料(付加機能使用料(利用料に限りませず。))又は付随サービスに関する料金を含みます。)の支払いを要します。</p> <p>ウ 本機能を利用している契約者回線であっても、緊急通報用電話の電話番号等当社が別に定める電話番号については、回線交換通信の発信をすることができます。</p>
<p>(7) 電話会議機能型 【AIR-CONFERENCE】 型 【ウィルコムミーティング】</p>	<p>複数の契約者回線又は契約者回線等(型に限りませず。)から当社の電話会議装置へ着信した通話を同時に接続し、当該契約者回線等間で同時に通話を行うことができる機能をいいます。</p>	<p>ア 電話会議機能(以下この欄において「本機能」といいます。)の利用については、一般ウィルコム通信契約者からあらかじめ利用の請求があり、当社がその請求を承諾したものと取り扱います。</p> <p>イ 当社は、アの請求を承諾した一般ウィルコム通信契約者にユーザ ID 及びパスワード等を付与します。</p> <p>ウ 本機能において、同時に通話できる契約者回線又は契約者回線等(型に限りませず。)の数、ユーザ ID 及びパスワードの有効期間その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>エ アの承諾を受けた一般ウィルコム通信契約者は、第3(付加機能使用料)の2(料金額)の表に規定する電話会議装置に係る利用料(当該一般ウィルコム通信契約者の契約者回線以外からの通話に係る利用料(型に限りませず。))を含みます。)の支払いを要します。</p> <p>オ アの承諾を受けた一般ウィルコム通信契約者(型に限りませず。)は、別記2に規定する電話会議装置着信者課金料金(当該一般ウィルコム通信契約者の契約者回線以外からの通話に係る電話会議装置着信者課金料金を含みます。)の支払いを要します。</p> <p>カ 当社は、本機能の利用において、当社が、法令や公序良俗に反する利用又はその他本機能の提供に支障をきたす利用であると認められた場合、本機能の利用の停止を行うことがあります。</p> <p>キ 当社は、本機能を利用した会議に起因する損害については、一切責任を負いません。</p> <p>ク 当社は、業務遂行上やむを得ない理由があるときは、本機能の利用を中止することがあります。</p>

(8) 文字メッセージ蓄積伝送機能 【Eメール (PIAFS方式) / エッジメール】	基本機能	契約者回線等 (インターネットを含みます。)から、当社の文字情報蓄積伝送装置に着信した通信の文字メッセージを同装置に蓄積し、その通信において指定された宛先の契約者回線から読み出すことができるようにし、又はその通信において指定されたインターネットの宛先に伝送する機能をいいます。		ア 文字メッセージ蓄積伝送機能 (以下この欄において「本機能」といいます。)の利用については、端末機器からの操作により、一般ウィルコム通信契約者 (料金種別が新つなぎ放題コース又は回線交換専用型のものを除きます。)利用の請求があり、その操作手順の完了をもって、当社がその請求を承諾したものと取り扱います。 イ 文字メッセージは、当社が別に定める期間蓄積するものとし、その期間内に読み出されないときは、その文字メッセージを消去します。 ウ イの場合又は文字情報蓄積伝送装置の故障等により文字メッセージを伝達できない場合において、当社は、発信者への文字メッセージの不達の通知は行いません。 エ 蓄積できる文字メッセージの数、1のメッセージの長さその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 オ 広告受信機能を利用して受信される広告の掲出時期、掲出料金その他の提供条件及び広告掲出申込みの受付方法その他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。 カ 当社は、本機能利用時に生じた文字メッセージの消失若しくは破損又は広告受信機能を利用して受信される広告に起因する損害については、責任を負いません キ 同一発信者がインターネットから同時に多量の文字メッセージを発信する場合その他本機能の利用に係る通信が著しく輻輳する場合については、当社は、本機能の利用を規制する措置を執ることがあります。 ク 自動着信転送機能を利用している一般ウィルコム通信契約者は、その契約者回線において、同時に文字メッセージ添付ファイル削除機能を利用することはできません。 ケ 1の契約者回線から1日あたり1,000件を超える文字メッセージの送信が行われたときは、第71条(利用に係る契約者の義務)第1項第6号に違反したものとみなして取り扱います。 ただし、その契約者回線の契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りではありません。 コ 本機能の追加機能のうち、ユーザ間情報通知による伝送機能の付加機能使用料は、付加機能の提供を開始した日から起算して、付加機能の廃止があった日までの期間において、支払いを要します。
		蓄積状況通知機能	文字情報蓄積伝送装置への文字メッセージの蓄積状況に関する情報を、その通信において指定された宛先の契約者回線等に文字メッセージを用いて通知する機能をいいます。	
		ユーザ間情報通知による伝送機能	契約者回線から文字情報蓄積伝送装置へ文字メッセージ (その文字メッセージの長さが当社が定める文字数以内のものに限ります。)をユーザ間情報通知により伝送し、又は文字情報蓄積伝送装置に蓄積された文字メッセージ (そのメッセージの長さが当社が定める文字数を超える部分を除きます。)を、その通信において指定された宛先の契約者回線等にユーザ間情報通知により自動的に伝送する機能をいいます。	
		広告受信機能	文字情報蓄積伝送装置に蓄積された文字メッセージを契約者回線から読み出す際、同装置に付属する広告掲出装置により掲出される広告を、その文字メッセージと併せて受信する機能をいいます。	
	添付ファイル削除機能	その契約者回線に着信する通信の文字メッセージに添付されているファイルを自動的に削除する機能をいいます。		

(9) 文字メッセージ蓄積伝送機能Ⅱ型【Eメール】	基本機能	契約者回線（インターネットを含みます。）から、当社の文字情報蓄積伝送装置Ⅱ型に着信した通信の文字メッセージを同装置に蓄積し、その通信において指定された宛先の契約者回線から読み出すことができるようにし、又はその通信において指定されたインターネットの宛先に伝送する機能をいいます。		ア 文字メッセージ蓄積伝送機能Ⅱ型（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、端末機器からの操作により、一般ウィルコム通信契約者（料金種別が新つなぎ放題コース又は回線交換専用型のを除きます。）から利用の請求があり、その操作手順の完了をもって、当社がその請求を承諾したものととして取り扱います。 イ 本機能は、総合情報提供装置接続機能を利用することができる端末機器を使用している場合に限り利用することができます。 ウ (8)(文字メッセージ蓄積伝送機能)の表の備考のイからケまでの規定は、本機能について準用します。	
		受信文字数制限機能	文字情報蓄積伝送装置Ⅱ型に蓄積された文字メッセージを読み出す際、文字メッセージのうちあらかじめ契約者から指定のあった文字数を超える部分を破棄して読み出す機能をいいます。		
		蓄積状況通知機能	文字情報蓄積伝送装置Ⅱ型への文字メッセージの蓄積状況に関する情報を、その通信において指定された宛先の契約者回線等に文字メッセージを用いて通知する機能をいいます。		
		追加機能	ユーザ間情報通知による伝送機能		
			広告受信機能		文字情報蓄積伝送装置Ⅱ型に蓄積された文字メッセージを契約者回線から読み出す際、同装置に付属する広告掲出装置により掲出される広告を、その文字メッセージと併せて受信する機能をいいます。
			添付ファイル削除機能		その契約者回線に着信する通信の文字メッセージに添付されているファイルを自動的に削除する機能をいいます。

(10) 文字情報提供装置接続機能 【H'LINK コンテンツ】	基本機能	文字情報提供者の文字情報提供装置を、当社の文字情報提供装置接続装置に当社以外の電気通信事業者の電気通信設備（インターネットを含みます。）を介して接続し、その文字情報提供装置に登録されている文字情報を契約者回線から読み出すことができるようにする機能をいいます。	<p>ア 文字情報提供装置接続機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、一般ウィルコム通信契約者（料金種別が新つなぎ放題コース又は回線交換専用型のを除きます。）からあらかじめ利用の請求があり、当社がその請求を承諾したものととして取り扱います。</p> <p>イ 文字情報提供者は、文字情報提供装置を文字情報提供装置接続装置に接続する申込みをするとき（インターネットを介して接続するときを除きます。）は、文字情報提供装置と文字情報提供装置接続装置との接続形態、情報料回収代行の有無その他当社が別に定める事項について記載した書面によりその接続の申込みをしていただきます。</p> <p>ウ 文字情報提供装置と文字情報提供装置接続装置との接続条件その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>エ メールアドレス送出機能は、一般ウィルコム通信契約者が文字メッセージ蓄積伝送機能を利用している場合に限り、提供します。</p> <p>オ 本機能利用時における発信者番号通知の取扱いにおいては、文字情報提供装置を着信者の契約者回線等とみなして取り扱います。</p> <p>カ 当社は、本機能を利用して読み出される文字情報に起因する損害については、責任を負いません。</p>
	メールアドレス送出機能	契約者回線から文字情報を読み出す際、端末機器のボタン操作による送出請求に基づいて、その契約者回線に係るメールアドレス（文字メッセージ蓄積伝送機能を利用して文字メッセージを受信する際の宛先として文字情報蓄積伝送装置に登録している符号をいいます。）を、その接続先の文字情報提供装置に送出する機能をいいます。	
	追加機能 所在位置送出機能	契約者回線から文字情報を読み出す際、端末機器のボタン操作による送出請求に基づいて、その契約者回線又は位置測量基礎データ（移動無線装置が受信した複数の識別符号（無線基地局設備を識別するための符号であって、移動無線装置との間の通信路の設定に当たって、その照合が行われるものをいいます。）及び受信電界強度に関するデータをいいます。）をその契約者回線へ通知した他の契約者回線に係る移動無線装置の所在位置（送出請求時にその契約者回線から文字情報提供装置接続装置に通知される位置測量基礎データを用いて多点測量の方法により測量します。）を、その接続先の文字情報提供装置に送出する機能をいいます。	

(11) 総合情報提供装置接続機能 【CLUBAIR-EDGE/W-ZERO3 向けサイト】	基本機能	一般ウィルコム通信契約者の総合情報提供装置を、当社の総合情報提供装置接続装置に当社以外の電気通信事業者の電気通信設備を介して接続し、その総合情報提供装置に登録されている総合情報を契約者回線から読み出すことができるようにする機能をいいます。	ア 総合情報提供装置接続機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、一般ウィルコム通信契約者からあらかじめ利用の請求があり、当社がその請求を承諾したものととして取り扱います。 イ 総合情報提供者は、総合情報提供装置を総合情報提供装置接続装置に接続する申込みをするとき（インターネットを介して接続するときを除きます。）は、総合情報提供装置と総合情報提供装置接続装置との接続形態、情報料回収代行の有無その他当社が別に定める事項について記載した書面によりその接続の申込みをしていただきます。 ウ 総合情報提供装置と総合情報提供装置接続装置との接続条件その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 エ 当社は、本機能を利用して読み出される文字情報に起因する損害については、責任を負いません。
	追加機能	電話発信送出機能 契約者回線から総合情報を読み出す際、端末機器のボタン操作による送出請求に基づいて、その契約者回線に係る電話番号を、その接続先の総合情報提供装置に送出する機能をいいます。	
	追加機能	メールアドレス送出機能 契約者回線から総合情報を読み出す際、端末機器のボタン操作による送出請求に基づいて、その契約者回線に係るメールアドレス（文字メッセージ蓄積転送機能を利用して文字メッセージを受信する際の宛先として文字情報蓄積転送装置に登録している符号をいいます。）を、その接続先の総合情報提供装置に送出する機能をいいます。	
	追加機能	所在位置送出機能 契約者回線から総合情報を読み出す際、端末機器のボタン操作による送出請求に基づいて、その契約者回線又は位置測量基礎データをその契約者回線へ通知した他の契約者回線に係る移動無線装置の所在位置（送出請求時にその契約者から文字情報提供装置接続装置に通知される位置測量基礎データを用いて多点測量の方法により測量します。）を、その接続先の総合情報提供装置に送出する機能をいいます。	

<p>(12) 着信短縮ダイヤル機能 【クイックダイヤル】</p>	<p>あらかじめ指定した契約者回線（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る他社契約者回線を含みます。以下「指定契約者回線」といいます。）へ着信する通話を、着信短縮ダイヤル番号（当社が指定契約者回線に付与する電話番号以外の番号をいいます。以下同じとします。）により行うことができるようにする機能をいいます。</p>	<p>ア 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。 イ 指定契約者回線として指定できる契約者回線等は、当社が別に定めるものに限りません。 ウ 着信短縮ダイヤル番号により行うことができる通話は、契約者回線からの通話に限ります。 エ 当社は、着信短縮ダイヤル機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用の請求の承諾後、一般ウィルコム通信契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。 オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 カ 当社は、協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限りません。）の利用契約を締結している者から本機能の利用の申込みがあったときは、本機能を提供します。 この場合における提供条件については、この料金表に定めるところによるほか、利用の申込みの承諾、料金の支払義務その他の提供条件については、本機能の利用の申込者を、本機能の利用を請求する一般ウィルコム通信契約者とみなしてこの約款を適用します。</p>
<p>(13) 安全運転機能 【安全運転モード】</p>	<p>その契約者回線に着信した通話の発信者に対し、自動車運転中である旨の応答メッセージで通知する機能をいいます。</p>	<p>ア 安全運転機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、一般ウィルコム通信契約者からあらかじめ利用の請求があり、当社がその請求を承諾したものととして取り扱います。 イ 本機能を利用している契約者回線への通話に係る通話料は、その契約者回線へ応答メッセージの通知時間に相当する通話が行われたものとみなして算定します。 ウ 本機能は留守番電話機能と併用することができます。この場合、本機能による応答メッセージの通知と発信者による留守番電話装置へのメッセージ録音は、1の通話として通話料を算定します。</p>

<p>(14) パケット 接続変換機能</p>	<p>接続番号（当社がパケット通信又はフレックスチェンジ通信の提供にあたって契約者回線からの通信の相手先となる他社契約者回線に付与する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を用いて行う通信の発信に係る契約者回線とその通信の着信に係る他社契約者回線を、当社のパケット接続変換装置を介して接続し、パケット通信又はフレックスチェンジ通信を行うことができるようにする機能をいいます。</p>	<p>ア パケット通信又はフレックスチェンジ通信を行う他社契約者回線に係る電気通信サービスの利用契約を協定事業者と締結している一般ウィルコム通信契約者は、当社が別に定めるところにより、パケット接続変換機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用の請求をしていただきます。</p> <p>イ 当社は、本機能の利用の請求がありその請求を承諾するときは、接続番号及び IP アドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）を付与します。</p> <p>ウ 4 以上の接続番号を使用する場合は、1 の接続番号を使用する場合の料金額と 2 又は 3 の接続番号を使用する場合の料金額を組み合わせてその額が最小となる額を適用します。</p> <p>エ 加算額のうち、型及び型の料金は接続する電気通信事業者（当社が別に定めるものに限ります。）により適用するものとします。</p> <p>オ 加算額のうち、型の IP アドレスの割当を当社のパケット接続変換装置で行う場合の料金は、1 接続番号ごとに最初の 29IP アドレスについては適用しません。</p> <p>カ 加算額のうち、型の料金ついて、1 接続番号ごとに 28IP アドレスまでを割り当てる、又は同時接続可能数を 28 までに設定する場合の料金は、その支払いを要しません。</p> <p>キ 加算額のうち、IP アドレスの割当を一般ウィルコム通信契約者の電気通信設備で行う場合の料金は、パケット接続変換装置に設定する同時接続可能数 50 までごとの料金額又はパケット接続変換装置に設定する同時接続可能数 250 までごとの料金額を単独で又はこれらを組み合わせてその額が最小となる額を適用します。</p> <p>ク パケット接続変換装置を介して行われる 1 の通信において、その通信時間が一定時間を越えるとき又はその通信途中に連続して一定時間データが伝送されないときは、当社が別に定める基準に則りその通信を切断することがあります。</p> <p>ケ 本機能に関する提供条件については、この料金表に定めるところによるほか、当社が別に定めるところによります。</p>
-----------------------------	--	---

		<p>コ 当社は、アに規定する電気通信サービスの利用契約を協定事業者と締結している者（一般ウィルコム通信契約者を除きます。）から本機能の利用の申込みがあったときは、本機能を提供します。</p> <p>この場合における提供条件については、この料金表に定めるところによるほか、利用の申込みの承諾、料金の支払い義務その他の提供条件については、本機能の利用の申込者を、本機能の利用を請求する一般ウィルコム通信契約者とみなして約款及びこの料金表を適用します。</p> <p>サ IP アドレスの割当を当社のパケット接続装置で行う場合において、本機能の利用の承諾を受けた者から申出があったときは、当社が別に定めるところによりパケット接続変換装置を介して行われる通信に係るセッションを解除します。この場合において、当社は、セッションを解除することに伴い発生する損害については責任を負いません。</p>
<p>(15) データ圧縮機能型 【AIR-EDGE 高速化サービス】</p>	<p>契約者回線からのパケット通信又はフレックスチェンジ通信通信（当社が別に定めるものに限ります。）の際に当社が設置したデータ圧縮装置においてデータを圧縮して伝送する機能をいいます。</p>	<p>ア データ圧縮機能型（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、一般ウィルコム通信契約者を利用している者に限り、当社がその請求を承諾したものと取り扱います。</p> <p>イ 利用料については、料金月単位で請求するものとし、日割りは行いません。この場合において、当該料金月内に契約者回線から総合情報提供装置相互間のパケット通信（本機能を利用したパケット通信に限ります。）が行われなかったときは、支払いを要しません。</p> <p>ウ 初めて契約者回線から総合情報提供装置接続装置相互間のパケット通信が行われた日の属する料金月から起算して、その翌料金月までの間の利用料については支払いを要しません。</p> <p>エ 前項に規定する利用料の支払いを不要とする期間が終了する前に当社よりその情報を当社が別に定める方法によりお知らせします。</p> <p>オ 本機能を利用した場合、伝送される情報によっては、通信時間を短縮する効果が得られず、又は情報が圧縮前の状態に復元されないことがあります。</p> <p>カ 本機能利用時に生じた情報の消失又は破損に起因する損害及び当社が指定したソフトウェアに起因する損害については、責任を負いません。</p>

<p>(16) データ圧縮機能型 【メガプラス】</p>	<p>契約者回線からのパケット通信又はフレックスチェンジ通信通信(当社が別に定めるものに限ります。)の際に当社が設置したデータ圧縮装置においてデータを圧縮して伝送する機能をいいます。</p>	<p>ア データ圧縮機能型(以下この欄において「本機能」といいます。)の利用については、一般ウィルコム通信契約者からあらかじめ利用の請求があり、当社がその請求を承諾したものととして取り扱います。</p> <p>イ 利用料については、料金月単位で請求するものとし、日割りはいりません。この場合において、当該料金月内に契約者回線からのパケット通信(本機能を利用したパケット通信に限ります。)が3回以上行われなかったときは、支払いを要しません。</p> <p>ウ アの利用の請求をし、当社がその請求を承諾した一般ウィルコム通信契約者が第1(基本使用料)の1(適用)の(3)(超高速パケット通信を利用している場合における基本使用料の加算額の適用)のAに規定する超高速パケット通信の利用の請求をしている場合は、利用料については支払いを要しません。</p> <p>エ 初めて契約者回線から総合情報提供装置接続装置相互間のパケット通信が行われた日の属する料金月から起算して、その翌料金月までの間の利用料については支払いは要しません。</p> <p>オ 前項に規定する利用料の支払いを不要とする期間が終了する前に当社よりその情報を当社が別に定める方法によりお知らせします。</p> <p>カ 本機能を利用した場合、伝送される情報によっては、通信時間を短縮する効果が得られず、又は情報が圧縮前の状態に復元されないことがあります。</p> <p>キ 本機能利用時に生じた情報の消失又は破損に起因する損害及び当社が指定したソフトウェアに起因する損害については、責任を負いません。</p>
<p>(17) データ圧縮機能型</p>	<p>契約者回線からのパケット通信又はフレックスチェンジ通信通信(当社が別に定めるものに限ります。)の際に当社が設置したデータ圧縮装置においてデータを圧縮して伝送する機能をいいます。</p>	<p>ア データ圧縮機能型(以下この欄において「本機能」といいます。)の利用については、パケット通信又はフレックスチェンジ通信を行う他社契約者回線に係る電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の利用契約を協定事業者と締結している一般ウィルコム通信契約者からあらかじめ利用の請求があり、当社がその請求を承諾したものととして取り扱います。</p> <p>イ 本機能を利用した場合、伝送される情報によっては、通信時間を短縮する効果が得られず、又は情報が圧縮前の状態に復元されないことがあります。</p> <p>ウ 本機能利用時に生じた情報の消失又は破損に起因する損害及び当社が指定したソフトウェアに起因する損害については、責任を負いません。</p>
<p>(18) 発信先制限機能 【AIR-EDGE アクセスポイント限定サービス】</p>	<p>契約者回線から当社が別に定める数の範囲内において一般ウィルコム通信契約者が指定する電話番号以外への発信(緊急通報用電話(当社が別に定めるものに限ります。))への発信を除きます。)を規制する機能をいいます。</p>	<p>発信先制限機能は、料金種別つなぎ放題コース、パケコミネットコース、定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS、複合型又は総合利用型を選択し若しくは利用している一般ウィルコム通信契約者に限り提供します。</p>

<p>(19) 文字メッセージ大量伝送機能【WakeOn サービス】</p>	<p>一般ウィルコム通信契約者の文字メッセージ送信設備(以下「送信設備」といいます。)からインターネットを経由して当社の文字メッセージ大量伝送装置に着信した文字メッセージを、その文字メッセージにおいて指定された電話番号の契約者回線にユーザ間情報通知により伝送する機能をいいます</p>	<p>ア 一般ウィルコム通信契約者は、文字メッセージ大量伝送機能(以下この欄において「本機能」といいます。)の利用については、送信設備を指定のうえ、当社所定の書面により請求していただきます。</p> <p>イ 一般ウィルコム通信契約者は、本機能の利用に先立って料金種別のいずれかを選択していただきます。</p> <p>ウ 文字メッセージは、当社が別に定める時間内に伝送するものとし、その時間内に伝送できないときは、その文字メッセージを消去します。</p> <p>エ 当社は、発信者に対し文字メッセージの送達結果を通知します。ただし、文字メッセージ大量伝送装置の故障等により文字メッセージを送達できないときは、この限りではありません。</p> <p>オ 当社は、本機能利用時に生じた文字メッセージ又は送達結果通知情報の消失又は破損に起因する損害については、責任を負いません。</p> <p>カ 同一発信者が同時に多量の文字メッセージを発信する場合その他本機能の利用に係る通信が著しくふくそうする場合には、当社は、本機能の利用を規制する措置を執ることがあります。</p> <p>キ カの場合のほか、当社は、業務遂行上やむを得ない理由があるときは、本機能の利用を中止することがあります。</p> <p>ク 当社は、本機能を利用して伝送された文字メッセージが着信する契約者回線に係る一般ウィルコム通信契約者から申し出があったときは、当該契約者回線に関して本機能は提供しません。この場合において、一般ウィルコム通信契約者が、申し出のあった契約者回線を文字メッセージの伝送先として指定したときは、本機能の利用を停止することがあります。</p> <p>ケ タイプAの利用料のうち伝送先契約者回線に係るものについては、伝送先契約者回線の料金月累計数が300までの部分については適用しません。</p> <p>コ 契約者は伝送先電話番号として当社の無線IP接続サービス卸契約約款に規定する契約者回線に係る電話番号を指定することができます。</p> <p>サ 当社は、送信設備を有する者(一般ウィルコム通信契約者を除きます。)から本機能の利用の申込みがあったときは、本機能を提供します。 この場合において、利用の申込みの承諾、料金の支払義務その他の提供条件については、本機能の利用の申込者を本機能の利用を請求する一般ウィルコム通信契約者とみなして約款及びこの料金表を適用します。</p> <p>シ 送信設備と文字メッセージ大量伝送装置との接続条件、1の文字メッセージの長さ、1の文字メッセージについて指定できる電話番号の数その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>
--	--	---

<p>(20) ID 認証接続機能 【AIR-EDGE アクセスポイント認証サービス】</p>	<p>契約者回線及び一般ウィルコム通信契約者が指定する電話番号（当社が別に定める数の範囲内に限ります。）に対して固有の ID を付与し、その ID を当社が認証することにより通信を可能とする機能をいいます。</p>		<p>ID 付与機能は、料金種別つなぎ放題コース、パケコミネットコース、定額プラン、ビジネスタイム定額プラン、新つなぎ放題コース、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS、複合型又は総合利用型を選択し若しくは利用している一般ウィルコム通信契約者に限り提供します。</p>
<p>(21) 位置情報通知機能</p>	<p>基本機能</p>	<p>当社の位置情報検索装置から位置情報（契約者回線に接続された端末設備の所在に係る緯度及び経度等の情報をいいます。以下、同じとします。）を通知する機能をいいます。</p>	<p>ア 位置情報通知機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、一般ウィルコム通信契約者（法人を除きます。）からあらかじめ利用の請求があり、当社がその請求を承諾したものと取り扱います。</p> <p>イ 本機能は、位置情報通知機能を利用することができる端末機器を使用している場合に限り利用することができます。</p> <p>ウ 当社は、アの請求を承諾した一般ウィルコム通信契約者にユーザ ID 及びパスコードを付与します。</p> <p>エ 位置検索機能の利用に当たっては、ウに規定するユーザ ID 及びパスコードを認証します。</p> <p>オ アの請求を承諾した一般ウィルコム通信契約者が自己位置通知機能を利用する場合は、その利用に先立って、2 までの契約者回線等の宛先又はインターネットの宛先を指定するものとします。</p> <p>カ 利用料のうち、10 回以下の通知については、支払いを要しません。</p> <p>キ 当社は、本機能を利用して通知される位置情報の精度について、保証しません。</p> <p>ク 当社は、本機能により通知された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>ケ 本機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>追加機能</p>	<p>位置検索機能</p>	<p>契約者回線等（インターネットを含みます。）から位置情報を検索し、取得する機能をいいます。</p>	<p>イ 本機能は、位置情報通知機能を利用することができる端末機器を使用している場合に限り利用することができます。</p> <p>ウ 当社は、アの請求を承諾した一般ウィルコム通信契約者にユーザ ID 及びパスコードを付与します。</p> <p>エ 位置検索機能の利用に当たっては、ウに規定するユーザ ID 及びパスコードを認証します。</p> <p>オ アの請求を承諾した一般ウィルコム通信契約者が自己位置通知機能を利用する場合は、その利用に先立って、2 までの契約者回線等の宛先又はインターネットの宛先を指定するものとします。</p> <p>カ 利用料のうち、10 回以下の通知については、支払いを要しません。</p> <p>キ 当社は、本機能を利用して通知される位置情報の精度について、保証しません。</p> <p>ク 当社は、本機能により通知された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>ケ 本機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>追加機能</p>	<p>自己位置通知機能</p>	<p>一般ウィルコム通信契約者からのユーザ間情報通知による請求により、位置情報検索装置からあらかじめ指定された契約者回線等の宛先又はインターネット等の宛先に位置情報を通知する機能をいいます。</p>	<p>イ 本機能は、位置情報通知機能を利用することができる端末機器を使用している場合に限り利用することができます。</p> <p>ウ 当社は、アの請求を承諾した一般ウィルコム通信契約者にユーザ ID 及びパスコードを付与します。</p> <p>エ 位置検索機能の利用に当たっては、ウに規定するユーザ ID 及びパスコードを認証します。</p> <p>オ アの請求を承諾した一般ウィルコム通信契約者が自己位置通知機能を利用する場合は、その利用に先立って、2 までの契約者回線等の宛先又はインターネットの宛先を指定するものとします。</p> <p>カ 利用料のうち、10 回以下の通知については、支払いを要しません。</p> <p>キ 当社は、本機能を利用して通知される位置情報の精度について、保証しません。</p> <p>ク 当社は、本機能により通知された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>ケ 本機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

<p>(22) 仮想閉域網接続機能 【DirectAccess】</p>	<p>あらかじめ指定された契約者回線とあらかじめ指定された DSL 方式を利用した電気通信サービスの電気通信設備（以下「ADSL 回線設備」といいます。）との間にインターネットプロトコルを利用した仮想の閉域網を構築し符号の伝送を行う機能をいいます。</p>	<p>ア 仮想閉域網接続機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、定期一般ウィルコム通信契約者（法人に限ります。）より利用の請求を当社が別に定めるところにより、本機能の利用の請求をしていただきます。</p> <p>イ 本機能は、無限低利用の区別が標準型（料金種別が昼得コースのものを除きます。）及び複合型を選択している定期一般ウィルコム通信契約者に限り提供します。</p> <p>ウ 当社は、本機能の利用の請求がありその請求を承諾するときは、1 契約者回線ごとに1の接続番号、IP アドレス及びパスワード（以下「アカウント」といいます。）を付与します。</p> <p>エ 本機能は、前項に規定する定期一般ウィルコム通信契約者に付与するアカウントの総数が5 以上の場合に限り提供します。</p> <p>オ 本機能の提供区域は、当社が別に定める「提供区域一覧表」によります。</p> <p>カ 利用料は、ウに規定するアカウントを付与した日の属する月の翌月から課金するものとします。この場合、利用料の日割りは行いません。</p> <p>キ 本機能は、ADSL 回線設備の利用開始日を本機能の利用開始日とします。</p> <p>ク ウに規定するアカウントの総数を変更する場合は、変更手数料の支払いを要します。ただし、変更をした日が本機能の廃止を行った日と同じ月に属する場合は、その支払いを要しません。</p> <p>ケ 本機能利用時に生じた情報の消失又は破損に起因する損害については、責任を負いません。</p>
<p>(23) 端末遠隔利用制限機能 【リモートロック代行サービス】</p>	<p>契約者回線に接続する自営端末設備について、当社がその契約者に代わって、当社の電気通信設備を介してその自営端末設備の利用を制限する機能をいいます。</p>	<p>ア 契約者は、端末遠隔利用制限機能（以下この欄において「本機能」といいます。）を取り扱うサービス取扱所に電話網等を經由して、本機能の利用の請求をしていただきます。</p> <p>イ 当社は、前項の請求を受領した場合、当該契約者回線に接続する自営端末設備の利用を制限するための設定を行います。この場合、設定完了と同時に当該自営端末設備より着信確認通知が送信されるものとします。</p> <p>ウ 利用料は、前項に規定する着信確認通知が当社に到達した時点で、課金するものとします。</p> <p>エ 契約者が、本機能の解除を行う際は、本機能を取り扱うサービス取扱所に電話網等を經由して、本機能の利用の解除の請求をしていただきます。</p>
<p>(24) インターネット接続制限機能 【有害サイトアクセス制限サービス】</p>	<p>契約者回線から総合情報提供装置接続装置を介して接続される、当社が別に定めるインターネットの宛先及び当社が指定する電話番号への接続を制限する機能をいいます。</p>	<p>インターネット接続制限機能の利用については、一般ウィルコム通信契約者からあらかじめ利用の請求があり、当社からの指示により端末機器からの操作を行うことによって、その操作手順の完了をもって、その請求を承諾したものと取り扱います。</p>

別記1

・(1) 第1 (基本使用料) 第1 (適用) (14) (医療・社会福祉等特別回線割引の適用) に係るもの

- ア 当社が別に定める年齢に達した者
- イ 身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者)
- ウ 社会福祉事業者(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条の規定により、社会福祉事業を営業者)又はこれが使用者となり雇用される者
- エ 公的医療機関(医療法(昭和23年法律第205号)第31条の規定に該当する者)又はこれが使用者となり雇用される者
- オ 医療法人(医療法(昭和23年法律第205号)第39条の規定に該当する者)又はこれが使用者となり雇用される者
- カ 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者)
- キ 知的障害者(療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者)
- ク 母子保健法第十六条に規定する母子健康手帳(発行から1年以内に限り)を所持している者
- ケ 12歳以下の子を監護し、養育する親権者のうちいずれか

・(2) 第1 (基本使用料) 第1 (適用) (15) (医療・社会福祉法人等特別回線割引の適用) に係るもの

- ア 社会福祉事業者(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条の規定により、社会福祉事業を営業者)
- イ 公的医療機関(医療法(昭和23年法律第205号)第31条の規定に該当する者)
- ウ 医療法人(医療法(昭和23年法律第205号)第39条の規定に該当する者)

別記2

別表 付加機能(7) (電話会議機能) オに係るもの

電話会議装置着信者課金料金 海外からの料金に係るもの

60秒までごとに

対地	料金額
アメリカ	15 円
イタリア	85 円
オランダ	85 円
スウェーデン	85 円
デンマーク	85 円
フィリピン	65 円
香港	55 円
マカオ	65 円
カナダ	40 円
シンガポール	65 円
サイパン	85 円
タイ	65 円
ドイツ	60 円
フィンランド	85 円
ベルギー	85 円
インドネシア	70 円
韓国	55 円
スペイン	85 円
台湾	60 円
ニュージーランド	70 円
フランス	60 円
マレーシア	65 円
イギリス	55 円
グアム	55 円
スイス	85 円
中国	55 円
ノルウェー	85 円
モナコ	85 円
オーストラリア	60 円

別記3

- ・第4（通話料）2（料金額）2 - 12（契約者回線から海外事業者（当社が別に定めるものに限りませ。）の契約者回線等への通話に係るもの）に係るもの

国名（日本語）	（英語）	国番号	通話料金 （30秒ごと）
アイスランド共和国	ICELAND	354	75.0
アイルランド	IRELAND	353	75.0
アゼルバイジャン共和国	AZERBAIDJAN	994	75.0
アセンション島	ASCENSION	247	100.0
アゾレス諸島	PORTUGAL	351	50.0
アフガニスタン・イスラム国	AFGHANISTAN	93	175.0
アメリカ合衆国（ハワイを除きます）	USA	1	15.0
アラスカ	ALASKA	1	15.0
アラブ首長国連邦	UAE	971	75.0
アルジェリア民主人民共和国	ALGERIA	213	100.0
アルゼンチン共和国	ARGENTINA	54	75.0
アルバ	ARUBA	297	100.0
アルバニア共和国	ALBANIA	355	175.0
アルメニア共和国	ARMENIA	374	100.0
アンギラ	ANGUILLA	1	175.0
アンゴラ共和国	ANGOLA	244	75.0
アンティグア・バーブーダ	ANTIGUA	1	100.0
アンドラ公国	ANDORRA	376	100.0
イエメン共和国	YEMEN REP	967	100.0
イスラエル国	ISRAEL	972	75.0
イタリア共和国	ITALY	39	30.0
イラク共和国	IRAQ	964	175.0
イラン・イスラム共和国	IRAN	98	100.0
インド	INDIA	91	75.0
インドネシア共和国	INDONESIA	62	50.0
ウガンダ共和国	UGANDA	256	75.0
ウクライナ	UKRAINE	380	75.0
ウズベキスタン共和国	UZBEKISTAN	998	100.0
ウルグアイ東方共和国	URUGUAY	598	75.0
英領バージン諸島	BR VIRGIN IS	1	125.0
エクアドル共和国	ECUADOR	593	75.0
エジプト・アラブ共和国	EGYPT	20	100.0
エストニア共和国	ESTONIA	372	100.0
エチオピア連邦民主共和国	ETHIOPIA	251	125.0
エリトリア国	ERITREA	291	125.0
エルサルバドル共和国	EL SALVADOR	503	75.0
オーストラリア	AUSTRALIA	61	40.0
オーストリア共和国	AUSTRIA	43	75.0
オマーン国	OMAN	968	75.0
オランダ王国	NETHERLANDS	31	40.0
オランダ領アンティール	ANTILLES	599	100.0
ガーナ共和国	GHANA	233	75.0

カーボベルデ共和国	CAPE VERDE	238	100.0
ガイアナ協同共和国	GUYANA	592	100.0
カザフスタン共和国	KAZAKHSTAN	7	75.0
カタール国	QATAR	974	75.0
カナダ	CANADA	1	15.0
カナリア諸島	SPAIN	34	40.0
ガボン共和国	GABON	241	75.0
カメルーン共和国	CAMEROON	237	100.0
ガンビア共和国	GAMBIA	220	75.0
カンボジア王国	CAMBODIA	855	175.0
ギニアビサウ共和国	GUINEA BISSAU	245	175.0
ギニア共和国	GUINEA	224	125.0
キプロス共和国	CYPRUS	357	75.0
キューバ共和国	CUBA	53	100.0
ギリシャ共和国	GREECE	30	75.0
キリバス共和国	KIRIBATI	686	150.0
キルギス共和国	KYRGYZ	996	175.0
グアドループ島	GUADELOUPE	590	75.0
グアマテラ	GUATEMALA	502	75.0
グアム	GUAM	1	15.0
クウェート国	KUWAIT	965	75.0
クック諸島	COOK IS	682	150.0
グリーンランド	GREENLAND	299	40.0
クリスマス島	CHRISTMAS IS	61	40.0
グルジア	GEORGIA	995	175.0
グレート・ブリテン及び 北部アイルランド連合王国	UK	44	30.0
グレナダ	GRENADA	1	100.0
クロアチア共和国	CROATIA	385	100.0
ケイマン諸島	CAYMAN IS	1	100.0
ケニア共和国	KENYA	254	75.0
コートジボワール共和国	COTE D IVOIRE	225	75.0
ココス・キーリング諸島	COCOS-KEELING	61	40.0
コスタリカ共和国	COSTA RICA	506	75.0
コモロ・イスラム連邦共和国	COMOROS IS	269	75.0
コロンビア共和国	COLOMBIA	57	75.0
コンゴ共和国	CONGO	242	125.0
コンゴ民主共和国	DEM REP CONGO	243	75.0
サイパン	SAIPAN	1	22.5
サウジアラビア王国	SAUDI ARABIA	966	100.0
サハリン	SAKHALIN	7	75.0
サモア独立国	SAMOA	685	100.0
サントメ・プリンシペ民主共和国	S TOMEPRINCIP	239	175.0
ザンビア共和国	ZAMBIA	260	75.0
サンピエール島・ミクロン島	ST PIERRE MIQ	508	75.0
サンマリノ共和国	SAN MARINO	378	75.0
シエラレオネ共和国	SIERRA LEONE	232	175.0
ジブチ共和国	DJIBOUTI	253	125.0
ジブラルタル	GIBRALTAR	350	75.0

ジャマイカ	JAMAICA	1	75.0
シリア・アラブ共和国	SYRIAN ARAB	963	75.0
シンガポール共和国	SINGAPORE	65	27.5
ジンバブエ共和国	ZIMBABWE	263	75.0
スイス連邦	SWITZERLAND	41	40.0
スウェーデン王国	SWEDEN	46	40.0
スーダン共和国	SUDAN	249	75.0
スペイン	SPAIN	34	40.0
スペイン領北アフリカ	SPAIN	34	40.0
スリナム共和国	SURINAME	597	175.0
スリランカ民主社会主義共和国	SRI LANKA	94	75.0
スロバキア共和国	SLOVAK	421	75.0
スロベニア共和国	SLOVENIA	386	100.0
スワジランド王国	SWAZILAND	268	75.0
セイシェル共和国	SEYCHELLES	248	175.0
セネガル共和国	SENEGAL	221	125.0
セルビア共和国	SERBIA	381	100.0
セントクリストファー・ネイビス	ST CHRIS NEVIS	1	175.0
セントビンセント及び	ST VINCENT	1	75.0
セントヘレナ島	ST HELENA	290	100.0
セントルシア	ST LUCIA	1	100.0
ソマリア民主共和国	SOMALIA	252	75.0
ソロモン諸島	SOLOMON IS	677	150.0
タークス及びカイコス諸島	TURKS CAICOS	1	100.0
タイ王国	THAILAND	66	42.5
タジキスタン共和国	TAJIKISTAN	992	175.0
タンザニア連合共和国	TANZANIA	255	75.0
チェコ共和国	CZECH	420	75.0
チャド共和国	CHAD	235	175.0
チュニジア共和国	TUNISIA	216	100.0
チリ共和国	CHILE	56	75.0
ツバル	TUVALU	688	125.0
ディエゴ・ガルシア	DIEGO GARCIA	246	150.0
デンマーク王国	DENMARK	45	75.0
ドイツ連邦共和国	GERMANY	49	30.0
トーゴ共和国	TOGO	228	125.0
トケラウ諸島	TOKELAU	690	150.0
ドミニカ共和国	DOMINICAN REP	1	75.0
ドミニカ国	DOMINICA	1	100.0
トリニダード・トバゴ共和国	TRINIDAD	1	100.0
トルクメニスタン	TURKMENISTAN	993	225.0
トルコ共和国	TURKEY	90	100.0
トンガ王国	TONGA	676	150.0
ナイジェリア連邦共和国	NIGERIA	234	100.0
ナウル共和国	NAURU	674	150.0
ナホトカ	NAKHODKA	7	75.0
ナミビア共和国	NAMIBIA	264	100.0
ニウエ	NIUE	683	150.0
ニカラグア共和国	NICARAGUA	505	100.0

ニジェール共和国	NIGER	227	100.0
ニューカレドニア	NEW CALEDONIA	687	150.0
ニュージーランド	NEW ZEALAND	64	40.0
ネパール王国	NEPAL	977	75.0
ノーフォーク島	NORFOLK IS	672	100.0
ノルウェー王国	NORWAY	47	40.0
バーレーン国	BAHRAIN	973	100.0
ハイチ共和国	HAITI	509	100.0
パキスタン・イスラム共和国	PAKISTAN	92	75.0
パチカン市国	ITALY	39	30.0
パナマ共和国	PANAMA	507	75.0
バヌアツ共和国	VANUATU	678	150.0
バハマ国	BAHAMAS	1	100.0
パプアニューギニア	P N GUINEA	675	100.0
バミューダ諸島	BERMUDA	1	75.0
パラオ共和国	PALAU	680	150.0
パラグアイ共和国	PARAGUAY	595	75.0
バルバドス	BARBADOS	1	100.0
パレスチナ	PALESTINE	970	75.0
ハワイ	HAWAII	1	15.0
ハンガリー共和国	HUNGARY	36	75.0
バングラデシュ人民共和国	BANGLADESH	880	75.0
フィジー共和国	FIJI	679	150.0
フィリピン共和国	PHILIPPINES	63	30.0
フィンランド共和国	FINLAND	358	75.0
ブータン王国	BHUTAN	975	75.0
プエルトリコ	PUERTO RICO	1	30.0
フェロー諸島	FAEROES	298	40.0
フォークランド諸島	FALKLAND IS	500	125.0
ブラジル連邦共和国	BRAZIL	55	75.0
ワリス領及びフツナ諸島	WALLIS FUTUNA	681	175.0
フランス共和国	FRANCE	33	30.0
フランス領ギアナ	FR GUIANA	594	75.0
フランス領ポリネシア	FR POLYNESIA	689	150.0
ブルガリア共和国	BULGARIA	359	100.0
ブルキナファソ	BURKINA FASO	226	100.0
ブルネイ・ダルサラーム国	BRUNEI	673	100.0
ブルンジ共和国	BURUNDI	257	100.0
ベトナム社会主義共和国	VIETNAM	84	75.0
ベナン共和国	BENIN	229	100.0
ベネズエラ共和国	VENEZUELA	58	100.0
ベラルーシ共和国	BELARUS	375	100.0
ベリーズ	BELIZE	501	100.0
ペルー共和国	PERU	51	75.0
ベルギー王国	BELGIUM	32	40.0
ポーランド共和国	POLAND	48	100.0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	BOSNIA HERZEG	387	100.0
ボツワナ共和国	BOTSWANA	267	75.0
ボリビア共和国	BOLIVIA	591	75.0

ポルトガル共和国	PORTUGAL	351	50.0
ホンジュラス共和国	HONDURAS	504	75.0
マーシャル諸島共和国	MARSHALL IS	692	75.0
マイヨット島	MAYOTTE IS	262	75.0
マカオ	MACAO	853	75.0
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	MACEDONIA	389	75.0
マダガスカル共和国	MADAGASCAR	261	125.0
マディラ諸島	PORTUGAL	351	50.0
マラウイ共和国	MALAWI	265	100.0
マリ共和国	MALI	223	125.0
マルタ共和国	MALTA	356	75.0
マルチニーク島	MARTINIQUE	596	75.0
マレーシア	MALAYSIA	60	37.5
ミクロネシア連邦	MICRONESIA	691	100.0
ミャンマー連邦	MYANMAR	95	125.0
メキシコ合衆国	MEXICO	52	75.0
モーリシャス共和国	MAURITIUS	230	75.0
モーリタニア・イスラム共和国	MAURITANIA	222	125.0
モザンビーク共和国	MOZAMBIQUE	258	125.0
モナコ公国	MONACO	377	75.0
モルディヴ共和国	MALDIVES	960	100.0
モルドバ共和国	MOLDOVA	373	100.0
モロッコ王国	MOROCCO	212	75.0
モンゴル国	MONGOLIA	976	75.0
モンセラット	MONTSERRAT	1	100.0
モンテネグロ共和国	MONTENEGRO	382	100.0
ヨルダン・ハシミテ王国	JORDAN	962	100.0
ラオス人民民主共和国	LAOS	856	100.0
ラトビア共和国	LATVIA	371	75.0
リトアニア共和国	LITHUANIA	370	75.0
リヒテンシュタイン公国	LIECHTENSTEIN	423	40.0
リベリア共和国	LIBERIA	231	125.0
ルーマニア	ROMANIA	40	75.0
ルクセンブルク大公国	LUXEMBOURG	352	40.0
ルワンダ共和国	RWANDA	250	175.0
レソト王国	LESOTHO	266	100.0
レバノン共和国	LEBANON	961	175.0
レユニオン	REUNION	262	100.0
ロシア連邦	RUSSIA	7	75.0
香港	HONG KONG	852	22.5
社会主義人民リビア・アラブ国	LIBYA	218	100.0
赤道ギニア共和国	EQUAT GUINEA	240	175.0
台湾	TAIWAN	886	35.0
大韓民国	KOREA	82	25.0
中央アフリカ共和国	CENTRALAFRICA	236	175.0
中華人民共和国	CHINA	86	35.0
朝鮮民主主義人民共和国	KOREA-DPR	850	100.0
東ティモール	EAST TIMOR	670	175.0
南アフリカ共和国	SOUTH AFRICA	27	75.0

米領サモア	AM SAMOA	1	100.0
米領バージン諸島	AM VIRGIN IS	1	30.0
インマルサット(海域指定なし) B設備	INMRST - B	8703	500.0
インマルサット(海域指定なし) M設備	INMRST - M	8706	500.0
インマルサット(海域指定なし) ミニM設備	INMRST - MM	8707	500.0
インマルサット(海域指定なし) BGAN 設備	INMRST - BGAN	87077	500.0
インマルサット(海域指定なし) B(HSD)設備	INMRST - B - HSD	87039	500.0
インマルサット(海域指定なし) F/M4(HSD)設備	INM - F/M4-HSD	87060	500.0
イリジウム衛星携帯電話	IRIDIUM SAT	8816	500.0
		8817	500.0
スラージャ衛星携帯電話	THURAYA SAT	88216	250.0

附 則(平成7年4月28日 企第6号)
(実施時期)
この改正規定は、平成7年7月1日から実施します。

附 則(平成10年2月23日 企第155号)
(実施時期)
1 この改正規定は、平成10年4月1日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により締結しているポケット電話契約は、この改正規定実施の日において、無限定利用の一般ポケット電話契約を締結し、標準コースを選択しているものとみなします。

附 則(平成11年12月3日 企第324号)
(実施時期)
1 この改正規定は、平成12年1月1日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施の際現に、合併前のDDI北海道ポケット電話株式会社、DDI東北ポケット電話株式会社、DDI東海ポケット電話株式会社、DDI北陸ポケット電話株式会社、DDI関西ポケット電話株式会社、DDI中国ポケット電話株式会社、DDI四国ポケット電話株式会社及びDDI九州ポケット電話株式会社と締結しているポケット電話契約は、この改正規定実施の日においてDDIポケット株式会社と締結したポケット電話契約とみなします。

附 則(平成11年12月10日 企第326号)
(実施時期)
1 この改正規定は、平成12年1月1日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施の際現に、合併前のDDI北海道ポケット電話株式会社、DDI東北ポケット電話株式会社、DDI東海ポケット電話株式会社、DDI北陸ポケット電話株式会社、DDI関西ポケット電話株式会社、DDI中国ポケット電話株式会社、DDI四国ポケット電話株式会社又はDDI九州ポケット電話株式会社と一般ポケット電話契約を締結している場合における長期利用割引の適用においては、その一般ポケット電話契約に係る契約者回線の提供を開始した日を、DDIポケット株式会社と締結した一般ポケット電話契約に係る契約者回線の提供を開始した日とみなして経過期間を算定します。

附 則(平成12年1月24日 企第343号)
(実施時期)
1 この改正規定は、平成12年2月1日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成12年4月27日 企第382号)
(実施時期)
1 この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している料金種別お気軽コースの契約に係る料金その他の提供条件は、この改正規定にかかわらず、次の各号の規定によるほか、なお従前のとおりとします。

(1) 基本使用料
(1 契約ごとに月額)

料 金 額
1,350 円(税込価格 1,417.5 円)

(2) 通話料

通 話 料 の 適 用
第4(通話料)の2(料金額)に掲げる次の表に限り、契約者回線からの通話に係る通話料金については、同表により算定した額に2を乗じた額を料金とします。 (ア) 2-1(2-2~2-8以外のもの) (イ) 2-3(契約者回線から端末系事業者(当社が別に定めるもの)に限り、)の契約者回線等への通話に係るもの) (ウ) 2-4(契約者回線からPHS事業者(当社が別に定めるもの)に限り、)の契約者回線への通話に係るもの(通話時間が10秒を超える通話に限り、) (エ) 2-6(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるもの)に限り、)への通話に係るもの(その他の電気通信設備に係るものに限り、)

附則(平成14年6月10日 企第581号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成14年6月17日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に改正前の規定に基づき当社と締結している無線IP接続契約は、この改正規定実施の日において無線IP接続サービス卸契約約款(平成14年6月10日企第579号)に基づき当社と締結した無線IP接続契約とみなします。なお、改正前の料金表第1(基本使用料)の1(適用)の表の7(無線IP接続に係る基本使用料の適用)のク、ケ及びコの規定は、なおその効力を有します。

附則(平成17年2月2日)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年2月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、社名変更前のDDIポケット電話株式会社と締結しているポケット電話契約は、この改正規定実施の日において株式会社ウィルコムと締結したウィルコム通信契約とみなします。

附則(平成17年10月5日)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年10月5日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、平成17年10月5日から平成19年3月31日までの間にウィルコム通信契約を締結した契約者であって、当該ウィルコム通信契約を締結する前に協定事業者(当社が別に定めるものに限り、)が提供するPHSサービスを契約していた者は、その協定事業者のPHSサービスに係る契約期間を当社が別に定める方法により承継するものとします。

附則(平成22年2月10日)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年2月10日から実施します。

(その他)

2 平成22年6月1日以降、料金表第1表(料金)第1(基本使用料)の2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)の2(料金額)の表における、料金種別が新定額プランSを選択することができません。

附則（平成22年7月15日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成22年7月15日から実施します。

（その他）

2 平成22年7月15日から平成22年8月31日までの間、別記1の（3）については、以下の規定を加えて適用するものとします。

キ 自営端末設備（当社が別に定めるものに限り、）の機種購入又は変更と同時に、当該自営端末設備にかかる一般ウィルコム通信契約について新定額プランSの選択を申し出た者（法人を除きます。）

3 平成22年9月1日以降、料金表第1表（料金）第1（基本使用料）の1（適用）（1）基本使用料の料金種別のキの規定に関わらず、定期一般ウィルコム通信契約者は、平成22年9月1日以降、の2-1（一般ウィルコム通信に係るもの）の2（料金額）の表における、料金種別が新定額プランSを選択することはできません。

附則（平成22年12月10日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成22年12月10日から実施します。

（その他）

2 平成22年12月10日から平成23年2月28日までの間、料金表第1表（料金）第4（通話料）の1（適用）の(42)（総合利用型を選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）のAの規定は、以下のとおり読み替えて適用するものとします。

ア 総合利用型については、(41)（料金種別新定額プランSを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い）の規定について、この欄において準用します。

附則（平成23年3月1日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成23年3月1日から実施します。

（その他）

2 平成23年3月1日以降、料金表第1表（料金）第1（基本使用料）の2（料金額）の2-1（一般ウィルコム通信に係るもの）の表における、以下の区別及び料金種別については選択することができません。

一般ウィルコム通信の区別	無限定利用の区別	料金種別	料金額
無限定利用	標準型	昼得コース	1,980円 (税込価格2,079円)
		スーパーパックSコース	3,300円 (税込価格3,465円)
		スーパーパックLコース	5,000円 (税込価格5,250円)
		スーパーパックLLコース	12,000円 (税込価格12,600円)
		つなぎ放題コース	5,800円 (税込価格6,090円)

		パケコミネットコース	4,700 円 (税込価格 4,935 円)
		定額プラン	2,762 円 (税込価格 2,900.1 円)
		ビジネスタイム定額プラン	1,810 円 (税込価格 1,900.5 円)
	複合型 【ネット 25】		5,400 円 (税込価格 5,670 円)
	回線交換専用型	データバックコース	3,000 円 (税込価格 3,150 円)
		データバック mini コース	1,980 円 (税込価格 2,079 円)
特定通信限定利用 型 (文字電話)		標準コース	980 円 (税込価格 1,029 円)
		コミコミメールコース	1,780 円 (税込価格 1,869 円)
特定通信限定利用 型 (H ⁱⁿ 使っただけ コース)			

- 3 平成 23 年 3 月 1 日以降、定期一般ウィルコム通信契約者（区別が無限定利用・標準型であって標準コースを選択している者に限ります。）については、平成 23 年 2 月 28 日以前より継続適用している場合を除き、以下の規定は適用しません。

ア) 料金表第 1 表第 1 の 1 (適用) の (6) (定期一般ウィルコム通信契約に係る基本使用料の取扱い【年間契約割引】)

イ) 料金表第 1 表第 1 の 1 の (8) (特別複数回線割引の適用【データセット割引】)

ウ) 料金表第 1 表第 4 (通話料) の 1 (適用) の (11) (定期一般ウィルコム通信契約に係る通話料金の適用【年契 + メール割引サービス】)

エ) 料金表第 1 表第 4 の 1 の (12) (無限定利用を利用している場合における通話料金の適用【オプションメール放題】)

- 4 平成 23 年 3 月 1 日以降、定期一般ウィルコム通信契約者（新定額プラン、新トリプルプラン又は新定額プラン S を選択している者に限ります。）については、平成 23 年 2 月 28 日以前より継続適用している場合を除き、以下の規定は適用しません。

イ) 料金表第 1 表第 1 の 1 の (13) (特別DSL割引の適用【マルチパック】)

- 5 平成 23 年 3 月 1 日以降、第 2 項に規定する区別及び料金種別に関する約款の規定は、平成 23 年 2 月 28 日以前より継続適用している場合を除き、適用しません。